



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.19 2025

Yamanashi Prefecture's first nationally designated historical site from the case of KAI KOKUBUNJI Temple site	ISHIGAMI Takako	1
The Museum of Modern Yamanashi Historical Figures:10 Years of Progress	OBATA Shigeo	11
Diary of the <i>Soukaisyo</i> (The Management Records of the <i>Juichiya</i> Noguchi Family) in April,1796	NAKANO Kenji, EBINUMA Shinji, OBATA Shigeo, KANEKO Seiji, KANEKO Yutaro, KAMEI Daisuke, KOBAYASHI Kana, TAKANO Ai, CHIHARA Kouji, CHAEN Hiroki, HANZAWA Naoshi, HORIUCHI Toru, MIYAZAWA Fumie, MURAMATSU Ayame, WATANABE Mizuka	(37) 60
Detailed Measurements of materials exhibited "Seals: History & Culture"	EBINUMA Shinji	(31) 66
The <i>Suruga</i> and <i>Kai</i> Provinces in the <i>Fuji</i> River Water Transit and their Disputes — Introduction and Discussion of Historical Documents in “Basic Studies on the <i>Fuji</i> River Water Transit	NAKANO Kenji	(20) 77
“ <i>Makue</i> ” of the Dosojin Festival as a Tool for the Ritual to Eliminate Boundaries	MARUO Yoriko	(7) 90
The fans painting by <i>NAKAZAWA Toshiaki</i> (<i>Nensho</i>)	MATSUDA Misako	(1) 96



山梨県立博物館研究紀要

第十九集

二〇二五年三月



山梨県立博物館

研究紀要

第19集

2025

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

山梨県初の史蹟指定 ～甲斐国分寺跡の事例から～	石神 孝子	1
山梨近代人物館10年のあゆみ	小畑 茂雄	11
《資料紹介》 「寛政九年巳九月 会所日記」 (山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)	中野 賢治 海老沼真治 小畑 茂雄 金子 誠司 金子裕太郎 亀井 大輔 小林 可奈 高野 愛 千原 鴻志 茶園 紘己 半澤 直史 堀内 亨 宮澤富美恵 村松 菖蒲 渡邊みずか (縦組37)	60
《資料紹介》 「印章展」出品資料の法量詳細	海老沼真治 (縦組31)	66
富士川水運における駿河・甲斐両国の河岸とその争論 —『富士川水運に関する基礎的研究』掲載史料の紹介と考察— …	中野 賢治 (縦組20)	77
境を開く「幕絵」 —祭礼用具としての理解を試みる—	丸尾 依子 (縦組 7)	90
《資料紹介》 中澤年章の扇面絵	松田美沙子 (縦組 1)	96



山梨県立博物館

研究紀要

第19集

2025

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

山梨県初の史蹟指定

～甲斐国分寺跡の事例から～

石 神 孝 子

1 はじめに

山梨県立博物館では、令和6年12月21日（土）から令和7年2月24日（月）まで、令和6年度シンボル展「甲斐国分寺」を開催した。

「甲斐国分寺」は、天平13年（741）に聖武天皇による「国分寺建立之詔」により、建立された寺院であるが、一方で大正11年（1922）10月12日に内務省により当県ではじめて史蹟指定された遺跡でもある。

筆者は展示会サブ担当の1人として、考古資料の展示を中心に企画に関わった。この作業の中で筆者は、護国山国分寺が所蔵する近世、近代の資料を実見する機会を得た。護国山国分寺は、甲斐国分寺が奈良時代に建立されて以降、鎌倉時代に焼失、その後武田信玄により再興されたとされる寺院である⁽¹⁾。特に薬師堂は甲斐国分寺の金堂跡直上に建てられており、薬師如来像が安置され、天皇家のご由緒寺でもあり地域で厚く信仰されてきた。

このような背景にあって、護国山国分寺は近世以降の資料を多数所蔵してきた。中でも近代の国分寺のようすについては、当時の住職であった浅野省吾氏による詳細な記録が残されている。このうち甲斐国分寺跡の史蹟指定前後のようすについては、当県の文化財保護行政の具体的な状況を知ることができる大変貴重な資料である。

本稿では、今回の展示会で公開されたこれらの資料をもとに、県内で初めて史蹟指定された甲斐国分寺跡の指定背景について紹介したい⁽²⁾。

2 史跡甲斐国分寺跡について

甲斐国分寺跡は、笛吹市一宮町国分地区に所在する。大正11年の史蹟指定後、昭和40年代に山梨県教育委員会が発掘調査を行い、その後一宮町教育委員会により調査が継続された。また一宮町教育委員会による史跡整備においては、発掘調査により塔跡を明らかにしている。平成16年の市町村合併により誕生した笛吹市教育委員会はこれらの成果を引き継ぎ調査を進め、これまでに金堂、講堂、回廊跡等を明らかにした⁽³⁾。

伽藍配置は「大官大寺式」とされ、金堂と中門をつなぐ回廊に囲まれた広場、及び金堂跡とその北側に位置する講堂跡の間には、扁平な川原石が敷き詰められた空間が広がるなど、豊富な石材を駆使した「石の国分寺」として、甲斐国分寺独自の個性的な様相が明らかとなっている。また創建時の瓦は8世紀代のものである。これらを製作した瓦窯跡は、甲府市川田町に所在する川田瓦窯跡、桜井町の上土器遺跡で、甲府市教育委員会により発掘調査が行われている⁽⁴⁾。また国分僧寺、国分尼寺及び周辺遺跡からは多数の墨書土器が出土している。

なお甲斐国志には「当寺ハ建長七年諸堂回祿ノ災ニ罹リ其ノ後修理アリト雖モ室町ノ季世ニアタリテ法

灯絶エダエニナリシヲ信玄ノ時仮ニ小庵ヲ建テ廿二貫五百文ノ寺領ヲ寄附シ快岳周悦ヲ住セシム」と記され、建長7年（1255）に火災により焼失、14世紀に一時再興したが衰退し、その後武田信玄により再興されたとの記録がある（5）。

再興された国分寺は臨済宗妙心寺派寺院の護国山国分寺として、甲斐国分寺金堂跡の基壇部に薬師堂及び本堂が立地した。さらに講堂跡にはその開始は不明であるが墓地が広がり、墓域の中で礎石が保存されてきた。講堂跡の礎石は27個が所在し、遺存状態は良好である。

一方で護国山国分寺には、江戸時代に徳川幕府から与えられた朱印状を初めとする文書や大正時代のご由緒寺に係る文書等、また表札や下馬札などが保管されている。

3 明治期から戦前までの文化財保護行政の状況

(1) 廃仏毀釈による文化財の破壊・散逸と文化財保護

甲斐国分寺跡の史蹟指定に至る背景について考えるに際し、まずは当時の文化財保護を巡る環境について、確認したい。

明治時代以前において、現在文化財としての価値を有する建造物や美術工芸品等の保護については、制度化されることはなく、文化財は長く所有者によって維持・管理されてきた。

このような背景のもと徳川幕府による大政奉還後、明治政府により慶応4年3月（1868年4月）に発布された「神仏分離令」は、神道と仏教を分離することを意図したものであったが、明治維新の文明開化の中で旧物からの脱却の風潮が高まったこともあり、廃仏毀釈運動につながった。全国各地で仏教関係の寺院等に圧力がかかり、また寺院建造物や仏教関係の美術工芸品等が破壊され、海外へ流出するなど、多くの文化財が失われるきっかけとなった。

山梨県史によれば、本県において廃仏毀釈がどのように進んだかは定かではないとされるが、明治元年（1868）に六所明神社（甲州市塩山）の金仏が鋳つぶされる、明治2年（1869）に北口本宮富士浅間神社（富士吉田市）の仁王像の首が破損され、獄門にかけられるなどの記録が見られ、その影響は少なからず認められる。また明治6～8年（1873～75）の間に無住寺院約200件が廃寺処分となったほか、約50の梵鐘が売却、さらに山梨郡熊野村（甲州市塩山）権現社は熊野皇太神宮と改称、富士山山頂文殊ヶ岳は三島岳に、薬師ヶ岳は玖珠師岳にそれぞれ名称を改めるか検討が加えられるなど各方面において影響があったとされる（6）。

このような風潮を危惧した明治政府は文化財を保存するため、明治4年（1871）に「古器旧物保存方」太政官布告を公布、宝物や仏像、祭器など31品目を指定した上で文化財の品目と所有者のリストを作成、県知事へ提出することを求めた。また明治13年（1880）頃からは、内務省が社寺の維持管理基金として古社寺保存金の交付を開始し、明治27年（1894）までに全国539社寺が交付を受けている。

さらに明治17年（1884）頃からは、文部省が古美術の保存状況について調査を開始、宮内省では明治21年（1888）に臨時全国宝物取調局を設置し、のちにとともに協力して調査を進めた。この調査は古文書、絵画、彫刻、美術工芸、書籍等を対象とし、取調局により鑑定が行われた資料は合計21万5091点に上った。

この調査結果を踏まえ、さらに古社寺保存の機運の高まりもあり、明治30年（1897）には「古社寺保存法」が制定された。法では価値の高い社寺建造物、宝物の保存を目的としたが、一方で個人所有または地方自治体所有の文化財については対象外とされた。

その後、昭和恐慌の影響により多くの文化財が海外流出したことをきっかけとして、昭和4年（1929）には「国宝保存法」が制定された。これにより社寺所蔵以外の文化財についても保存の対象とした。また特別保護建造物、国宝の区別を見直し、全てを国宝とした。昭和8年（1933）には、未指定文化財の海外流出を防ぐことを目的として、臨時的に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。これにより文化財の輸出及び輸入には、国の許可が必要となった。

（2）史跡名勝天然記念物保存法の制定

有形文化財の保護制度が徐々に整備される中であって史蹟名勝天然記念物については、古墳及びその出土遺物の保護を対象に、明治7年（1874）「古墳発見ノ節届出方」、明治13年（1880）「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」により古墳の発掘規制と不時発見の届け出について定められた。

一方貴族院は、古社寺保存法の成立に対し、史跡名勝天然記念物の保護制度の遅れにより、遺跡の破壊が進むことを問題視した。その上で明治44年（1911）「史蹟及び天然記念物保存ニ関スル建議」が採択されると、同年には「史蹟名勝天然記念物保存会」が設立されるなど、史蹟保存についての関心が醸成された。こうした機運を受け大正8年（1919）には「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定された。法では、史蹟名勝天然記念物は内務大臣が指定すること、現状変更は許可行為によること、管理については当該県知事が行うことが定められている。

なお文化財保護行政については、大正2年（1913）に内務省から文部省へ移管され、史蹟名勝天然記念物法保存法についても昭和3年（1928）に文部省の管轄となった。

また昭和24年（1949）の火災による法隆寺金堂壁画の滅失をきっかけに、文化財保護に係る「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然記念物保存法」等は統合され、さらに無形文化財、及び民俗文化財を保護の対象に加えた「文化財保護法」が昭和25年（1950）に制定され、改正されながら現在に至っている（7）。

4 大正期における甲斐国分寺跡の史蹟調査

（1）本県における戦前の史跡保護の取り組み

明治30年（1897）に古社寺保存法、大正8年（1919）に史蹟名勝天然記念物保存法が制定されると、文化財保護への関心が高まった。本県においても大正4年（1915）には山梨県史編纂会が発足するなど、郷土史研究を進める機運が高まった。また史蹟名勝天然記念物保存法では、県知事が保存物を仮指定することができるため、山梨県は大正9年（1920）に史蹟名勝天然記念物保存費を新設、予算1,000円を計上した。一方で調査委員会規定を整備し、委員に内務部長、県職員7名、県議会議員3名のほか、郷土史家である石塚末吉、赤岡重樹、土屋操、広瀬広一の各氏を任命した（8）。

このように文化財保護の環境が整えられていく中で、大正10年（1921）には管理及び保存費補助規定により県が計上した保存費の運用が開始された。補助対象は囲柵の設置、標柱設置等の史蹟管理に伴う経費で、文化財保存の主体は基本的に地元市町村であった。これは地域による文化財保護意識の醸成を促すことを目的としたためである。なお、この時点で県が何件の史蹟を仮指定したのか、また具体的な保存対象の名称は明らかではない。

護国山国分寺所蔵資料No.87「山梨縣史蹟名勝記念物保存設備費募集帳 認定史蹟地國分寺」（9）では、「今

回縣令第八号ヲ以テ、縣下名勝史蹟記念物保存ノ主意ニ依リ、當國分寺モ金堂及七層塔ノ礎石等ハ、既ニ史蹟保存物トシテ認定セラレ、補助費下附スベキニ付キ、保存設備ノ方法並ニ經費ノ概算書差シ出スベキ旨、村長ヨリ通知アリ（中略）大正拾年三月廿五日」と見える。ここから甲斐国分寺跡の金堂と塔跡が、すでに保存物として県により仮指定され、史蹟名勝天然記念物保存費の下付を申請する準備を行っていることが理解できる。資料には寄付者の氏名と寄付金額の一覧が記されることから、県の補助費の目的に従い、護国山国分寺の檀徒信徒から寄付金を募ったうえで、これを運用により維持管理費を捻出する当時の具体的な仕組みを知ることができる。なお、この補助願いが県へ提出されたか否かについては定かではない。

さらに資料リスト№88「史蹟保存費補助願」⁽⁹⁾は、№87より4日早い大正10年（1921）3月21日に作成されたもので、現在でいう補助金申請書である。ここでも保存物は「イ金堂礎石 ロ七層塔礎石」と見える。ただし当時「金堂礎石」としているものは、現在講堂跡と認識されるものである。また補助金の使用計画では、「一、金堂ノ礎石」二十七点すべてに「各番号ヲ附セル標柱（一寸角木材）ヲ建テ、其ノ保存物ナルコトヲ表示スル事、境内樓門ノ傍ニ大標柱（五寸角二間）ヲ建テ史蹟保存物金堂礎石ノ文字ヲ見、同標柱ノ側面ニ勅宣建立ノ概況ヲ記ス」としている。また「一、七層塔ノ礎石」には「周圍大間四面ニ高サ四尺寸角ノ木材ヲ以テ柵ヲ回シ、其ノ正面ニ史蹟保存物七層塔ノ礎石ト題スル標柱（長サ一尺一寸）ヲ建ル事、」で、工事經費の概算が記載され、金堂礎石及び七重塔の2件で合計金一五百五十九円七十銭及び保管費金十八円を要するとしている。なお郷土史家の水上文淵氏が表した「史蹟名勝天然物」⁽¹⁰⁾には、有刺鉄線に囲まれ厳重に保存された塔跡礎石のモノクロ写真が掲載されることから、県からの保存費または檀徒信徒の寄付により保存費を得て保存工事が行われたことを理解することができる（写真1）。

(2) 柴田常恵考査官について

国は史蹟名勝天然記念物保存法の制定に先駆け、「史蹟名勝天然記念物調査會」を設立、その役割は史跡名勝天然記念物調査會官例で定められた⁽¹¹⁾。これによると「史跡名勝天然記念物ハ、内務大臣ノ監督ニヨリ史蹟天然記念物ノ保存ニ関スル事項ヲ調査スル」こととし、「調査會ハ史跡名勝天然記念物ノ保存ニ関シ、内務大臣ノ諮問ニ関シテ意見ヲ開申レ、又ハ内務大臣ニ建議スルコトトス」としている。また「考査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ考査ニ従事ス」とあり、考査員が実際に現地に赴いて保存物の調査を行うこととなっている。なお大正8年（1919）5月における調査會名簿を確認すると、史跡名勝天然記念物協會会長で法の制定にも貢献した徳川頼倫、歴史学者で文化財の保存に尽力した黒坂勝美の名前も見える。なお考査員は臨時の職で、13名の名前が認められる。この13名は地質学や動物学、植物学、文学などをそれぞれ専門とし、特に歴史系分野では奈良帝室博物館所属で美術史を専門とする水木要太郎と考古学を専門とする柴田常恵の2名であった。従ってこの時期指定された史跡の現地調査は、ほぼすべてを柴田常恵考査官が担当したと思われる。

柴田常恵は明治10年（1877）7月18日、愛知県春日井郡大曾根村（現名古屋市中東区）の浄土真宗瑞忍寺住職の三男として誕生した。中学時代に坪井正五郎の講義を受けたことをきっかけに、明治35年（1902）に東京帝国大学雇となり、理学部人類学教室に所属する。明治39年（1906）からは理科大学助手となり、坪井正五郎に助力した。大正9年（1920）には前年に制定された史跡名勝天然記念物保存法により、内務省の考査員となった⁽¹²⁾。

史蹟名勝天然記念物は、最初の指定が大正10年（1921）3月3日で兵庫県の五色塚古墳や播磨国分寺、山田寺などが、続いて2回目は翌11年（1922）3月8日に大阪府の牧野車塚古墳などが、3回目は同年10月12日で本県の甲斐国分寺跡とともに平城京址や武蔵国分寺など31件が史蹟指定されている。これらの史蹟はすべて柴田常恵の調査によるものであろう。調査した遺跡がすべて史蹟指定されるわけではないことを勘案すると、かなり早い速度で調査を進めていたと推察される。

なお、國學院大學の大場磐雄教授は、柴田常恵について「全体に地味で学会を驚かした論著は少ないが、学問的知見の広さ、博学多識とはまさに氏のこと」と評している。戦前の文化財保護行政史は柴田常恵そのものと言っても過言ではない⁽¹³⁾。

さらに柴田常恵の各地の調査記録は、柴田常恵野帳資料82冊、プリント写真を添付したアルバム47冊、自筆原稿108冊、拓本5,837枚が存在し、そのすべては國學院大學博物館が所蔵している。柴田常恵野帳資料とアルバムはデータ化され、國學院大學デジタルミュージアムで公開されている（写真2）⁽¹⁴⁾。

（3）柴田常恵による調査

柴田常恵による甲斐国分寺跡の史蹟指定に向けた具体的な調査内容については、護国山国分寺に残された資料、及び國學院大學デジタルミュージアムが公開する柴田常恵野帳資料により知ることができる。

國學院大學柴田常恵野帳資料No.42には甲斐国分寺跡を訪れ調査した内容として、素弁八葉蓮華文軒丸瓦の瓦当及び断面図、丸瓦、平瓦のスケッチ（寸法入り）及び下馬札と下馬札に記された文字が記録されている。また七重塔礎石配置についても略図を作成している。下馬札については現在も護国山国分寺に所蔵が認められるが、氏が調査した素弁八葉蓮華文軒丸瓦等の瓦については、現在該当する個体を確認することは困難で、どこに所蔵されているのか定かでない。

一方で野帳資料には、甲斐国分寺跡についての調査記録も記される。甲斐国分寺跡の南側に所在し、当時は安倍晴明屋敷と認識された長徳寺とその北側に所在する2つの礎石建物跡、及び当時国分寺と考えられていた寺本廃寺についての調査を行っており、前者についてはそれら平面図のスケッチ、後者については塔の心礎の詳細なスケッチと所在地名を記している。

なお、護国山国分寺の浅野省吾住職が作成した資料No.92三時回向文では、「内務省ハ大正拾年八月廿七日柴田勝恵考査官出張調査同拾壹年十月十二日史蹟保存指定大臣公表セラル」と見え、柴田常恵考査官による現地調査が大正10年（1921）8月27日であり、柴田常恵野帳資料に記されたのはこの時のものであると推察される。柴田常恵を「勝恵」としたのは、聞き書きによる誤認であろう。

また上記に続き、「宮内省ハ大正拾壹年十月廿二日史蹟公表ニ付、御由緒上増田于信御用係末寺調査、特ニ先規ニ付注意アリ 御紋章ハ本尊御尊牌奉安ノ莊嚴具ニ限ル事」と見え、史蹟指定により、引き続きご由緒寺の調査が宮内省御用係である増田于信により行われ、天皇家の紋章仕様方法について条件付で利用が許可されたことも併せて記される（図版1）。

さらに当館所蔵資料である水上文淵が著した「史蹟名勝天然物 一」には、これらを補足する記載が見られる。

郷土史家で一宮尋常小学校（現一宮西小学校）校長であった水上文淵は、一連の甲斐国分寺に関連する文化財保護活動を時系列で記録している。これによると最も早い記録は大正7年（1918）に水上文淵により、明治43年（1910）12月に徳川頼倫を会長として設立された「史蹟名勝天然記念物保存協會」に宛て「国

分寺七重塔ノ跡実地調査方願出ツ（願主水上文淵）」としている。おそらく大正8年（1919）に「史蹟名勝天然記念物法」が制定されることを見込んでのことであろう。なお同年には「青年ヲシテ國分寺ニ標札ヲ建テシム」とあることから、地域での保護活動も活発化したのではないであろうか。大正10年（1921）頃からは史跡指定に向けた動きが活発化する。1月には県史蹟名勝天然記念物調査員事務官落合慶四郎が国分寺を視察、3月には国分寺より保存願を県へ提出している。この時の申請書案を作成したのは水上文淵であり、国分寺が作成すべき申請書を代筆していることがわかる。7月には県から標杭が下付され、翌月8月に国内務省柴田常恵考査官が調査を行い、調査結果が県を通じて内務省へ提出した旨記載が認められる。なお指定に係る新聞報道が大正11年（1922）7月16日にあったことの記録も見られる。大正11年11月6日に「石和警察署一宮駐在巡查宛 史蹟名勝天然記念物指定ノ件」として、「客月十二日内務省告示第二百七十号ヲ以テ一宮村甲斐国分寺跡ヲ指定セラレ候ニ付テハ、大正（八）法律第四十四号別紙法令（抄録）ニ違ふ者ナキ様、嚴重取締セラルヘシ」とあり、史跡の棄損がないよう取り締まることを通知している。

なお現在も現地を踏査すると、当時設置した史跡境界杭を数点確認することができる。表面には「内務省」と刻まれ、裏面には「大正十二年（十三年？）十二月建立」と認められることから、大正11年10月12日の官報告示以降、翌年12月に史跡境界杭の設置が行われたことがわかる（図版2）。

一方、水上文淵が著した「史蹟名勝天然物 二」には、甲斐国分尼寺跡の調査に係る記載が見られる。これによると甲斐国分寺跡史蹟指定の翌年である大正12年（1923）6月28日に柴田常恵考査官が甲斐国分尼寺調査のため再び山梨県に来訪、水上文淵は村長に伴い安倍晴明屋敷とされる遺跡へ案内した。記録によると水上は安倍晴明屋敷を国分尼寺跡であると推定し、図面を作成した上で同所から出土した瓦の拓本を作成、これらを柴田常恵考査官へ送付して甲斐国分尼寺とするよう依頼した。安倍晴明屋敷は、甲斐国分寺跡の北方約500m地点に所在する現在の国分尼寺跡であるが、甲斐国志には「安倍晴明屋敷」と見えることから、当時は国分尼寺跡と認識されていなかった。この時、柴田常恵考査官は甲斐国分尼寺跡については課題としたと思われる。水上は調査のようすについても詳細に記録している。「氏（柴田常恵考査官）ハ場所ヲ分間圖ニ照ラシ土地ノ古老ヲ呼テ、土堤ノ所在ヲ問ヒ、踏査ヲ為スコト五時間餘、夫ヨリ長徳寺ト小學校トニ保存セル、同所ヨリ出テタル紋瓦ヲ調査之最後ニ、余カ宅ニ来リ集メ置ケル土石器ヲ視察シ、長昌寺所蔵書寫大般若經ノ奥書ヲ手帖ニ寫シ、七時退去セラレタリ」。柴田常恵野帳資料には、長徳寺所蔵大般若經の奥書の書写は見られないが、長徳寺と国分尼寺跡の金堂、講堂の配置を記していることから、これはこの時に記録されたものであることが推察される（写真2－5左）。

また寺本廃寺については、当時国分尼寺跡と考えられていたことから、翌日の29日には当地の調査を行っている。前出のとおり柴田常恵野帳資料にある寺本廃寺の塔の心礎の詳細なスケッチは、この時に作成されたものであろう。なお柴田常恵野帳資料は、調査した順番に記載されたというより、ある程度関連する遺跡ごとに記載されたようである。

甲斐国分尼寺の指定については、昭和24年7月13日に官報告示されていることから、柴田常恵考査官の調査は資料の蓄積とし、この時点では指定に直接結びつかなかったのではないかと推察される。

5 山梨県初の史蹟の誕生

柴田常恵考査官の調査を経て、甲斐国分寺跡は内務省により大正11年（1922）10月12日に「甲斐国分寺跡」として国史蹟に指定され、内務省270号として官報告示された⁽¹⁵⁾。指定文では「現国分寺寺域内ニ金堂趾ト認ムヘキ地點アリ 前著ニハ礎石二十七個後者ニハ中央ニ■孔ヲ存スル心礎以下十四個ヲ舊位置ニ存シ又南大門趾ト認ヘキ地點ニ礎石五個ヲ存シ舊規ノ見ルヘキモノアリ」とし、金堂址及び塔跡の遺構を指定対象とした⁽¹⁶⁾。なお、金堂趾はその後の調査により、護国山国分寺薬師堂の建つ場所が金堂基壇とされ、当時金堂趾として指定された建物跡は、講堂跡であることが明らかとなっている。また大正12年（1923）2月13日には一宮町が管理団体に指定されている。

指定後、地域での保護活動の機運が高まり、檀信徒により管理・運用が行われていた。さらに昭和5年（1930）頃までには「史蹟国分寺保存會」が発足、寺だけでなく会も含め史蹟保存が進められた。しかし、こうした地域住民を中心とした保存活動は、第二次世界大戦などを経てその機運は次第に消沈してしまった⁽¹⁷⁾。

6 おわりに

甲斐国分寺跡の史蹟指定に係る当時の状況について、護国山国分寺所蔵資料や國學院大學デジタルミュージアム公開の柴田常恵野帳資料、当館所蔵の水上文淵が著した「史蹟名勝天然物」等資料を中心に概観した。甲斐国分寺跡は当県で初めての指定を受けた史蹟であると同時に、その存在を通して山梨県の文化財保護行政史、または史蹟保存の黎明期を知ることができる。今後も甲斐国分寺跡の考古資料だけでなく、関係資料の解析から甲斐国分寺跡の価値について明らかにしていく必要がある。また同じ手法で他の史蹟の指定経緯についても明らかにすることが有効であると感じた。

史蹟甲斐国分寺跡は令和6年度段階で指定103年が経過し、現在は保存整備に向けて発掘調査が進行している。また令和6年（2024）3月には史蹟国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画が策定された。指定時に地域の檀信徒が中心になって保護活動を推進したのと同じように、今、未来に向かって地域が史蹟を守り伝えることが必要である。

【註及び引用文献】

- (1) 護国山国分寺は笛吹市教育委員会が行う国史蹟甲斐国分寺跡の整備に伴い、平成18年（2006）に史蹟の南西側に移転を完了した。
- (2) 小稿は令和6年度山梨県立博物館シンボル展「甲斐国分寺」に関連し、令和7年1月19日に開催したかいじあむ講座「国分寺が山梨の宝になった日」の講演内容である。
- (3) 笛吹市教育委員会「史蹟甲斐国分寺跡」笛吹市文化財調査報告書第43集 2020
- (4) 甲府市教育委員会「上土器遺跡」『甲府市内遺跡Ⅰ』甲府市文化財調査報告26 2004 59～81頁
- (5) 佐藤八郎・佐藤森三校訂「護国山国分寺」『大日本地誌大系 甲斐国志』第三卷 雄山閣 1971 251～252頁
- (6) 山梨県「四 文化財の保護」『山梨県史』通史編5 近現代1 2002 731～741頁
- (7) 文化庁『文化財保護法五十年史』ぎょうせい 2001年
- (8) 山梨県「四 文化財の保護」『山梨県史』通史編5 近現代1 2002 739～741頁
- (9) 翻刻は当館茶園紘己学芸員による。なお茶園学芸員は令和6年度シンボル展「甲斐国分寺」の主担当者である。
- (10) 水上文淵『史蹟名勝天然物 一』（大正12年）山梨県立博物館蔵
- (11) 『大正9年内務省名簿』1919 64頁

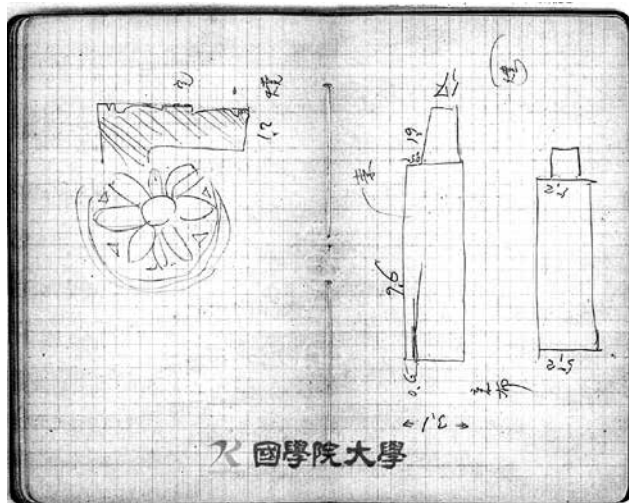
- (12) 田中秀典「近代日本の文化財保護行政における柴田常恵」『平成14年度 國學院大學學術フロンティア構想「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」事業報告』2003年
田中秀典「柴田常恵資料の整理・保存作業」『國學院大學學術フロンティア事業研究報告 人文科学と画像資料研究』第1集 2004年
- (13) 山内利秋「文化財担当者柴田常恵の記録―大場磐雄との関係性を軸に」『國學院大學學術フロンティア事業研究報告 人文科学と画像資料研究』第1集 2004年
- (14) 歴史・考古学 『柴田常恵野帳資料』『柴田常恵写真資料』『柴田常恵拓本資料』 國學院大學博物館所蔵
- (15) 印刷局「告示◎内務省告示第二百七十號」『官報』第三千六十一號 1922年10月12日
- (16) 笛吹市教育委員会『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画』「2 指定説明文とその範囲 1 甲斐国分寺跡」2024
- (17) 山梨県立博物館令和6年度シンボル展「甲斐国分寺」リーフレット 2024年 4頁引用

【参考文献】

- ・文化庁文化財部『未来に伝えよう文化財』2011年10月
- ・山梨県『山梨県史』近現代19 教育・文化 2002年
- ・枝川明敬「我が国における文化財保護の史的展開……特に、戦前における考察」『文化財情報学』『駿河台大学文化情報学部 紀要』第9巻第1号 2002年



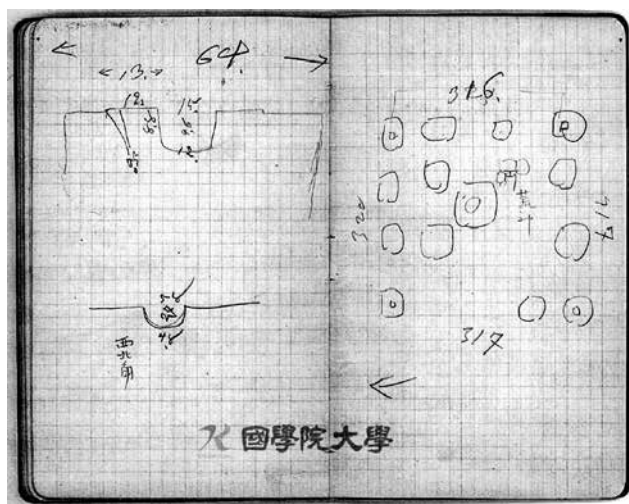
【写真1】大正10年頃の甲斐国分寺塔跡の保存状況 有刺鉄線で囲まれている。



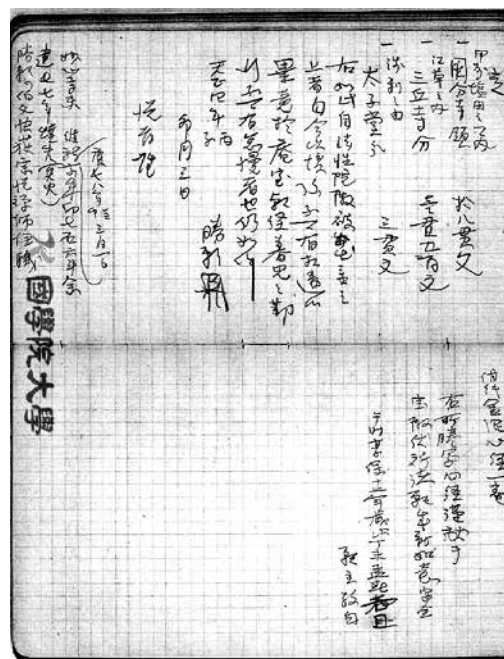
【写真2-1】甲斐国分寺瓦（素弁八葉蓮華文軒丸瓦、丸瓦）



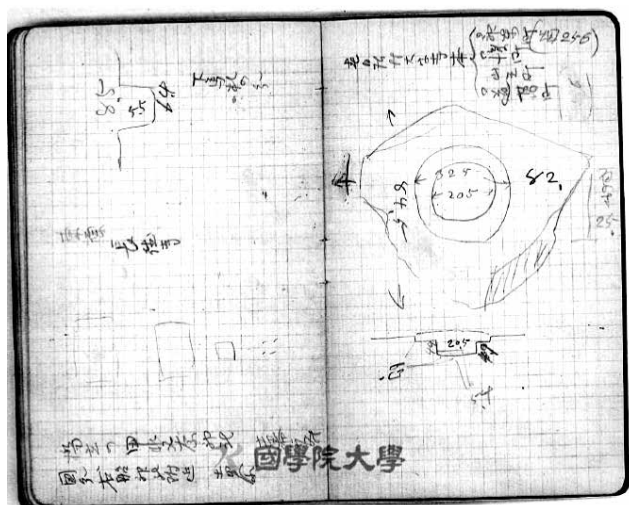
【写真2-2】平瓦及び下馬札



【写真2-3】甲斐国分寺塔跡平面図



【写真上2-4】護国山国分寺所蔵資料写



【写真左下2-5】左：安部晴明屋敷スケッチ 右：寺本廃寺塔跡心礎スケッチ

【写真2-1～5】出展：柴田常恵野帳資料No.42／國學院大學博物館蔵



【写真3-1】山梨県東八代郡一宮村大字国分 国分寺所蔵紋瓦（出典：水上文淵『史蹟名勝天然物 一』より）



【写真3-2】山梨県東八代郡一宮村大字国分 国分寺紋瓦一宮校（現一宮西小学校）所蔵
（出展：水上文淵『史蹟名勝天然物 一』より）

山梨近代人物館10年のあゆみ

小 畑 茂 雄

はじめに

山梨近代人物館（以下「近代人物館」）は、平成27年（2015）4月に山梨県庁舎別館内（以下「県庁舎別館」）に開館して10周年を迎える⁽¹⁾。節目となる令和7年（2025）4月、同館は現在地での役割を終えることになったが、本稿はその10年のあゆみを記録に残すものである⁽²⁾。その目的は、10年間の近代人物館の活動による、山梨の人物史を中心とする歴史・文化の関心、同分野の調査・研究に対する影響について、現段階での評価を試みることにある。なお、筆者は同館の整備に関与したことから、本稿は証言的記録としての性格ももつ。

なお、本稿は現代の事柄をあつかうものであり、存命・物故に関わらず多くの人物を扱うが、近代人物館の整備等に関する人物は「氏」等の敬称ないし職名等で記述し、展示に関する歴史上の人物は敬称を略して記述する。



山梨近代人物館第20回展示

1. 施設の概要

まず、近代人物館の施設としての概要をみてみたい。立地するのは県庁舎別館（山梨県甲府市丸の内一の六の一）2階の東南側の一角である。

県庁舎別館は、第5代県令藤村紫朗⁽³⁾が建設した甲府市錦町の庁舎（現在の甲府市役所の位置）から旧制山梨県立甲府中学校（現在の県立甲府第一高等学校）があった旧甲府城跡楽屋曲輪内への移転という形で、昭和5年（1930）3月31日に竣工した。



竣工当時の県庁舎別館
清水建設株式会社蔵

建設にあたったのは合資会社清水組（現在の清水建設株式会社）で、同3年に完成した県会議事堂とともに施工を担当した。設計は図面などの記録に山梨県建築係との記載があるが、東京帝国大学の佐野利器⁽⁴⁾の指導があったとされている。佐野は、昭和38年（1963）に完成した県庁舎本館の構造設計を担当した内藤多仲⁽⁵⁾の師にあたることから、師弟の作品が構内に並ぶこととなった。なお、県庁舎別館は、平成21年（2009）12月に山梨県指定文化財（有形）となっている。

有形文化財となった県庁舎別館であるが、県指定の時点で竣工後79年が経過しており、経年による老朽化が著しく、耐震基準にも適合していなかったため、平成25年（2013）12月から全面的な耐震改修工事

に着手した。改修工事は耐震壁や柱の追加設置といった耐震性の向上のほか、庁舎としての利用の過程で増築・改装された部分の撤去も行われ、県指定文化財にふさわしい創建当時の姿への復元という目的もあわせて進められた。

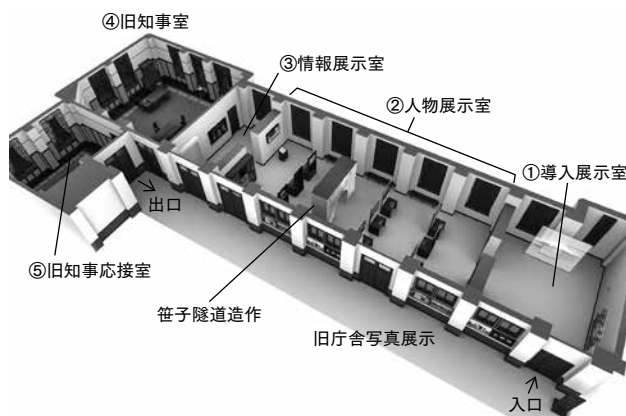
近代人物館は、この建築改修工事にあわせて整備されることとなり、1年3か月の工事に平行して展示準備が進められ、工事最終段階に展示施工がおこなわれた（第2章参照）。

レトロな雰囲気の近代建築内に設置された近代人物館の機能は、山梨にゆかりを持つ人物を紹介する目的のほか、県庁に立地することから県政のあゆみを紹介するとともに、有形文化財として整備時の姿によみがえった県庁舎別館の紹介も兼ねて準備された。

その展示にまつわる機能・設備は以下のような構成からなっている。



佐野利器 国立国会図書館
「近代日本人の肖像」より



山梨近代人物館俯瞰図

①導入展示室

展示対象とする50人の概略的な紹介および導入映像の展示。

②人物展示室

展示対象とする50人のうち9人ずつのテーマ展示および子ども向け展示。

③情報展示室

展示対象人物に関する地域情報などのほか、文化財としての県庁舎別館の紹介。

④旧知事室

文化財としての県庁舎別館の雰囲気および内装をそのまま紹介。

⑤旧知事応接室

県政のあゆみや歴代知事・庁舎、記録映像を紹介する端末を設置。

⑥正庁（県庁舎別館3階）

旧知事室とあわせ県庁舎別館の雰囲気および内装をそのまま紹介。

近代人物館で紹介している人物は表1に掲げる50人である。各展示室の概要については、動線順に概説する。

表1 近代人物館の紹介人物

	人物名	読み	分野	生年	没年	出身地	展示紹介回
1	高野 正誠	たかのまさなり	農林業	嘉永5年(1852)9月21日	大正12年(1923)9月4日	甲斐国八代郡上岩崎村(甲州市)	②⑦⑯⑱
2	塚本 定右衛門	つかもとさだえもん	農林業	文久元年(1861)	昭和23年(1948)6月6日	近江国神崎郡川並村(滋賀県東近江市)	③⑦⑯⑱⑳
3	土屋 龍憲	つちやりゅうけん	農林業	安政6年(1859)6月14日	昭和15年(1940)	甲斐国八代郡下岩崎村(甲州市)	③⑦⑱
4	八田 達也	はったたつや	農林業	嘉永7年(1854)8月12日	大正5年(1916)6月4日	甲斐国山梨郡歌田村(山梨市)	⑥⑪⑯
5	雨宮 敬次郎	あめみやけいじろう	政治経済	弘化3年(1846)9月5日	明治44年(1911)1月20日	甲斐国山梨郡牛奥村(甲州市)	①⑧⑯⑱⑲
6	石橋 湛山	いしばしたんざん	政治経済	明治17年(1884)9月25日	昭和48年(1973)4月25日	東京府芝区(東京都港区)	②⑥⑭⑮
7	小田切 謙明	おだぎりけんめい	政治経済	弘化3年(1846)12月1日	明治26年(1893)4月9日	甲斐国山梨郡西青沼村(甲府市)	⑤⑨
8	小野 金六	おのきんろく	政治経済	嘉永5年(1852)8月18日	大正12年(1923)3月11日	甲斐国巨摩郡河原部村(韮崎市)	①⑧⑪⑱
9	河西 豊太郎	かさいとよたろう	政治経済	明治7年(1874)2月18日	昭和34年(1959)6月27日	山梨県巨摩郡十日市場村(南アルプス市)	①⑧⑭⑱
10	小林 一三	こばやしいちぞう	政治経済	明治6年(1873)1月3日	昭和32年(1957)1月25日	山梨県巨摩郡河原部村(韮崎市)	①⑥⑧⑫⑱⑲
11	栗原 信近	くりはらのおちか	政治経済	天保15年(1844)9月21日	大正13年(1924)6月14日	甲斐国巨摩郡穴山村(韮崎市)	⑥⑧⑪⑱⑲
12	田辺 七六	たなべしちろく	政治経済	明治12年(1879)3月1日	昭和27年(1952)8月1日	山梨県東山梨郡七里村(甲州市)	①
13	田辺 有栄	たなべゆうえい	政治経済	弘化2年(1845)10月7日	明治44年(1911)9月14日	甲斐国山梨郡下於曾村(甲州市)	⑤⑪
14	富岡 敬明	とみおかけいめい	政治経済	文政5年(1822)11月8日	明治42年(1909)2月28日	肥前国小城郡(佐賀県小城市)	③⑦⑪⑮⑱⑲
15	内藤 伝右衛門	ないとうでんえもん	政治経済	天保15年(1844)1月14日	明治39年(1906)11月18日	甲斐国山梨郡八幡北村(山梨市)	③⑦⑫⑮⑲
16	名取 忠愛	なとりちゅうあい	政治経済	慶応2年(1866)10月19日	昭和23年(1948)8月21日	甲斐国甲府山田町(甲府市)	⑤⑨
17	名取 雅樹	なとりまさき	政治経済	文化11年(1814)	明治33年(1900)9月28日	甲斐国甲府山田町(甲府市)	⑥⑨
18	根津 嘉一郎	ねづかいちろう	政治経済	万延元年(1860)6月15日	昭和15年(1940)1月4日	甲斐国山梨郡正徳寺村(山梨市)	①⑥⑧⑫⑮⑱⑲
19	野口 英夫	のぐちえいふ	政治経済	安政3年(1856)9月3日	大正11年(1922)2月20日	阿波国板野郡西分村(徳島県上板町)	⑤⑮
20	野口 正章	のぐちまさあきら	政治経済	嘉永2年(1849)3月7日	大正11年(1922)11月	近江国蒲生郡綺田村(滋賀県東近江市)	④⑨⑮⑱
21	早川 徳次	はやかわのりつぐ	政治経済	明治14年(1881)10月15日	昭和17年(1942)11月29日	山梨県東八代郡御代咲村(笛吹市)	①⑥⑧⑬⑱⑲
22	藤村 紫朗	ふじむらしろう	政治経済	弘化2年(1845)3月1日	明治42年(1909)1月4日	肥後国熊本寺原瀬戸坂袋町(熊本県熊本市)	③⑦⑮⑲
23	堀内 良平	ほりうちりょうへい	政治経済	明治3年(1870)11月3日	昭和19年(1944)7月4日	甲府県八代郡黒駒村(笛吹市)	①⑧⑪⑮⑱⑲
24	若尾 逸平	わかおいつぺい	政治経済	文政3年(1820)12月6日	大正2年(1913)9月7日	甲斐国巨摩郡在家塚村(南アルプス市)	①⑧⑨⑭⑱⑲
25	渡辺 青洲	わたなべせいしゅう	政治経済	天保11年(1840)2月1日	明治44年(1911)12月16日	甲斐国巨摩郡島上条村(甲斐市)	④⑫⑭⑱
26	浅川 巧	あさかわたくみ	国際交流	明治24年(1891)1月15日	昭和6年(1931)4月2日	山梨県北巨摩郡甲村(北杜市)	②⑬⑮
27	浅川 伯教	あさかわのりたか	国際交流	明治17年(1884)8月4日	昭和39年(1964)1月14日	山梨県北巨摩郡甲村(北杜市)	②⑩⑬⑮
28	杉浦 譲	すぎうらゆずる	国際交流	天保6年(1835)9月25日	明治10年(1877)8月22日	甲斐国甲府二十人町(甲府市)	②⑦⑨⑬⑱⑲
29	永峯 秀樹	ながみねひでき	国際交流	嘉永元年(1848)6月1日	昭和2年(1927)12月3日	甲斐国巨摩郡浅尾新田村(北杜市)	②⑦⑩⑬⑱⑲
30	埴原 正直	はにはらまさなお	国際交流	明治9年(1876)8月25日	昭和9年(1934)12月20日	山梨県巨摩郡源村(南アルプス市)	②⑬
31	功刀 亀内	くぬぎさない	郷土研究	明治22年(1889)9月16日	昭和32年(1957)12月30日	山梨県中巨摩郡豊村(南アルプス市)	③⑫⑭
32	山中 共古	やまなかきょうこ	郷土研究	嘉永3年(1850)11月3日	昭和3年(1928)12月10日	武蔵国(江戸)四谷仲殿町(東京都新宿区)	⑤⑨⑫⑮⑲
33	伊藤 うた	いとううた	教育	明治元年(1868)12月10日	昭和9年(1934)4月11日	甲斐府巨摩郡穴山村(韮崎市)	⑤⑨⑮
34	大村 主計	おおむらかずえ	教育	明治37年(1904)11月19日	昭和55年(1980)10月17日	山梨県東山梨郡諏訪村(山梨市)	④⑩
35	近藤 喜則	こんどうよしのり	教育	天保3年(1832)7月16日	明治34年(1901)4月27日	甲斐国巨摩郡南部宿(南部町)	⑤⑪⑭⑲
36	塚原 等	つかはらひとし	教育	安政3年(1856)1月13日	大正11年(1922)12月12日	甲斐国巨摩郡西条村(昭和町)	⑤⑫
37	内藤 満寿	ないとうます	教育	文政6年(1823)3月3日	明治34年(1901)2月20日	甲斐国甲府連雀町(甲府市)	③⑦⑫
38	ポール・ラッシュ	ぽーるらっしゅ	教育	明治30年(1897)11月25日	昭和54年(1979)12月12日	アメリカ合衆国ケンタッキー州	③⑪⑮⑮
39	八巻 九萬	やまきくまん	教育	嘉永5年(1852)11月4日	昭和4年(1929)4月1日	甲斐国巨摩郡箕輪村(北杜市)	⑤⑫⑮⑲
40	飯田 蛇笏	いいただこつ	芸術	明治18年(1885)4月26日	昭和37年(1962)10月3日	山梨県東八代郡五成村(笛吹市)	④⑩⑮
41	小宮山 清三	こみやませいざう	芸術	明治13年(1880)6月20日	昭和8年(1933)11月4日	山梨県中巨摩郡西野村(南アルプス市)	④⑨⑭
42	近藤 浩一路	こんどうこういちろ	芸術	明治17年(1884)3月10日	昭和37年(1962)4月27日	山梨県南巨摩郡睦合村(南部町)	④⑭
43	三枝 雲岱	さいぐさうんたい	芸術	文化8年(1811)	明治34年(1901)3月19日	甲斐国巨摩郡浅尾新田村(北杜市)	④
44	中村 星湖	なかむらせいこ	芸術	明治17年(1884)2月11日	昭和49年(1974)4月13日	山梨県南都留郡河口村(富士河口湖町)	④⑩
45	樋口 一葉	ひぐちいちよう	芸術	明治5年(1872)3月25日	明治29年(1896)11月23日	東京府(麹町区)内幸町(東京都千代田区)	④⑩⑮⑲
46	村岡 花子	むらおかはなこ	芸術	明治26年(1893)6月21日	昭和43年(1968)10月25日	山梨県甲府市	②⑩⑬
47	望月 百合子	もちづきゆりこ	芸術	明治33年(1900)9月5日	平成13年(2001)6月9日	東京府・山梨県南巨摩郡五開村(富士川町)	②⑩⑭
48	小川 正子	おがわまさこ	学術研究	明治35年(1902)3月26日	昭和18年(1943)4月29日	山梨県東山梨郡春日居村(笛吹市)	⑥⑩⑮
49	杉浦 健造	すぎうらけんぞう	学術研究	慶応2年(1866)8月10日	昭和8年(1933)8月15日	甲斐国巨摩郡西条新田村(昭和町)	③⑪
50	内藤 多仲	ないとうたちゅう	学術研究	明治19年(1886)6月12日	昭和45年(1970)8月25日	山梨県中巨摩郡禰村(南アルプス市)	⑥⑮

①導入展示室

導入展示室では、50人の人物の情報をデジタル式のフォトフレームで紹介しており、「顔と名前」、「主な業績」、「人物の言葉」の3画面が遷移する機能を持っている。展示室の正面奥にはガラス製スクリーンが設置され、入口の人感センサーの感知とともに約5分間の導入映像番組が投影される。ナレーションは、山梨県都留市出身でNHK「小さな旅」のナレーションで知られるNHKアナウンサーの国井雅比古氏に担当していただいた。

人物展示室につながる東側の壁面には、もともと「ごあいさつ」パネルのみ掲示されていたが、第6回展示（平成29年10月～同30年3月）以降、展示のテーマに関わる近代山梨のさまざまな風景の古写真を大型のグラフィックとして製作して展示した（本稿冒頭写真）。

②人物展示室

人物展示室では、50人の紹介人物のうち9人ずつを、半年ごとの展示期間で紹介した。9人は半年ごとの展示テーマに即して選ばれ、第1回「甲州財閥と近代日本を築いた甲州人」から20回のテーマ展示を実施した（第3章参照）。

同室の入口をくぐると、両側の壁に「県政歴史年表」と題した2枚のグラフィックパネルが掲示されている。このパネルにより、山梨の近代人物たちの活躍の時代的な背景を解説するとともに、県庁舎内の展示施設であることを配慮した情報の構成となっている。

人物の紹介は9基の人物紹介什器で展開し、顔写真・名前・言葉・言葉の背景を配置した大きなグラフィック（90cm四方）を什器上部に配置し、下部には業績関連写真と解説のグラフィックを掲示するアクリルサンドを設置した。人物顔写真およびアクリルサンドの下は、車椅子の観覧にも配慮した机状の台となっており、台上には資料の大きさに応じた正方形・長方形2種類いずれかのアクリルケースが設置可能で、さらに利用者の手元寄りにはタブレットによる詳細な情報を提供する端末を配置した。

顔写真グラフィックに関しては、生没年・出身地などの情報まで配置すると視覚的に情報が過多となるため、基本的な情報のみの掲示として、詳細な情報はタブレット端末へと誘導する構成とした。タブレット端末は、言葉の解説・プロフィール・年表・エピソード・関連人物のメニューから内容が構成される。これら各什器の裏側には、解説パネルなどの縦長の大きなグラフィック（横90cm×縦200cm）を設置するエリアを設定した。コーナーサインと称したこれら解説パネルは、半年に1度という高頻度の展示替えを考慮して、顔写真グラフィックとともにアルポリック製パネルにカラー出力した素材を貼る仕様で製作するとともに、マグネットによって什器側の鉄板下地に着脱し、簡易な張り替えが可能な仕様とした（22頁写真参照）。



人物展示室の什器およびグラフィック・装置類
（第20回 杉浦 譲の展示状況）

※タブレットは故障のためグラフィックで代用中

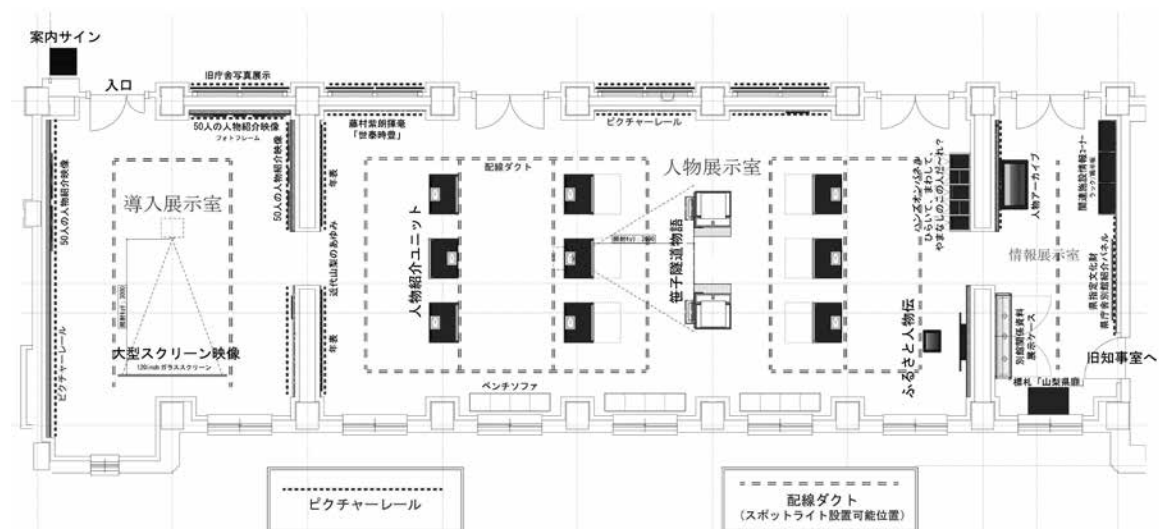
展示室中央には、耐震柱隠しを兼ねた造作兼プロジェクト
ジェクションマッピングによるコンテンツ「^{さきごすい} 笹子
^{どうものがたり} 道物語」を配した。明治35年（1902）に竣工し、翌
年から運用が開始されたJR中央線笹子隧道を擬人
化し、通称「笹じい」が近代山梨を行き交った人物
や文化を語る内容とした。「笹じい」の声の担当は、
超ベテラン声優の柴田秀勝氏⁽⁶⁾。映像プログラム
は6分あり、造作前に設置の人感センサーの検知と
ともにプロジェクターから映像が投影され、待機中
は笹子隧道をいろいろ山梨の春（桃）、夏（木々の緑）、秋（葡萄）、冬（雪景色）の四季のシーンが遷移
する。



齢120歳余りの「笹じい」こと笹子隧道

展示室奥には、子ども向け展示コーナーとして、「ひらいて、まわして、やまなしのこの人だ〜れ?」
と「ふるさと人物伝」を設置。前者は、「山梨最初の〇〇をつくったのは?」という設問のパネルを回転
させる（あるいは持ち上げて開ける）と、内側に正解となる人物の写真と名前が用意されている体験型展
示である。20ある設問のうち、中央の「山梨県を日本一の県にするのは?」の問いの内側には、「あなた」
というキャプションとともに利用者を映す鏡が設置されており、利用者そのものが山梨の主役の人物であ
ることを示唆する仕掛けとなっている。「ふるさと人物伝」は液晶モニタとタッチパネルディスプレイを
組み合わせたクイズ形式のコンテンツで、若尾逸平、村岡花子、内藤多仲の生涯に関わる〇×クイズを楽
しむことができる⁽⁷⁾。設問は3問でクイズ間のナレーションを含めて7分間。正答でも誤答でもラストシー
ンまでたどりつける構成となっている。

人物展示室を中心とした展示室としての設備上の概要は、面積は175㎡（導入・人物・情報展示室の合計）、
天井高は約275cmで、もともと県庁執務室である上に、OAフロア化と空調設備の追加で垂直方向の空間は
より狭隘となり、展示室の設備として有効な高さが得られていない。このためプロジェクターの設置位置
が低く、レンズ方向を見ると眩しいほか、スポットライトの設置角度にも利用者の影を避ける工夫が強い



近代人物館配線ダクト・ピクチャーレール配置図

られている。その分、配線ダクトおよびピクチャーレールについては、展示室の面積規模の割に多めに取
り付けており、展示状況にあわせた柔軟な対応が可能となっている。

空調については、庁舎であるために十分な温湿度の管理は不可能であるものの、完全集中管理の別の執
務室とは異なり、温度だけは調整が可能となっている。それでも冬季の乾燥等に対応するために、展示室
内設置の温湿度計による監視と、展示ケース内への調湿剤の設置などといった措置をおこなっている。

③情報展示室



情報展示室に新たに寄贈された
「山梨県廳」門標を展示

情報展示室は、大型タッチパネルによる「やまなし情報アーカイブ」と県立館および県内類似施設の広報物設置・掲示コーナー、県庁舎別館の改修事業解説パネルと同館の軒丸瓦や門標などの資料展示コーナーから構成されている。

「やまなし情報アーカイブ」は、同館で紹介する50人の人物に追加してさらに50人の情報も登録され、約100人の人物情報と、人物相互の関連性の紹介、ゆかりの地に関する情報、山梨県立博物館とさまざまな協働事業を実施したつなぐNPO制作による人物ゆかりの地めぐりモデルルート紹介からなっている⁽⁸⁾。

耐震改修事業の解説をはじめ、別館に関する資料の展示も情報展示室の役割である。ウォールケース内には、かつて別館で用いられていたと考えられ、今回の改修における復元のモデルとなった古いカーテンや、県で保管していた別館の青焼き図面（青焼きは褪色が著しい資料のためパネル化）、「山」の字の県章をモチーフにした軒丸

瓦を中心とした展示を実施している。平成28年（2016）に「山梨県廳」の門標を山梨市在住の個人から寄贈を受けたことから、同室に新たに仮設ケースを設置して展示に供している。古写真などの検証から、同資料は少なくとも戦後の一時期には使用されていたものと考えられる。

④旧知事室

旧知事室は、創建当時の官選知事から戦後の天野久知事（第45～48代 1892～1968）まで使用された部屋で、別館3階の「正庁」とともに、県庁舎別館の県指定文化財としての魅力を示すことを最優先として整備を進めた。

そのため、創建時のデザインに近い既製品のファブリック（カーテン、タッセルなどの布製の内装用品）を活用しつつも、旧知事室および正庁は別館建設時の記録写真を参考に再現を進め、旧知事室の絨毯とカーテンについては特注品での再現を実施した。その他の内装や調度品も、写真からの相応の考証による復元を実施しつつ、鑑賞の妨げになりかねない展示パネルなどの情報表示を最小限としながら、映像やPC端末などの各種装置類の設置はおこなわないこととした。

令和4年（2022）に、名誉県民の顕彰を受けた稲葉清右衛門氏（1925～2020）を紹介する展示が旧知事室でおこなわれることになり、同年5月から翌年の3月末にかけ、約1年間絨毯や調度品の撤去のうえ、



創建当時の旧知事室（清水建設蔵・左）と再現された近代人物館内旧知事室（右）

同氏が経営したファナック株式会社の工作用機械や記録映像を中心とした展示が設置された。

⑤旧知事応接室

旧知事応接室は近代人物館の最後の部屋という位置づけとなる。開館当初は旧知事室に準じた内装の方針により、展示パネルなどの情報の展開は控えられ、部屋中央に平置き的大型タッチパネルモニタを設置。ここまで観覧した近代人物・県政のあゆみ・県庁舎に関するさまざまなデータを閲覧できる端末とした。

内容としては、「年表」、「歴代知事」、「県庁舎の移り変わり」、「映像で見る山梨」のコンテンツからなり、それぞれ多くの写真データとともに、各分野のあゆみを振り返る内容とした。「年表」については、「映像で見る山梨」の動画データのほか、「山梨県の歌」、「恩賜林記念日の歌」の音源も各事項に関連づけて、年表からも映像や音源の再生をできるような構成とした。近年はタッチパネルモニタの故障で利用不可となり、修繕もままならず現在に至っている。

同室は前述のとおり、旧知事室と同様に機器や説明を極力置かない方針だったため、スペースに余裕があったことから、平成27年（2015）12月10日にノーベル生理学・医学賞を受賞した大村智氏の顕彰展示が同年度中に設置され、令和5年（2023）からは、前項の旧知事室を使用した展示を実施した稲葉清右衛門氏を顕彰するパネルが設置された。

そのほか、近代人物館の出口から階段・エレベーターに戻る回廊壁側に、県庁舎別館や県会議事堂、初代県立図書館といった昭和初期の県庁関連建築の内外装の写真を掲示した。

県庁舎別館の入口車寄せには、「山梨近代人物館」の門標が掲げられ、平成30年（2018）には県庁構内の案内サインの増設もおこなわれた。

2. 開館までの経緯

○前史

近代人物館の開館にあたっては、横内正明知事（第59・60代 1942～2020）の掲げた「オープン県庁」計画が基盤となっている。

「オープン県庁」は、県庁のオープン化のほか、県庁の防災上の基盤整備、そして当時進んでいた甲府駅南口周辺地域修景計画など、県庁所在地・甲府のまちづくりという性格も帯びたものとして推進されていた。

平成21年（2009）3月に、県庁から防災・まちづくり・オープン化を視野とした、県庁舎耐震化等整備基本計画が公表される⁽⁹⁾。同計画では第一南別館⁽¹⁰⁾などの解体と防災新館の建設をはじめとする、県庁舎の整理・統合を目指すことが示された。同基本計画では、県庁舎別館については「文化財的価値が高いことから耐震改修等をおこなう」とし、旧知事室の県政歴史展示室としての整備・公開と、正庁の文化財的価値を活かした利用についても示している。

こうした方針のうえに、県庁は平成24年（2012）3月にオープン県庁敷地整備計画を発表する⁽¹¹⁾。同整備計画では、県庁舎別館などの活用をその整備内容のひとつに掲げ、「別館の一部を博物館的に活用」することとし、「①県政歴史展示室の整備」と「②山梨近代偉人館の整備」をその内容として明記している。

このように一連の計画からは、防災・まちづくり・県庁のオープン化という観点から、早期から県庁舎別館の文化財としての活用が構想されていたことが読み取れ、具体的な博物館的活用として「県政歴史展示室」と「近代偉人館」が登場する。

これら計画は、県庁舎整備や中心市街地活性化といったミッションを帯びていたことから、当初は県総務部が推進したが、文化財を扱い展示施設の整備という事業の特殊性から、当時教育委員会にあった県立博物館と同館を所管する学術文化財課が部局を跨いで参画した。同事業が設計段階に入った平成26年度からは、教育委員会が主体となって事業を推進することとなり、開館以後の運営も教育委員会が担ったが、令和2年（2020）4月の部局再編にともない、知事部局観光文化部（令和7年2月現在は観光文化スポーツ部）が所管して現在に至っている。

上記のように県庁舎別館における展示施設整備の検討は県総務部によって着手され、平成24年（2012）には、県庁舎別館展示施設整備基本計画の策定に着手する。策定にあたっては、株式会社トータルメディア開発研究所に業務を委託している。

○展示設計の推進と50人の選定、「山梨近代人物館」へ

さらに、有識者による施設の内容や運営についての検討をおこなうため、県庁舎別館展示施設整備検討委員会が組織され⁽¹²⁾、委員長に作家の江宮隆之氏が就任し、江宮委員長をはじめ5名の外部有識者の意見を得ながら、のちの近代人物館である県庁舎展示施設の検討が進められた。

同委員会は4回開催され、その議事の内容は次のとおりである。

○第1回 日時：平成24年4月27日（金）10時～11時40分 会場：県議会議事堂地下会議室

議題：整備検討スケジュール、展示施設の設置目的等

○第2回 日時：平成24年7月20日（金）13時10分～15時30分 会場：同上

議題：展示施設の規模・手法、対象人物の検討

○第3回 日時：平成24年10月26日（金）13時20分～15時50分 会場：同上

議題：展示コンセプトおよび施設の名称、展示手法等、対象人物、運営管理方法

○第4回 日時：平成25年2月14日（木）14時15分～15時40分 会場：県庁北別館507会議室

議題：別館展示施設整備基本計画案、県民からの意見、施設の名称

有識者会議のほか、パブリックコメントも実施され、県民からの意見も集約された。平成24年度において、展示内容および手法の骨格を位置付ける基本計画の策定を中心に、その運営体制などについてもアウトラインが定められていった。山梨近代人物館の名称も、仮称ながらこの過程で選定されている。

展示の対象とする50人の人物の選定も進められ、概ね明治時代から昭和戦前期までに活躍した山梨にゆかりのある人物を幅広く取り上げることとした。人選にあたっては自薦・他薦問わず、多くの要望が寄せられることが想定されたこともあり、存命中の人物は扱わず、学術的な研究や博物館等の展示で紹介されるなど、客観的に歴史的評価がなされた人物を対象とすることも原則とした。具体的な選定の基準となったのは次の条件であり、このなかから2条件以上該当する人物をベースとして選ぶこととなった。

- ・『山梨県史 通史編5・6 近現代1・2』（平成17・18年発刊）への掲載
- ・『郷土史に輝く人々』（平成9年発刊）への掲載
- ・山梨県内の博物館・資料館等において大きく紹介されていること

翌年度（平成25年度）には、前年度の基本計画を土台とした展示設計へと進み、展示設計等の業務は計画に引き続きトータルメディア開発研究所に委託された。

○展示工事から山梨近代人物館開館

平成26年度には展示工事に着手し、同業務もトータルメディア開発研究所に委託された。展示工事は、並行して実施されている県庁舎別館の耐震改修工事との調整が必須であり、現場の調整と展示手法のブラッシュアップなど、実施・詳細設計に当たる作業を両立しながらの進行となった。展示製作にあたっては、展示業大手のトータルメディア開発研究所の企画および施工管理等のマネージメントのもと、展示業者グループには人物紹介什器の設計・製作を念頭に造作の専門業者が入り、またファブリック関係の専門家が起用されるなど、絨毯やカーテンなどの内装系の検討事項が多い県庁舎別館の特徴にあわせた人選となった。

県側は、近代人物館の整備事業を所管する学術文化財課が庁内の調整や許可申請等を担当し、県立博物館が内容の検討・助言のほか、コンテンツの監修やあらゆる原稿の作成を担当した。

こうして、トータルメディア・学術文化財課・県立博物館の3者による推進体制によって、数々の打ち合わせをこなしながら、近代人物館の姿を描いていった。個人的な記憶と感想に属することながら、近代人物館の完成までの半年間はほぼ休みはなく、そしてそれは私だけで



3月8日（開館前ひと月弱）時点の人物展示室から情報展示室方向

なく、役所や民間が休みの土日であっても午前様の深夜であろうが、メールで相談や共有をすると、トータルメディアのプロデューサーO氏と学術文化財課の担当補佐のS氏がすぐさま返信をくれる、あるいは電話をくれる、そんな日々だったことが思い起こされる。

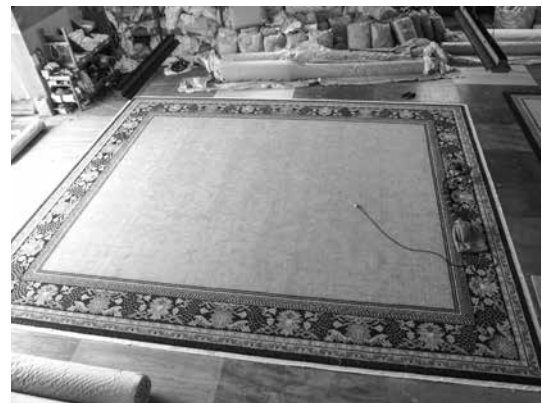


「笹子隧道物語」の収録状況（平成27年2月12日）

展示の意匠やコンテンツの内容は、施工ギリギリまで調整・協議された。開館年の平成27年（2015）の2月ごろになると、製作物の完成検査や、コンテンツに関わるスタジオ収録などが行われ、製作物が現場の施工によって設置され始めるのはオープン日まで1か月を切った3月初旬から中旬にかけてであった。またもや個人的な記憶を差し挟ませてもらえば、完成検査では旧知事室に用いられることになる特注の絨毯（7.3m×6.1m）の姿を、寒さ厳しい2月の京都・南丹市の工場であつた折の壮観さは忘れられない⁽¹³⁾。「笹子隧道物語」

のスタジオ収録の際、「笹じい」演ずる大声優・柴田秀勝氏の小さな「じゃあ、はじめまーす」という声から、突如ギアの入った「やあ、おはよう！」からはじまる「笹じい」の演技を聞いた時の鳥肌も、私に体に刻まれた近代人物館の記憶である。

こうして進められた近代人物館の工事は、オープン3日前の平成27年3月30日に完成検査を迎え、年度変わって4月1日に報道機関向け事前公開、同2日に開館記念式典が挙行され、近代人物館はさまざまな人々の利用に供されていく歴史をあゆみ始めることになる。



旧知事室絨毯の仕上げ風景（平成27年2月20日）

3. 展示事業

オープン後の近代人物館の運営者は、管理運営委託を受けた公益財団法人やまなし文化学習協会となり、毎年の選定と更新を経て、令和6年度まで10年間連続で受託することとなった。以後、近代人物館の展示事業（本章）と普及事業（第4章）は、同協会の主導と学術文化財課（令和2年（2020）から文化振興・文化財課）・県立博物館の協力体制で推進されることとなる。学術文化財課は、庁内および他館との連絡調整を主におこない、県立博物館は展示・普及事業に係る専門的な助言や展示回りの実務を分担した。

○第1回から第20回の展示事業概要

近代人物館の展示事業は、平成27年（2015）4月のオープン時に開催された第1回展示「甲州財閥と近代日本を築いた甲州人」からはじまり、各年度2回半年ごとの展示替えを実施し、令和6年度末まで20回の展示を実施した（表2参照）。

前述のとおり、人物展示室では50人の紹介人物のうち9人ずつ、春から秋（上半期）、秋から春（下半期）

表2 第1回～第20回の展示テーマ概要

年 度	回 次	タイトル・展示期間	展示紹介人物・おもな展示資料	備 考
平成27年度	第1回	甲州財閥と近代日本を築いた甲州人 2015年4月2日（木）～9月27日（日）	【人物】 雨宮敬次郎、小野金六、河西豊太郎、小林一三、田辺七六、根津嘉一郎、早川徳次、堀内良平、若尾逸平 【資料】 伝記『若尾逸平』、早川徳次の緑綬褒章（個人蔵）	開館時展示
	第2回	世界をみつめた山梨の人々 2015年10月1日（木）～2016年3月27日（日）	【人物】 高野正誠、石橋湛山、浅川巧、浅川伯教、杉浦謙、永峯秀樹、埴原正直、村岡花子、望月百合子 【資料】 浅川巧の日記（レプリカ、北杜市蔵）、埴原正直の経机（了円寺蔵）	
平成28年度	第3回	近代山梨を築いた人々 2016年4月1日（金）～9月27日（火）	【人物】 土屋龍憲、杉浦健造、内藤満寿、藤村紫朗、塚本定右衛門、内藤伝右衛門、富岡敬明、ポール・ラッシュ、功刀亀内 【資料】 小町紅看板（ツカモトコーポレーション蔵）、熊本城瓦釘（個人蔵）、就学牌（個人蔵）、清泉寮建設計画書（ポールラッシュ記念館蔵）	
	第4回	日本の文化を興した山梨の人々 2016年10月1日（土）～2017年3月27日（月）	【人物】 野口正章、渡辺青洲、大村主計、飯田蛇笏、小宮山清三、近藤浩一路、三枝實俊、中村星湖、樋口一葉 【資料】 京都府博覧会賞牌（個人蔵）、句集「心像」原稿（レプリカ、県立文学館蔵）、近藤浩一路の身の回り品（南部町立美術館蔵）	
平成29年度	第5回	郷土のために尽くした人々 2017年4月1日（土）～9月27日（水）	【人物】 小田切謙明、田辺有栄、名取忠愛、野口英夫、山中共古、伊藤うた、近藤喜則、塚原等、八巻九萬 【資料】 山梨裁縫学校で用いられた教材（伊藤学園甲斐清和高等学校蔵）、『甲斐の落葉』（個人蔵）、『小田切海洲先生略伝』（個人蔵）	
	第6回	日本の発展に貢献した山梨の人々 2017年10月1日（日）～2018年3月27日（火）	【人物】 八田達也、石橋湛山、小林一三、栗原信近、名取雅樹、根津嘉一郎、早川徳次、小川正子、内藤多仲 【資料】 内藤多仲が使用したトランク（個人蔵）、興益社株券（山梨中銀金融資料館蔵）、小川正子が使用した注射器（笛吹市蔵）	
平成30年度	第7回	明治を彩った山梨の人々 2018年4月1日（日）～9月27日（木）	【人物】 高野正誠、土屋龍憲、内藤満寿、内藤伝右衛門、藤村紫朗、杉浦謙、永峯秀樹、富岡敬明、塚本定右衛門 【資料】 富岡敬明のシルクハット（個人蔵）、ギゾー『吹羅巴文史』、学校建設醸金感謝状（山梨中銀金融資料館蔵）、『学制解詠』（個人蔵）	明治150年運動企画
	第8回	甲州財閥 ～近代日本を駆け抜けた山梨の人々～ 2018年10月1日（月）～2019年3月28日（木）	【人物】 若尾逸平、雨宮敬次郎、小林一三、河西豊太郎、根津嘉一郎、早川徳次、堀内良平、小野金六、栗原信近 【資料】 早川徳次の備忘録（個人蔵）、河西豊太郎衆議院議員立候補挨拶状（個人蔵）、青バス広告（個人蔵）	身延線全線開業90周年運動企画
平成31年度	第9回	近代甲府を彩った人々 —県都甲府五〇〇年— 2019年4月1日（月）～9月27日（金）	【人物】 若尾逸平、小田切謙明、小宮山清三、野口正章、名取雅樹、名取忠愛、杉浦謙、伊藤うた、山中共古 【資料】 穴切神祠碑拓本（個人蔵）、若尾逸平扇面レプリカ、明治から昭和戦前期の甲府観光パンフレット（個人蔵）	甲府開府500年記念運動企画
	第10回	近代文学に足跡を残した人々 —県立文学館30周年— 2019年10月1日（火）～2020年3月28日（土）	【人物】 樋口一葉、村岡花子、望月百合子、小川正子、中村星湖、飯田蛇笏、大村主計、永峯秀樹、浅川伯教 【資料】 「ゆく雲」未定稿原稿（レプリカ県立文学館蔵）、『少年行』原稿（県立文学館蔵）、『キヲ』創刊号復刻版（個人蔵）	県立文学館開館30周年運動企画 （新型コロナウイルス感染症の発生により2月28日から臨時休館）
令和2年度	第11回	郷土をひらいた先駆者たち 2020年4月1日（水）～9月27日（日）	【人物】 富岡敬明、田辺有栄、八田達也、ポール・ラッシュ、小野金六、栗原信近、堀内良平、杉浦健造、近藤喜則 【資料】 再開された高校野球の使用球（ポールラッシュ記念館蔵）、杉浦健造顕微鏡（杉浦醫院蔵）、富岡敬明山梨県権参事辞令（個人蔵）	山梨近代人物館開館5周年記念事業 （新型コロナウイルス感染症の発生により5月23日から公開、当面土日のみ開館）
	第12回	郷土山梨の文化の発展に貢献した人々 —県立博物館開館15周年— 2020年10月3日（土）～2021年3月28日（日）	【人物】 功刀亀内、小林一三、塚原等、内藤伝右衛門、内藤満寿、根津嘉一郎、八巻九萬、山中共古、渡辺青洲 【資料】 甲州文庫表札（南アルプス市立図書館蔵）、小林一三『私の行き方』（個人蔵）、県立博物館の展覧会図録	山梨県立博物館開館15周年運動企画 （新型コロナウイルス感染症流行拡大で10月3日から土日のみ開館、同12日から通常開館）
令和3年度	第13回	海外との懸け橋となった人々 2021年4月1日（木）～9月27日（月）	【人物】 杉浦謙、永峯秀樹、土屋龍憲、埴原正直、早川徳次、浅川伯教、内藤多仲、浅川巧、村岡花子 【資料】 土屋龍憲メモ帳（個人蔵）、浅川伯教収集陶片（北杜市蔵）、『洪沢采一滯仏日記』（個人蔵）、内藤多仲肖像画（個人蔵）	東京オリンピック2020運動企画 （8月8日（日）から22日（日）まで臨時休館、さらに9月12日（日）まで延長休館）
	第14回	わたしたちのまちの先駆者たち —南アルプス・峡南地域— 2021年10月1日（金）～2022年3月21日（月）	【人物】 若尾逸平、近藤喜則、渡辺青洲、河西豊太郎、小宮山清三、近藤浩一路、石橋湛山、功刀亀内、望月百合子 【資料】 渡辺青洲「筆のすざび」（個人蔵）、望月百合子日記（富士川町教育委員会）、蒙軒学舎原稿用紙木版（南部町立美術館蔵）	山梨県誕生150周年運動企画 地域限定企画第1弾
令和4年度	第15回	山梨を舞台に活躍したひとびと 2022年3月25日（金）～9月19日（月）	【人物】 富岡敬明、藤村紫朗、野口正章、山中共古、野口英夫、塚本定右衛門、樋口一葉、石橋湛山、ポール・ラッシュ 【資料】 野口英夫肖像画（山梨日日新聞社蔵）、『紅屋三翁』（個人蔵）、藤村紫朗が使用した印鑑（甲府市蔵）	県外出身者のみで構成した企画
	第16回	わたしたちのまちの先駆者たち —峡東地域— 2022年9月23日（金）～2023年3月21日（火）	【人物】 内藤伝右衛門、雨宮敬次郎、高野正誠、八田達也、根津嘉一郎、塚本定右衛門、堀内良平、飯田蛇笏、小川正子 【資料】 内藤伝右衛門肖像画（山梨日日新聞社蔵）、大日本葡萄酒会社株券（個人蔵）、小川正子が使用した医学書（笛吹市蔵）	地域限定企画第2弾
令和5年度	第17回	近代日本を駆け抜けた山梨の鉄道人たち 2023年3月25日（土）～9月18日（日）	【人物】 若尾逸平、渡辺青洲、雨宮敬次郎、小野金六、根津嘉一郎、堀内良平、小林一三、河西豊太郎、早川徳次 【資料】 中央線開通祝賀式案内状（山梨中銀金融資料館蔵）、東洋唯一東京地下鉄道絵葉書（個人蔵）、富士五湖遊覧時刻表（富士急行蔵）	中央線甲府開業120周年運動企画
	第18回	わたしたちのまちの先駆者たち —峡北地域— 2023年9月22日（金）～2024年3月24日（日）	【人物】 小林一三、栗原信近、富岡敬明、浅川巧、浅川伯教、永峯秀樹、伊藤うた、ポール・ラッシュ、八巻九萬 【資料】 農産社株券（山梨中銀金融資料館蔵）、浅川巧年賀状（北杜市蔵）、ポール・ラッシュ宛吉田茂書簡（ポール・ラッシュ記念館蔵）	地域限定企画第3弾
令和6年度	第19回	やまなしはじめて人物博覧会 2024年3月28日（木）～9月16日（月・祝）	【人物】 高野正誠、雨宮敬次郎、栗原信近、内藤伝右衛門、野口正章、早川徳次、堀内良平、若尾逸平、杉浦謙 【資料】 高野正誠使用の仏語辞書（個人蔵）、若尾銀行株券（山梨中銀金融資料館蔵）、内藤伝右衛門肖像画（山梨日日新聞社蔵）	
	第20回	江戸から明治へ —転換期を生きた人々— 2024年9月20日（金）～2025年3月31日（月）	【人物】 塚本定右衛門、富岡敬明、藤村紫朗、杉浦謙、永峯秀樹、山中共古、近藤喜則、八巻九萬、樋口一葉 【資料】 三椏買い入れ依頼状（南部町立美術館蔵）、藤村紫朗関係書簡（甲府市蔵）、『たけくらべ』未定稿原稿レプリカ（県立文学館蔵）	

の半年ごとの展示期間で、それぞれの展示テーマごとに紹介した。展示期間は展示替えの3日間を挟みながら、原則的に上半期は4月1日から9月27日、下半期は10月1日から3月28日までという1日始まりの設定だったが、令和4年（2022）春の第15回展示から、上半期は3月末から9月中旬、下半期は9月中旬から3月末の展示期間に変更し、祝日の配置や年度末および当初の繁忙期への配慮をした期間の設定とした。

展示替えにあたっては、コーナーサインの製作（ディスプレイ）の委託、実物資料の借用および展示、ポスター・ちらしの製作および配布をおこなった。コーナーサインは解説パネルに相当し、その製作は開館当初分を展示工事委託先であるトータルメディアが展示工事の製作物と一括で製作した。第3回以降分は地元のディスプレイ業者が製作することとなり、第20回まで有限会社ディスプレイ遠藤（市川三郷町）が受託した。また、第3回以降、奇数回（上半期）のコーナーサインのデザインを、従来のワインレッド基調の地色から、プルシアンブルー基調のものに変更し、従来からのレトロな建築と調和するデザインを維持しつつも、展示替えをした印象を持ってもらえる配慮を加えた。（広報ちらしも同様の青と赤の交互のカラーイメージとしている。巻頭口絵参照）



地色の例外として製作した阪急マルーン基調のコーナーサイン（第18回展示）

○導入展示室の大型グラフィック展開

導入展示室には、第6回展示（平成29年度下半期）から東側の壁面へ、古写真を使用した大型グラフィックを掲示した。製作は大判マット紙ロールを素材とした博物館内製作によって費用を軽減しつつ、県立博物館所蔵の高画質古写真である、明治45年（1912）春の皇太子（のちの大正天皇）行啓時の記録写真^{（14）}や、戦後の「ボロ電」などなつかしい写真を素材として使用した。これら写真の使用は、人物展示室の展示テーマ

表3 導入展示室の歴代大型写真グラフィック

回次	時期	写真
第6回	平成29年度下半期	明治45年（1912）の甲府八日町風景
第7回	平成30年度上半期	明治45年（1912）の初代県庁舎
第8回	平成30年度下半期	明治36年（1903）の甲府駅開業式イラスト
第9回	平成31年度上半期	明治45年（1912）の甲府柳町風景
第10回	令和元年度下半期	樋口一葉「ゆく雲」原稿
第11回	令和2年度上半期	明治45年（1912）の甲府常盤町風景
第12回	令和2年度下半期	大正時代の功刀亀内らオートバイ初乗り会
第13回	令和3年度上半期	昭和35年（1960）ごろの姉妹州アイオワからの支援風景
第14回	令和3年度下半期	昭和30年代の開国橋付近の「ボロ電」
第15回	令和4年度上半期	昭和30年代の甲府駅2代目駅舎南口付近
第16回	令和4年度下半期	明治時代のレトロ建築の田中銀行（勝沼）
第17回	令和5年度上半期	昭和30年ごろの甲府駅停車中のキハ07形気動車
第18回	令和5年度下半期	明治時代の藤村式建築の北巨摩郡役所
第19回	令和6年度上半期	甲府城・県庁の間を走る「ボロ電」（カラー化加工）
第20回	令和6年度下半期	明治45年（1912）の甲府城追手門（旧制甲府中学校・カラー化加工）

マ（内容や地域性）へのイメージを利用者に描いていただくことを目的とした。そのため、なるべく展示テーマに関連性のある写真を使用した。一方で戦災等によって失われた山梨の風景の紹介や、懐かしい記憶を呼び起こす効果も期待し、また写真撮影可能エリアとして、SNSなどによる宣伝効果も期待した展示コーナーとした。

○展示テーマの展開

半年ごとの展示テーマについては、開館3年目までは政治・経済から文化、外交といったジャンルをあえて大きく変えたり、視座を日本全体への貢献から山梨県内の地域的な活躍へ移したりと、展示対象人物50人すべてがまず1回は展示に出ることを優先した企画の進行とした。

4年目以降は、明治150年や甲府開府500年、山梨県置県150年、県立文学館、県立博物館の周年など、相乗効果を期待したコラボ企画を実施した。同様の理由で、コロナ禍のなか開催された東京オリンピック2020に際しては、海外との懸け橋となった人物らを紹介する企画とした。

内容的なテーマ設定のほか、第15回「山梨を舞台に活躍したひとびと」は、あえて山梨出身者ゼロの展示として実施した。これは、山梨の人物たちの魅力と、その能力や活躍の基盤を、ただ山梨生まれという地縁や血統に理由を求める傾向に一石を投じることを目的とした。旧来の純血主義的な評価ではなく、山梨は外からやってきた人物の活躍の舞台ともなったことや、地元出身でなくても山梨に大きな影響を与えた人物の紹介であったり、また野口正章⁽¹⁵⁾のような甲府商人と近江商人のハイブリットのような存在を通じて、多様性的な観点から山梨の人物たちとその周辺の文化的背景への理解を深める試みをおこなった。

第14・16・18回においては、「わたしたちのまちの先駆者たち」と題して、南アルプス市や峡南、峡東、峡北といった地域に絞って、そのゆかりの人物たちを紹介する展示とした。地域を限定することで、特定の地域からの広報や展示資料の協力を得やすくするほか、集客性について意識したテーマ設定でもあった。

○新型コロナウイルス感染症の流行拡大と近代人物館の展示事業



昭和21年(1946)の戦後初の夏の高校野球の際、ポール・ラッシュから球児に手渡された使用球の展示
(ポール・ラッシュ記念館蔵)

展示事業においては、令和2年(2020)初頭からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大に際して、展示期間や設備の利用についてさまざまな制限が実施された。時期的には第10回の「近代文学に足跡を残した人々」から影響が発生し、他の県立施設と同様に令和2年2月28日(金)から臨時休館となり、第11回展示「郷土をひらいた先駆者たち」の会期に入り、4月16日(木)に政府から発出された緊急事態宣言の期間を挟み、宣言が終了する5月14日(木)から8日後の5月22日(金)まで休館となった。近代人物館は県庁舎に設置されている事情もあり、第11回展示から第12回展示の初期まで、土日のみの開館という措置となった⁽¹⁶⁾。

その後も、第13回展示「海外との懸け橋となった人々」においては、デルタ株による第5波の影響で、令和3年(2021)8月8日(日)から22日(日)まで臨時休館(その後、9月12日(日)まで延長)となり、多くの普及事業は延期・中止となった(第4章参照)。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた第11回展示においては、社会的な影響も大きく、近代人物館にとどまらない多くの博物館の営業にも大きな影響があったなか、不安のひろがる社会のなかでの博物館の役割や事業のあり方が問われる契機ともなった。近代人物館においては、感染拡大初期に戦後はじめて春の選抜高校野球大会が中止になるなかで、ポール・ラッシュ記念館(北杜市)から戦争で中止となった高校野球が再開される際にポール・ラッシュから球児へと渡された使用球を借用・展示し⁽¹⁷⁾、先のみえないパンデミックも必ず終息するという社会的な不安へメッセージを発する展示を設けた。

展示設備についても、コロナ禍においては接触を伴う展示の使用の制限をおこない、各人物什器に設置されているタブレット端末をはじめとした装置類も、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に変更される令和5年(2023)5月まで使用を停止した。タブレットについては、使用を停止している

間は端末内で提供している情報の一部を掲示したグラフィックを端末上のカバーとして設置し、またグラフィックにはさらに詳しい情報へ遷移できるQRコードを表示して、利用者がスマホで詳しい情報を得られる機能を確保することに努めた。なお、遷移先の情報は県立博物館のホームページ内に設置した。

○展示資料と協力機関等

近代人物館の展示にあたっては、県内の多くの資料館のほか、個人や市町村のご協力をいただいた。情報展示室の県庁舎関係資料の展示を除くと、人物展示室においては人物紹介什器9基に取り付けられた展示ケース9か所と壁面ピクチャーレール、仮設ケース数台によって、20回の各展示においてそれぞれ10～30数点の資料を展示した。展示環境は照度の調整は可能であるものの、展示の期間は半年間という長期であり、展示資料の特性や必要に応じて期間内の展示替えを実施した。展示した資料はギゾー「^{ヨーロッパ}欧羅巴文明史」など近代人物館で収集したもののほか、多くは人物の関係者をはじめとする個人のほか、次の資料館などの機関からご協力をいただいた。

- ・ 常設 藤村紫朗揮毫「世泰時豊」(県庁本館知事応接室より)
- ・ 第1回 個人蔵のみ
- ・ 第2回 了円寺(南アルプス市)、北杜市浅川伯教・巧兄弟資料館、山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第3回 株式会社ツカモトコーポレーション(東京都)、ポール・ラッシュ記念館(北杜市)、昭和町風土館 杉浦醫院、個人蔵
- ・ 第4回 南部町立美術館、山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第5回 伊藤学園甲斐清和高等学校(甲府市)、個人蔵
- ・ 第6回 山梨中銀金融資料館(甲府市)、笛吹市春日居郷土資料館、個人蔵
- ・ 第7回 山梨中銀金融資料館、個人蔵
- ・ 第8回 山梨中銀金融資料館、個人蔵
- ・ 第9回 個人蔵のみ
- ・ 第10回 山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第11回 ポール・ラッシュ記念館、昭和町風土館 杉浦醫院、個人蔵
- ・ 第12回 南アルプス市立図書館、個人蔵
- ・ 第13回 シャトー・メルシャン ワイン資料館(甲州市)、北杜市浅川伯教・巧兄弟資料館、山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第14回 南部町立美術館、富士川町教育委員会、個人蔵
- ・ 第15回 ポール・ラッシュ記念館、山梨日日新聞社(甲府市)、甲府市藤村記念館、山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第16回 山梨中銀金融資料館、山梨日日新聞社、笛吹市春日居郷土資料館、山梨県立文学館、個人蔵
- ・ 第17回 富士急行株式会社(富士吉田市)、山梨中銀金融資料館、個人蔵
- ・ 第18回 ポール・ラッシュ記念館、山梨中銀金融資料館、北杜市浅川伯教・巧兄弟資料館、個人蔵
- ・ 第19回 山梨中銀金融資料館、山梨日日新聞社、個人蔵

- ・第20回 甲府市藤村記念館、山梨県立文学館、南部町立美術館、個人蔵

表4 山梨近代人物館年別利用者数

年次	利用者数			学校利用者		団体利用者		普及事業利用者					
	実績	目標値	達成率	学校数	利用者数	団体数	利用者数	教育普及事業	利用者数	PR事業	利用者数	事業回数	利用者数
平成27年度	16,543	10,850	152.5%	27	860	127	2,245	11	510	1	244	12	754
平成28年度	13,337	12,000	111.1%	27	852	63	1,275	11	455	4	291	15	746
平成29年度	13,775	12,000	114.8%	29	893	41	927	11	431	6	1,653	17	2,084
平成30年度	17,463	13,800	126.5%	38	930	41	838	11	363	12	3,005	23	3,368
平成31年度	16,465	17,000	96.9%	41	1,166	25	537	11	377	11	2,293	22	2,670
令和2年度	2,798	17,000	16.5%	7	165	4	50	10	226	7	114	17	340
令和3年度	4,123	8,000	51.5%	23	689	10	88	8	198	5	167	13	365
令和4年度	12,379	6,000	206.3%	25	654	96	3,882	11	299	7	1,617	18	1,916
令和5年度	7,608	13,000	58.5%	34	833	24	357	11	338	8	642	19	980
令和6年度 ※令和7年1月 31日現在	6,579	8,300	79.3%	22	577	10	182	9	205	8	536	17	741
人 人 校 人 団体 人 回 人 回 人 回 人													
合計	111,070	117,950	94.2%	273	7,619	441	10,381	104	3,402	69	10,562	173	13,964
人 人 校 人 団体 人 回 人 回 人 回 人													
平均 ※令和5年度 まで	11,610.1			27.9	782.4	47.9	1,133.2	10.6	355.2	6.8	1,114.0	17.3	1,469.2
人 校 人 団体 人 回 人 回 人 回 人													

○利用者と営業状況

近代人物館の利用者数は、初年度には16,543人を記録。新型コロナ前の平成30年度には、最多となる17,463人に達したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大期には大きな影響を受け、コロナ初年度の令和2年度は最低となる2,798人とどまった。コロナ前までは、入館者数の目標値はクリアしており、平成31年度についても、年度中の令和2年（2020）2月から影響があり、3月は臨時休館となったこと、前年度の3月の入館者数の約500名を考慮すると、年間目標の17,000人は達成したものと思われる。

新型コロナ以後の利用者は、利用状況の悪化を脱しきれず、クラブ・ツーリズムなど旅行会社の利用による後押しのあった令和4年度を除き、年間目標には未達の状況となっている。それでも、学校および団体の利用は回復基調にあり、次章で述べる普及事業においても同様の傾向にあるといえる。

開館から10年間の利用者は10万人を超え、新型コロナの影響はあったものの、近代人物館は年間の平均にしてコンスタントに1万人の利用を見込むことができる施設といえる。県庁舎内という好立地と、入館無料であることを加味しても、山梨の文化を普及する施設として一定の機能を果たしていたといえる⁽¹⁸⁾。

4. 普及事業

近代人物館で企画した普及事業は通算137回、天候不良や新型コロナウイルス感染症を原因とする中止等が11回あり、実質126回の事業を実施（および本稿執筆段階では予定）している（表5を参照）。近代人物館の普及事業は教育普及事業として実施され、座学を中心とした人物学講座と、屋外イベントや、夏休み自由研究プロジェクト、県民の日イベントなどの県内大規模イベントへの参加を中心としたPR事業のふたつの軸があり（のちにPR事業としても座学を実施）、その利用状況は前掲の表4のとおりである。

表5 近代人物館普及事業一覧

年次	開催日	種別	演 題	講 師	会場	参加者
平成27年度	4月26日(日)	人物学講座	地域を創生した甲州財閥	齊藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	58
	5月23日(土)	人物学講座	天下の雨歌と呼ばれた男 南宮敬次郎の生涯	江宮隆之氏(作家)	正庁	55
	6月29日(土)	人物学講座	二つの「道」―鉄道と茶道―から見た小林一三	原 武史氏(明治学院大学教授)	正庁	55
	7月25日(土)	講座	手づくり電池を作ってみよう！	関東電気保安協会	正庁	57
	8月23日(日)	人物学講座	山梨が生んだ「地下鉄の父」早川徳次	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	54
	9月17日(日)	人物学講座	日本の郵便制度 創始の責任者 杉浦 義	林 陽一郎氏(郷土史家)	正庁	36
	10月18日(日)	人物学講座	人間愛と朝鮮の美に生きた浅川兄弟	江宮隆之氏(作家)	正庁	34
	12月6日(日)	人物学講座	山梨に生まれ明治大正期の日本外交に尽力した駐米大使 埴原正直	南宮正美氏(山梨交通代表取締役社長)	正庁	40
	1月23日(土)	人物学講座	ワイン産業の群像―高野正誠を中心として―	小野正文氏(甲州市教育委員会文化財指導監)	正庁	41
	2月27日(土)	人物学講座	明治維新のうねりと向き合った「兵学校教官 永峯秀樹」と「県権参事 富岡敬明」	澤谷滋子氏(北杜市浅川伯教・巧兄弟資料館館長)	正庁	40
	3月13日(日)	人物学講座	地方病終息に生涯をかけた杉浦健造と山梨の先駆者系譜	中野良男氏(昭和町風土伝承館杉浦醫院館長)	正庁	40
	4月24日(日)	講座	昭和5年創建当時の優雅な家によみがえった県庁舎～よみがえった県庁舎別館～	小田切 浩氏(山梨県県土整備部管轄課課長)	正庁・別館内	30
	5月21日(土)	人物学講座	近代山梨の礎を築いた 藤村紫朗	齊藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	44
平成28年度	6月18日(土)	人物学講座	初代・二代目の報恩の志を果たした三代目 塚本定右衛門	藤堂泰博氏(衆心庵「ツカモトコレクション資料館」館長)	正庁	53
	7月24日(日)	人物学講座	山梨県・清里に戦後、モデル農村コミュニティをつくりあげたアメリカ人 ボール・ラッシュ	秦 美水子氏(ボール・ラッシュ記念館学芸員)	正庁	34
	8月20日(土)	人物学講座	県権参事 富岡敬明(1822-1909)～明治山梨に遺した精神(こころ)～	澤谷滋子氏(北杜市浅川兄弟資料館館長)	正庁	44
	9月10日(土)	人物学講座	郷土資料「甲州文庫」を収集 功刀亀内	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	40
	10月22日(土)	人物学講座	飯田蛇笥～その人生と俳句～	井上康明氏(俳誌「郭公」主宰)	正庁	49
	11月19日(土)	人物学講座	樋口一葉の山梨	吉川豊子氏(山梨県立大学名誉教授)	正庁	51
	12月10日(土)	人物学講座	文明開化のビール醸造 野口正章の挑戦	守屋正彦氏(筑波大学教授)	正庁	42
	2月18日(土)	人物学講座	近藤浩一路 水墨の魅惑	若林由美子氏(南部町立美術館学芸員)	正庁	43
	3月11日(土)	講座	甲府城周辺の歴史と人物館ゆかりの地を訪ねる	宮久保真紀氏(NPO法人文化財保存技術ネットワーク) 上野 桜氏(山梨県埋蔵文化財センター)	甲府城周辺	25
	5月13日(土)	【雨天延期】	朝日町界隈の史跡と人物館ゆかりの地を訪ねる	特定非営利活動法人つなぐ		
	6月10日(土)	人物学講座	山梨女性教育の先駆者 伊藤うた	伊藤祐仁氏(学校法人伊藤学園甲斐南高等学校校長)	正庁	31
	7月22日(土)	人物学講座	山中共古が山梨に築いた学園―柳田国男から広瀬千香・中沢新一まで―	杉本 仁氏(柳田国男研究会)	正庁	41
	8月5日(土)	人物学講座	山梨県指定文化財の県庁舎別館をスケッチしよう！	手塚義彦氏(元甲府市立北中学校校長)ほか3名	正庁・噴水広場	16
平成29年度	9月27日(水)	人物学講座	敬典館の学頭たちと近代の足音	成瀬哲生氏(山梨大学名誉教授)	生涯学習センター交流室A	41
	10月7日(土)	講座	朝日町界隈の史跡と人物館ゆかりの地を訪ねる	特定非営利活動法人つなぐ	正庁	32
	11月12日(日)	人物学講座	山梨県最初の銀行を設立した「栗原信忠の生涯」	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)	正庁・山梨中銀金融資料館	25
	12月3日(日)	人物学講座(バスツアー)	中高校生のための人物から学ぶやまなしの歴史ツアー	同行・小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁、根津記念館、宮光彌、早川徳次生家、県立博物館、山梨中銀金融資料館	25
	12月10日(日)	講座	山梨近代人物館のクリスマス音楽会～岩崎けんいちさんの音色でやまなしを奏しもう～	岩崎けんいち氏(シンガーソングライター) オエムシくん(イラストレーター)	正庁	80
	2月10日(土)	人物学講座	日本の発展に貢献した山梨の人々「地下鉄の父」早川徳次を中心に	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	55
	2月25日(日)	講座	山梨県埋蔵文化財センター職員と行くお城ウォーキング	石神孝子氏(山梨県埋蔵文化財センター)、 上野 桜氏(山梨県埋蔵文化財センター)	山梨近代人物館、石垣展示室、甲府城跡	30
	3月4日(日)	人物学講座	内藤多仲の築いてきたもの	山田 真氏(早稲田大学理工学術院教授)	正庁	55
	4月21日(土)	人物学講座	山梨の殖産興業 ワインを学びにフランスへ留学した青年たち	齊藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	39
	5月19日(土)	人物学講座	第五代県令藤村紫朗と山梨の近代化	植松光宏氏(郷土資料館奈麻奈美文庫主宰)	正庁	28
	6月9日(土)	人物学講座	明治40年の大水害と塚本定右衛門	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	21
	7月22日(日)	人物学講座(バスツアー)	自由研究に活かそう！人物から学ぶやまなしの歴史ツアー	同行・小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁、浅川伯教・巧兄弟資料館、ボール・ラッシュ記念館、津金学校三代校舎、塩崎市ふるさと偉人資料館	18
	8月5日(日)	講座	自由研究のテーマはこれに決まり！子どもから大人まで一緒に学ぼう！ 山梨の先人しらべ	澤谷滋子氏(浅川伯教・巧兄弟資料館)	正庁	17
平成30年度	9月1日(土)	人物学講座	杉浦 謙と浪沢栄一―幕末時代の友情―	関根 仁氏(浪沢史料館学芸員)	正庁	45
	10月14日(日)	人物学講座	旧知事・正庁「復原秘話」	高相正樹氏(御馬場設計 取締役設計室長)	正庁	41
	11月17日(土)	人物学講座	「南宮敬次郎」YGU山梨学院大学テレビセミナー 甲州偉人伝シリーズ	加藤嘉晴氏(元山梨放送アナウンサー)	正庁	25
	12月22日(土)	講座	山梨近代人物館のクリスマス	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)、山梨県立甲府第一高等学校 アカベタ部、岩崎けんいち氏、チャンティ氏(シンガーソングライター)	正庁	60
	1月20日(日)	人物学講座	甲州が生んだスーパービジネスマン若尾逸平 ～ビジネスチャンスは天降神から～	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	30
	2月16日(土)	講座	明治・大正・昭和を駆け抜けた甲州人たち	江宮隆之氏(作家)	正庁	39
	4月20日(土)	人物学講座	若尾逸平と甲府とのかかわり	齊藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	22
	6月29日(土)	講座	山梨ワイン誕生考	仲田道弘氏(山梨県観光部部長)	正庁	57
	7月21日(日)	講座	いのちの積み木	井上広法氏(浄土光栄寺副住職)	正庁	25
	7月28日(日)	人物学講座(バスツアー)	人物から学ぶやまなし歴史探訪ツアー	同行・小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	南アルプス市ふるさと人物室、南部中学校内家軒学舎跡、道の駅なんふ、近藤浩一路記念美術館、昌福寺	25
	8月18日(日)	講座	古写真から見る近代甲府	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	42
	9月21日(土)	人物学講座	小宮山清三 表浦防・墓本筑	江宮隆之氏(作家)	正庁	35
	10月19日(土)	人物学講座	山梨ゆかりの文豪者―逸品資料とともにご紹介―	保坂雅子氏(山梨県立文学館学芸員)	正庁	11
	11月23日(土)	人物学講座	語り 樋口一葉「たけくらべ」	講話：高室有子氏(山梨県立文学館学芸員)、 朗読：山形由紀子氏(フリーアナウンサー)	正庁	54
平成31年度 (令和元年度)	12月21日(土)		山梨近代人物館のクリスマス	人形劇団「こんべいとう」N Y T	正庁	60
	1月19日(日)	人物学講座	今伝えたい「小島の春」の真実～叔母 小川正子の生き方をたどって～	吉原五鈴子氏	正庁	42
	2月	【コロナ中止】	山梨近代人物館5周年記念講演会	深沢美恵子氏(山梨県和学院史料室長)、村岡恵理氏(作家)		
	3月28日(土)		子どもの居場所づくりワークショップ「子ども歴史探検隊」	今福利恵氏(山梨県埋蔵文化財センター史跡資料活用課長)、 正木孝洋氏(山梨県埋蔵文化財センター副主査・文化財主事)	県庁噴水広場・舞鶴公園	4
	4月	【コロナ延期】	第十国立銀行初代頭取 栗原信近―新旧紙幣に選ばれた人物との意外な接点	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)		
	5月	【コロナ中止】	地方病撲滅に奮闘した医師 杉浦健造	中野良男氏(昭和町風土伝承館杉浦醫院 前館長)		
	6月27日(土)	人物学講座	県権参事 富岡敬明～明治という変革期を生きた一地方高官の気風～	澤谷滋子氏(浅川伯教・巧兄弟資料館 前館長)	正庁	30
	7月18日(土)	人物学講座	清里の父 ボール・ラッシュ―最善を尽くせ！しかも一流であれ―	秦 美水子氏(ボール・ラッシュ記念館副館長)	正庁	19
	7月	【コロナ中止】	まよめでマスコットを作ろう！	中央市シルク工芸館ふれあい館シルクふれんどりいスタッフ		
	8月22日(土)	人物学講座	第十国立銀行初代頭取 栗原信近―新旧紙幣に選ばれた人物との意外な接点	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)	正庁	21
	8月	【コロナ中止】	人物から学ぶやまなし探訪ツアー	―		
	9月12日(土)	PR事業講座	「開拓地のカスミマ」がボール・ラッシュ博士から学んだこと	松木上次氏(南木の村株式会社代表取締役社長)	正庁	24
	9月19日(土)	開館5周年記念講座	郷土をひらいた先駆者たち	江宮隆之氏(作家)	正庁	24
令和2年度	10月24日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター①」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	15
	10月31日(日)		根津嘉一郎と小林一三―偉業を成したふたりの茶人としての深淵～	齊藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	28
	11月7日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター②」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	13
	11月28日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター③」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	9
	11月29日(日)		小林一三～お客様ファーストで広げた多様な事業アイデア～	仙海義之氏(公益財団法人飯倉文化財団理事、逸翁美術館・小林一三記念館、池田文庫館長)	正庁	22
	12月5日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター④」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	12
	12月12日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター⑤」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	11
	12月19日(土)	PR事業講座	P R事業講座「日本ワイン歴史マイスター⑥」	仲田道弘氏(公益社団法人やまなし観光推進機構理事)	正庁	17

令和3年度	12月20日(日)		県庁舎別館の文化的価値と近代人物館ができるまで(＋映像鑑賞会「礎を築いた人々」)	中山誠二氏(南アルプス市ふるさと文化伝承館館長)	正庁	20
	1月31日(日)		八巻九萬と山梨共修社	堀内万寿夫氏(作家)	正庁	24
	3月7日(日)		山梨の民俗を今に伝える「甲斐の舊業」とは…	九尾侯子氏(山梨県立博物館学芸員)	正庁	22
	3月13日(土)		山梨の宝物・甲州文庫と功刀亀内「甲州文庫」景移管から70周年―	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	16
	4月24日(土)		浅川 巧の生涯 ―彼を支えた兄・伯教と仲間たち―	江宮隆之氏(作家)	正庁	27
	5月29日(土)		村岡花子～「花子とアン」だけでは分からないその実像とは～	深沢美恵子氏(山梨英和学院史料室長)	正庁	27
	6月	【コロナ延期】	淡沢栄一と山梨の近代人物たち―杉浦謙から青い目の人形まで―	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)		
	7月4日(日)	甲府市ジュニアリーダー研修会	山梨の近代を築いた人々	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館・防災新館409会議室	24
	7月18日(日)		淡沢栄一と山梨の近代人物たち―杉浦謙から青い目の人形まで―	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	防災新館409会議室	21
	7月25日(日)	PR事業講座	新一万円の肖像 淡沢栄一～「国立銀行」創業と山梨～	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)	防災新館409会議室	32
令和4年度	8月	【コロナ延期】	土屋龍憲～ブドウとワインの一大産地の礎～	萩原麻由氏(甲府市教育委員会文化財課学芸員)		
	9月	【コロナ中止】	「陶片」を読む 浅川伯教と朝鮮陶磁研究	飯野正仁氏(元山梨県立文学館学芸員)		
	10月3日(日)		土屋龍憲～ブドウとワインの一大産地の礎～	萩原麻由氏(甲府市教育委員会文化財課学芸員)	防災新館オープンスクエア	26
	10月23日(土)		わたしたちのまちの先駆者たち―南アルプス・峡南地域―(第14回展示の見どころ解説)	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	防災新館オープンスクエア	20
	11月8日(月)	PR事業講座	「郷土を築いた人々」① 功刀亀内(山梨県生涯学習推進センター共催)※利用者数は11月22日の②を含む	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	生涯学習推進センター交流室・山梨近代人物館	51
	11月20日(土)		山梨県誕生150周年―明治維新と甲州の民衆―	齋藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	33
	11月22日(月)	PR事業講座	「郷土を築いた人々」② 若尾逸平(山梨県生涯学習推進センター共催)※利用者数は11月8日の①に合計	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	生涯学習推進センター交流室・山梨近代人物館	
	12月18日(土)		光の水墨画家 近藤浩一路	平林 彰氏(山梨県立美術館学芸員)	正庁	20
	1月	【コロナ延期】	石橋湛山 われわれは小日本主義から何を学ぶか？	増田 弘氏(立正大学名誉教授)		
	2月	【コロナ中止】	近藤喜朗その時代―明治期の南部―	若林由美子氏(近藤浩一路記念南部町立美術館学芸員)		
令和5年度	3月13日(日)	PR事業講座	名取春仙と南アルプス市ゆかりの画家たち	矢野増代氏(南アルプス市立美術館学芸員)	正庁	21
	4月24日(日)		富岡敬明生誕200年・大小切騒動150年―富岡敬明と山梨―	齋藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	21
	5月22日(日)		山中共吉―教師であり民俗学者であったその足跡を山梨県内に追う―	杉本 仁氏(柳田国男研究会)	正庁	17
	6月25日(土)		ボール・ラッシュとアマチュアスポーツ	森 美水子氏(ボール・ラッシュ記念館副館長)	正庁	19
	7月23日(土)		山梨新聞ことはじめ―「映中新聞」からの出発	磯部 教氏(奈良女子大学研究人文学部系教授)	正庁	24
	8月6日(土)		紙しばい 若尾逸平物語―逸平と幾造―	樋口昌弘氏(山梨県立博物館展示交流員)	山梨近代人物館、正庁	12
	9月10日(土)		石橋湛山 われわれは小日本主義から何を学ぶか？	増田 弘氏(立正大学名誉教授)	正庁	33
	9月18日(日)	PR事業講座・甲府市ジュニアリーダー研修会	甲府を舞台に活躍した人々	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館、正庁	18
	10月22日(土)		天下の雨歌 明治を拓く	江宮隆之氏(作家)	正庁	32
	11月13日(日)	PR事業講座	山梨の新聞150年記念 甲府の本屋さん―江戸から明治へ―	鈴木俊幸氏(中央大学文学部教授)	正庁	28
令和6年度	12月17日(土)		高野正誠の一大葡萄酒構想	小野正文氏(甲府市教育委員会文化財指導監)	正庁	36
	1月22日(日)		地下鉄・青バスと鉄道王―時代を的確に読んだ映東の鉄道人たち―	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	37
	2月12日(日)		飯田蛇笥とゆかりの俳人たち―句座をともにした人々―	井上康明氏(俳誌「郭公」主宰)	正庁	36
	3月25日(土)		根津嘉一郎の美術品蒐集	西田安子氏(根津美術館顧問)	正庁	32
	4月23日(日)		山梨の生んだ鉄道人―若尾・雨宮・根津―	齋藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	40
	5月20日(土)		山梨の鉄道追想	熊本健次氏(株式会社常磐ホテル社長)	正庁	36
	6月11日(日)		近代日本を駆け抜けた山梨の鉄道人たち	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	39
	7月29日(土)	バスツアー	やまなしの鉄道 人物から学ぶ過去から未来へ	同行・小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨県内各所	19
	8月6日(日)	夏休み子ども向け講座	紙しばい 天下の雨歌～雨宮敬次郎物語～	樋口昌弘氏(山梨県立博物館展示交流員)	山梨近代人物館、正庁	10
	9月10日(日)		中央線の歴史と山梨の鉄道人たち	老川慶喜氏(立教大学名誉教授)	正庁	38
令和5年度	9月17日(日)	PR事業講座・甲府市ジュニアリーダー研修会	甲府を舞台に活躍した人々	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館、正庁	15
	10月29日(日)		たなばたさまと伊藤園 女性教育を生きた二人～権藤はなよと伊藤うた～	江宮隆之氏(作家)	正庁	32
	11月12日(日)	PR事業講座	清く、正しく、美しく 宝塚歌劇の魅力―山梨県立博物館「宝塚歌劇の世界展」の見どころを中心に―	近藤崎子氏(山梨県立博物館学芸課長)	正庁	24
	12月16日(土)		富岡敬明と重要文化財富岡家住宅	志村恵一氏(甲府市教育委員会歴史文化財課)	正庁	33
	1月28日(日)		第十国立銀行初代頭取 栗原信近の生涯	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)	正庁	31
	2月10日(土)		アメリカ生まれの「清里の父」 ボール・ラッシュの生涯	森 美水子氏(ボール・ラッシュ記念館副館長)	正庁	32
	3月2日(土)		城北2施設合同講座―郷土の先人たちを現代(いま)に伝える―	海老沼美穂氏(新潟ふるさと偉人研究会学芸員)、長谷川 誠氏(北杜市教育委員会学芸員)	正庁	28
	4月21日(日)		栗原信近―銀行家の基本像―	齋藤康彦氏(山梨大学名誉教授)	正庁	23
	5月25日(土)		雨宮敬次郎の生涯―鉄道事業を中心として―	高野 愛氏(甲府市教育委員会生涯学習課)	正庁	38
	6月15日(土)		明治の地方ビールと野口正章	牛米 努氏(明治大学非常勤講師)	正庁	24
令和6年度	7月27日(土)		やまなしはじめて人物伝	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	23
	8月11日(日)	夏休み子ども向け講座	紙しばい 甲州文庫物語～愛わり者の功刀喜内～	樋口昌弘氏(山梨県立博物館展示交流員)	山梨近代人物館、正庁	11
	9月15日(日)	PR事業講座・甲府市ジュニアリーダー研修会	郷土の先人たちのあゆみに学ぶ	亀井大輔氏(山梨中銀金融資料館学芸員)	山梨近代人物館、正庁	12
	9月28日(土)	バスツアー	新紙幣発行記念 山梨と貨幣ゆかりの地ツアー	同行・小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨県内各所	17
	10月27日(日)		泉令 藤村紫陽の光と影	江宮隆之氏(作家)	正庁	21
	11月10日(日)	見学会	重要文化財富岡家住宅見学会	志村恵一氏(甲府市教育委員会歴史文化財課)	富岡家住宅(甲府市)	29
	12月14日(土)		「若き先駆者」とその背景―中村屋蘭と堀内清次郎―	堀内 真氏(富士山世界遺産センター)	正庁	22
	1月19日(日)		近藤喜朗の生涯と業績について	近藤正寛氏(南部町歴史資料室)、渡辺拓雄氏(南部町歴史資料室)	正庁	26
	1月24日(金)	ギャラリートーク	学芸員による近代人物館ギャラリートーク	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館	14
	2月12日(水)	ギャラリートーク	学芸員による近代人物館ギャラリートーク	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館	10
令和6年度	2月24日(月・祝)		樋口一葉「通俗書簡文」を読む	伊藤夏穂氏(山梨県立文学館学芸員)	正庁	33
	3月23日(日)		人物史からみえる山梨―山梨近代人物館10年のあゆみ―	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	正庁	
	3月30日(日)	ギャラリートーク	学芸員による近代人物館ギャラリートーク	小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)	山梨近代人物館	

令和7年2月24日現在

○教育普及事業の開催状況

自主事業として多くの講演会を開催した教育普及事業は、そのほとんどを近代人物館の所在する県庁舎別館の3階の正庁で開催した。基本的に講師は開催中の展示に関連する分野から招聘し、県外の大学や博物館・美術館に所属する研究者をはじめ、資料の出品に協力を仰いだ県内の資料館などの学芸員や自治体の職員の起用も積極的におこない、利用者の関心に応えつつ、最新の成果との出会いをもたらしように、幅広い事業の展開につなげた。他方、予算や企画展の関係で通常の県立博物館などの事業では起用できなかった研究者や自治体職員の招聘にも取り組み、若手研究者の登壇経験の創出にもつなげた。

座学のほか、建築としての県庁舎別館内の見学や、近隣の甲府城跡や富岡敬明の旧宅である富岡家住宅(重要文化財)の見学、さらにつながNPOとの共催によるまちあるきなどの屋外イベントなども実施した。また、人物ゆかりの地をめぐるバスツアーも実施し、県内各地の人物紹介施設や関連史跡に親しむ機会も設けた。さらに、子ども向けイベントとして夏休み期間に県立博物館の展示交流員によるオリジナル紙芝居を上演したほか、甲府市のジュニアリーダー研修会との高校生向け連携講座を開催した。



令和3年(2021)11月20日(土)の県民の日に開催した齋藤康彦山梨大学名誉教授による講座「山梨県誕生150周年—明治維新と甲州の民衆—」のようす

近代人物館の20回におよぶ展示のなかで、展示そのものを解説するイベントは継続的におこなわれてこなかった。コロナ禍前は、近代人物館スタッフによる「昼活」として、昼休みの県庁職員を視野とした解説イベントを開催した。令和6年度の冬季には、展示を担当した県立博物館学芸員(筆者)が、第20回展示のみどころを解説するギャラリートークを3回(執筆段階で予定を含む。さらに1~3月開催の各講座の終了後にも実施する予定であり、のべ6回)開催した。

○コロナ禍における普及事業と利用者制限

令和2年(2020)春からのコロナ禍において、10回の普及事業が中止ないし延期の対応を余儀なくされている(完全に中止となったのは6回)。近代人物館は県庁内にあることから、新型コロナ初年度の令和2年および同3年度においては、当面土日のみの開館に制限されたこともあり、普及事業の開催自体や会場、参加人数について規制が加えられた。座学のほか、バスツアーはその性質上、令和2年から同4年(2022)までは開催そのものを見送ることとした。

各普及事業(座学)の参加(募集)人数は、コロナ禍前は正庁のキャパシティの限界である50名を定員としていたが、コロナ禍においては上限を30名に変更して、ソーシャルディスタンスを確保する対応を実施した。また、その他の県立施設と同様に、利用者に対しては基本的な感染予防対策を呼び掛ける対応をおこない、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類となる令和5年(2023)5月まで続けた。現在でも座学の募集数は40名であり、コロナ前の募集数50名には復帰していない。

○普及事業の成果

近代人物館で各種の普及事業を開催してきたことにより、取り上げた人物たちについての知識や関心の高まりに貢献してきた。開館10年間における普及事業への参加者はのべ10,026名、座学が中心の教育普及事業に限ればのべ3,197名に達している(令和5年度までの集計)。

例えば、「地下鉄の父」こと早川徳次^{はやかわのりつぐ}(笛吹市出身)は、近代人物館の開館における人物選定時にも、研究や著述の対象とされる例は多くなかった。近代人物館の開館後は、県立博物館で開催されたシンボル展⁽¹⁹⁾との相乗効果もあり、早川を取り上げる媒体は増加していった。

わが国の郵便制度を創業した杉浦義(甲府市出身)も、近代人物館の開館時の知名度は高いとはいえなかった。そのような杉浦がNHK大河ドラマ「青天を衝け」(2021)の主人公渋沢栄一の「親友」であった

ことや、その渋沢が令和6年（2024）7月から発行された新壱万円札の肖像に登用されることに関連して、渋沢との交友を軸として杉浦の業績を紹介する講座を開催した。こうした社会的な動向や関心を意識した事業をタイミングよく開催することで、杉浦についての理解を深め、広げていく契機とした。

近代人物館の普及事業については、県立博物館との相互のフィードバックがおこなわれ、小林一三（韮崎市出身）をめぐる知見について、近代人物館の成果を県立博物館の講座等で活用する一方で、県立博物館の企画展の内容を近代人物館で講座として展開する試みもおこなった。前述の県立博物館の展示交流員によるオリジナル紙芝居は、県立博物館の体験イベント「かいじあむ寺子屋ひろば」のために職員が製作したもので、近代人物館にて若尾逸平や功刀亀内^{くぬぎ かない}といった人物の事跡をわかりやすく普及することに貢献した。

また、原武史氏（平成27年度）や老川慶喜氏（令和5年度）といった著名な県外の研究者を招聘したことで、県内の研究状況への影響が期待できる機会となったほか、近代人物館での意見交換や交流によって、特定の研究分野の進展にもつながった側面もあるだろう。

5. 成果と影響

○近代人物館の開設の意義

近代人物館の10年のあゆみにおいて、第3章および第4章で振り返った展示および普及事業の展開によって、その設置の目的である県政の歴史、県指定文化財である県庁舎別館、山梨の近代人物について、広く理解を深めてもらう効果があったと考えられる。

また、「オープン県庁」のねらいにもあったように、甲府駅と中心市街地をつなぐエリアの活性化という観点から、年間1万人程度の利用者のあった近代人物館は、文化・歴史を語り合うことができる「交流の場」として機能したことも見逃せない影響だろう。その立地が近代山梨の歴史の舞台ともいえる県都の中心部にあったことも、単にアクセス至便の地であるというだけでなく、山梨の歴史・文化理解における臨場感につながる価値があったといえる。

○近代人物への関心の高まりの潮流のなかで

また、近代人物館の開設が県内の人物史への関心の高揚のなかでおこなわれたことも指摘できる。近代人物館の平成27年（2015）に前後して、山梨県内では下記の人物を顕彰・紹介する施設が立て続けに整備されている。

・根津記念館（山梨市）	平成20年（2008）10月10日開館
・韮崎市ふるさと偉人資料館（韮崎市民交流センター NICORI）	平成23年（2011）9月3日開館
・北杜市ほくと先人室（浅川伯教・巧兄弟資料館）	平成27年（2015）11月3日開館
・南アルプス市ふるさと人物室（南アルプス市立図書館）	平成28年（2016）10月1日開館
・山梨大学大村智記念学術館	平成30年（2018）7月19日開館
・南部町近藤喜則史料展示室（近藤浩一路記念南部町立美術館）	平成31年（2019）3月末開館
・富士川近代人物館（富士川町歴史文化館塩の華）	令和5年（2023）2月23日開館

特に近代人物館開館以降の2010年代後半に開館が増えているともいえ、近代人物館は近代の歴史的人物を地域の文化的資源として活用する潮流を先んじて示したともいえる。こうした流れは、藤村記念館や富岡家住宅（いずれも重要文化財・甲府市）といった近代人物関連の歴史的遺産が、地域の文化的資源や観光資源としての注目度が高まってきていることとも無関係ではない。また、甲府市内に残っていた甲州財閥・若尾家の墓所（甲府市）が撤去された際に、近代の歴史的遺産の消滅の危機感が共有されたことも、近代の歴史的遺産への意識の高まりの一端であろうと思われる⁽²⁰⁾。近代人物館は、こうした近代人物への関心の高まりや、人物にまつわる史跡の文化的・歴史的資源としての価値の高まりのなかで、人々や情報の交流や発信の拠点としての役割も担ったのである。

○近代人物館の教育的な影響

さらに、近代人物館の展示や普及事業の教育的な側面は、郷土史にとどまらない地域の魅力や課題に関心を持つ人材の育成にも寄与したといえる。表4の山梨近代人物館年別利用者数で示した利用者数には学校の利用数も含まれるが、新型コロナ初年度の令和2年度は大きな落ち込みを見せているものの、その回復は他の指標よりも早く、多数の児童・生徒の学びの場となったことがうかがえる。近年の小・中・高等学校の郷土学習コンクールにおいて、近代人物をその題材に選ぶ例が増加していたことも、この傾向を示しているといえる。こうした傾向は学校教育だけでなく、前項でも指摘したように郷土史に関心を持つ一般の人々に対しても同様に認められる。近代人物館の10年間の各種事業は、多くの人々の近代の人物への関心を高め、その理解を広げることに寄与したのである。



令和6年（2024）11月10日（日）開催の重要文化財富岡家住宅見学会（講師：志村憲一氏）のようす

おわりに

5章にわたり近代人物館10年のあゆみを記述してきたが、まだ十分には語りつくせていない思いがあるが、小規模な施設でありながらも、多くのご協力をいただいたことで、展示と普及事業の両面で充実した発信を持続することができたのではないかと思います。こうして、近代人物とその周辺の歴史について関心や楽しみを持つ人々に広く伝わっていき、そこに新たな交流が生まれ、また新しい知識や刺激を享受する時間が得られたことは、個人的にも喜びであった。そのような意味では、近代人物館に一番の影響を受け、成長のきっかけを得られたのはおそらく展示回りを担当した私なのだろう。

本稿を執筆している段階で、現在地で近代人物館を楽しむことができる時間はのこりわずかとなっているが、その整備や運営にあたっては誠に多くの人々のご高配を賜った。近代人物のご子孫・ご親族等の関係者をはじめ、資料の所蔵機関、郷土史関係者には、心より感謝を申し上げたい。また、整備にあたって苦勞をともにいただいた方々や、10年間の運営にあたって大きなご理解とご尽力をいただいた管理運営者のやまなし文化学習協会のみなさまにも御礼を申し上げたい。力及ばず申し訳ないことばかりである

が、近代人物館の10年のあゆみが、今後の山梨の歴史・文化的な発展に資することを願ってやまない。

註

- (1) 山梨近代人物館については、『山梨近代人物館ガイドブック』（山梨県 2015年）を参照。
- (2) 「山梨日日新聞」令和7年2月1日付「近代人物館を移設へ 10月 県立博物館内に」ほか。
- (3) 藤村紫朗（ふじむらしろう） 1845～1909 熊本県出身の政治家。初代山梨県庁舎をはじめ、行政機関や各種学校をはじめとした擬洋風建築群は、彼の名を冠して「藤村式建築」とも称された。近代人物館展示紹介対象人物。
- (4) 佐野利器（さのとしかた） 1880-1956 山形県西置賜郡荒砥村（現在の白鷹町）出身の建築構造学者。内藤多仲は帝大助教時代の佐野に師事していたものと考えられる。県庁舎別館の建設時は清水組の経営に関与していた。
- (5) 内藤多仲（ないとうたちゅう） 1886～1970 山梨県中巨摩郡禰村（現在の南アルプス市出身）の建築構造学者。東京タワーをはじめとする全国各地の電波塔を手掛けたことから「塔博士」と称される。内藤が愛用したとされた計算尺は、大学院を終えるころドイツ視察から帰国した佐野からもたらされたものとされている。展示紹介対象人物。
- (6) 柴田秀勝氏は、古くは「銀河鉄道999」の機械伯爵など数多くの出演歴があり、近年では「ONE PIECE」の主人公の父親モンキー・D・ドラゴン役、「鋼の錬金術師」のキング・ブラッドレイ役など、重厚・老練かつ時に温かみのある演技で知られる。
- (7) 3人の人物およびナレーションの声の担当は次のとおり。ナレーション（松本大督氏）、若尾逸平（宮坂俊蔵氏）、村岡花子（吉川未来氏）、内藤多仲（宮原弘和氏）。
- (8) つなぐNPOによるまちあるきについては、県立博物館との協働事業で作られたものをはじめ県内各地をめぐる多数のルートがあり、各ルートの詳細は出版された各冊子を参照。
- (9) 県庁舎耐震化等整備基本計画
(https://www.pref.yamanashi.jp/documents/25642/vol21-14-17_1.pdf 令和7年2月14日閲覧)
- (10) 初代山梨県立図書館として昭和5年（1930）に竣工。根津嘉一郎の寄附によって建設された施設として知られ、戦火を免れ県庁舎第1南別館として使用されていた。
- (11) オープン県庁敷地整備計画
(https://www.pref.yamanashi.jp/chosya/sikichiseibi/open_kenchou.html 令和7年2月14日閲覧)
- (12) 県庁別館展示施設整備検討委員会は委員長の江宮隆之氏（作家）、齋藤康彦氏（山梨大学教授）、萩原三雄氏（帝京大学山梨文化財研究所所長）、早川源氏（山梨総合研究所副理事長）、古屋知子氏（元教育委員）の5人の委員（50音順、役職は就任当時）で構成。
- (13) フックド・ラグ（絨毯の柄を手作業で打ち込んでいくオーダーメイドの技法）の製作を専門とする京都府南丹市の桐織物工場にて製作。
- (14) 拙稿「明治45年3～4月皇太子（大正天皇）山梨行啓について（一）」（『山梨県立博物館研究紀要』第8集 2014）および「同（二）」（『同』第10集 2016）参照。
- (15) 野口正章（のぐちまさあきら） 1849～1922 近江国蒲生郡綺田村（現在の滋賀県東近江市）出身の実業家。甲府柳町で酒造業等を営む近江商人・十一屋野口家の御曹司として生まれる。甲府において国内2例目、東日本で初となる国産ビールの製造・販売を手掛ける。妻は南画家として著名な野口小蘗。展示紹介対象人物。
- (16) 同時期の県立博物館の新型コロナウイルス感染症の流行拡大への対応や、近代人物館への協力の状況等については、各年度の県立博物館年報を参照。
- (17) 「夏の甲子園」（当時は全国中等学校優勝野球大会）は戦争のために中断していたが、昭和21年（1946）8月15日に阪急西宮球場にて再開した。開催にあたり、GHQの一員として来場していたポール・ラッシュから、「オメデトウ、ドゥユーベスト」の言葉とともに球児らにボールが手渡されており、当該の資料はそのうちの一球としてのこされたもの。
- (18) 県所管の博物館施設（常設展）と近代人物館のコロナ前年度の入館者の比較は次のとおり。

	県立博物館	県立美術館	県立文学館	県立考古博物館	近代人物館
・令和元年（2019）	50,483人	76,546人	22,538人	22,678人	16,465人
近代人物館実績比	3.07倍	4.65倍	1.37倍	1.38倍	

年間運営費を考慮すると、入場料無料であることを勘案しても、近代人物館は利用者単価が低いコストパフォーマンスに優れた施設であったといえる。

- (19) 山梨県立博物館シンボル展「地下鉄90年」（平成29年（2017）5月27日（土）～6月26日（月））
- (20) 「若尾逸平墓石 撤去される 甲府／研究者「近代史跡保存 議論を」」（『山梨日日新聞』令和3年（2021）7月10日付）

（山梨県立博物館）

山梨近代人物館関連年表

和暦	西暦	月日	分類	できごと
昭和5年	(1930)	3月31日	別館	山梨県庁舎、甲府城跡に移転竣工（別館完成）
昭和38年	(1963)	5月	別館	山梨県庁舎本館完成により、県庁の中枢移転
平成21年	(2009)	3月	県庁	県庁舎耐震化等整備基本計画発表
		12月24日	別館	県庁舎別館、山梨県指定文化財となる
平成24年	(2012)	3月	県庁	オープン県庁敷地整備計画発表
		4月	人物館	県庁舎別館展示施設（のちの近代人物館）の基本計画策定着手
		4月27日	人物館	県庁舎別館展示施設整備検討委員会（第1回）開催
		7月20日	人物館	県庁舎別館展示施設整備検討委員会（第2回）開催
		10月26日	人物館	県庁舎別館展示施設整備検討委員会（第3回）開催
平成25年	(2013)	2月14日	人物館	県庁舎別館展示施設整備検討委員会（第4回）開催
		この頃		呼称が山梨近代人物館（仮称）となる
		4月	人物館	近代人物館の展示設計に着手する
		12月	別館	県庁舎別館、耐震改修工事起工
平成26年	(2014)	この年	人物館	近代人物館の展示工事に着手する
平成27年	(2015)	3月30日	人物館	近代人物館の展示設備完成検査
		4月1日	別館	県庁舎別館、耐震改修工事おわり運用開始
		同	人物館	近代人物館報道機関向け事前公開
		4月2日	人物館	山梨近代人物館開館、正庁で開館記念式典挙行
		4月26日	人物館	第1回人物学講座「地域を創生した甲州財閥」を開催（講師：齋藤康彦山梨大学名誉教授 会場：正庁）
		8月26日	人物館	近代人物館入場者10,000人達成記念セレモニー開催
平成28年	(2016)	11月	人物館	旧知事応接室でノーベル生理学・医学賞受賞者大村智博士を顕彰する展示を開始
		3月11日	人物館	初の屋外イベントを開催（甲府城周辺の歴史と人物館ゆかりの地を訪ねる）
平成29年	(2017)	7月6日	人物館	山梨市の個人から「山梨県廳」表記の門標が寄贈され情報展示室で展示開始
		10月7日	人物館	つなぐNPOとの連携イベント（朝日町界隈の史跡と人物館ゆかりの地を訪ねる）を開催
		12月3日	人物館	初のバスツアー開催（中高校生のための人物から学ぶまなしの歴史ツアー）
平成30年	(2018)	5月2日	人物館	「人物館de昼活～10分でわかる山梨の人物～」(毎週水曜開催)を実施
		この頃	人物館	県庁構内に近代人物館への案内サイン増設
平成31年	(2019)	3月31日	人物館	年度の利用者数の最高となる17,463名を記録（平成30年度）
令和2年	(2020)	2月28日	人物館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため臨時休館
		4月1日	人物館	教育委員会から知事部局観光文化部へ所管替え
		5月23日	人物館	臨時休館解除（10月11日まで土日のみ公開）
		9月12日	人物館	PR事業としては初となる講座を開催（講師：萌木の村社長鈴木木上氏）
令和3年	(2021)	7月4日	人物館	甲府市ジュニアリーダー研修会との連携事業実施（令和6年度まで継続）
		8月8日	人物館	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため臨時休館
		9月12日	人物館	臨時休館解除
		11月8日	人物館	県生涯学習推進センターとの連携講座実施
		11月20日	県庁	山梨県誕生150周年
令和4年	(2022)	8月6日	人物館	夏休みこども向け講座として「紙しばい 若尾逸平物語―逸平と幾造―」を開催（令和6年度まで継続）
令和5年	(2023)	5月9日	人物館	旧知事室で名誉県民稲葉清右衛門氏を顕彰する展示を開始（翌年3月27日まで）
		5月	人物館	新型コロナの扱い変更にもない館内の接触型展示の利用規制解除
令和6年	(2024)	7月29日	人物館	コロナ禍で中断していたバスツアー再開（県内鉄道関連史跡・施設を訪問）
		この頃	人物館	令和5年度に累計利用者10万人を達成
令和7年	(2025)	4月1日	県庁	近代人物館を所管する観光文化部が観光文化・スポーツ部に改称
		1月24日	人物館	初のギャラリートークを開催
		2月1日	人物館	山梨日日新聞に「近代人物館を移設へ 10月 県立博物館内に」を見出しとする記事掲載
		4月1日	人物館	山梨近代人物館閉館

飯河源左衛門様

恒太郎 印

御用人中様 右書付歸り申候

覚

一、私札旦那間宮宗七郎様御儀、札替被遊度思召ニ付、可相成候哉之旨御尋ニ付、私代藤右衛門申上候者、先達而被仰渡候儀茂御座候得者、御請難仕段申上候処、右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

未二月十五日

二文字屋
幸兵衛

川井善吉郎様

御用人中様

此書付川井様より御返し被遊候

駿府御引越之御方様御滞金、午十一月御会所江差上候願書之扣、未二月日記江留メ有之候

(全文抹消)

「 桜井幸助様江差上候手紙之写 佐七

今朝者忠兵衛江御口上被成下、難有合奉存候、益御機嫌能被遊御座、奉恐悦候、然者此度被仰付候御臨時金之義、拾五両外難御用立候ハ、其趣意相認御答申上候様被下仰候処、御臨時金之儀者御藏宿共一同相談之上差略仕、御用立候様先達而被仰付候ニ付、御藏宿御殘金無之、御高式百俵之御方様へ御婚禮御入用凡拾四・五両程ツ、御用立来申候ニ付、御然藏様ニも拾五両御用立可申旨申上候御儀ニ御座候、右之訳合御座候間、其後者難御用立奉存候、右之段何分宜被仰上可被下候、以上

未十一月五日 未新帳へ写

「

山田町吉右衛門

平兵衛粹

文蔵

月番
藤兵衛煩代

八日町

七郎兵衛

行司

元城屋町

八郎兵衛

平兵衛へ被 仰渡

願之通札差差免申付候、是迄札差仕法之儀、出精いたし候段、賞美いたし候段被仰渡候、以来共心附候儀者是迄之通世話いたし遣し候段被 仰渡候

文蔵江被 仰渡

平兵衛願之通札差申付候、入念相勤可申段被仰付候

右之通り被仰付候、御礼御玄関江参上、夫方御出役様方手札を以御礼ニ上ル、尤名前斗の手札也

御組頭様 御立合様 御代官様 御手代衆へ御礼手札

〔貼紙〕私儀病身ニ罷成候ニ付、御蔵宿粹文蔵江被 仰付被下置候様奉願上候処、願之通被 仰付、難有奉存候、乍恐右之段御披露奉申上候

宅間屋

平兵衛

煩代

久右衛門

文蔵改

平兵衛

未正月廿九日

御呼出し

御蔵札差

堅町

弁助

月番

八日町

七郎兵衛

行司

元城屋町

八郎兵衛

被 仰渡

弁助儀、札差行司申付ル、入念相勤候段被 仰付候

月番行事へ

札差共仲間一同相心得候段、被 仰付候

右之通被 仰渡候間、御礼御玄関へ参上、御出役御同心方不残手札ヲ以御礼参上

未二月十二日、行事老人参上仕候様、八日町御会所被仰下候ニ付、吉右衛門参上仕、被仰渡候趣左之通

森川新兵衛殿、江戸表元蔵宿濟方当年より差出し、其上上納金等茂有之候得者、高原田屋藤兵衛方濟方、是迄之通差出候而者、暮方差支候ニ付、藤兵衛方濟方、当年より利足壱割貳分之内六分者元金江相添請取、残り六分者附出し置、元金皆濟之上百俵三両濟之積を以請取可申候、尤右新兵衛殿儀者、外逢対離与は別段之儀、其上濟方多分ニ付右之通申付候間、其旨可相心得候

〔全文抹消〕

「 覚

一、私方御用立金御濟方、去ル卯年より去年迄壱ケ年ニ御米三拾五俵ツ、元利之内江奉請取候処、当年より御高百俵ニ付元金三両濟之積りを以請取候様被仰聞候得共、去ル寅年冬御蔵宿相離候節、御対談之儀ニ御座候へハ、御濟方仕直シ候儀、何分御請難仕奉存候、右之段書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

未二月十三日

井戸屋

未正月

高原田屋

藤兵衛

酒依富五郎様

御用人中様

(挟込文書)

〔前大カ〕
罷在候所、乍恐病身罷成、札差難相勤御座候ニ付、悴文蔵儀、平兵衛与改名

為仕、私身上相讓、御蔵前札差為相勤申度奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政十年午十二月

御蔵札差
行司

八日町

平兵衛 印

同人悴

文蔵 印

御下金

御会所

右平兵衛奉願上候通、仲間共一同奉願上候、以上

御蔵前札差惣代
行司

元城屋町

八郎兵衛 印

寛政十年午十二月

宅間屋平兵衛隠居願之事

乍恐書付を以奉願上候

一、私儀十八年以前丑年御蔵前札差被 仰候ニ付、是迄相勤罷有候処、乍恐痛所御座候而札差難相勤御座候ニ付、悴文蔵儀平兵衛与改名為仕、私身上相讓、御蔵前札差為相勤申度奉願上、何卒格別之御憐愍を以、願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政十年午十二月

御蔵札差

行事

八日町

平兵衛 印

同人悴

文蔵 印

御下金

御会所

右平兵衛奉願上候通、仲間共一同奉願上候、以上

御蔵札差惣代

行事

元城屋町

八郎兵衛 印

未正月十二日、行司老人御会所江参上可仕旨被仰付候ニ付、八日町御会所江吉右衛門参上

平兵衛儀痛所有之、札差難相勤候ニ付、去十二月願書差出し候処、痔疾と申事之由、養生いたし候ハ可相勤候間、致保養可相勤段被仰渡候

同正月十八日、吉右衛門参上、口上ニ而奉願上候、平兵衛儀、是迄種々養生仕候得共、全快不仕候ニ付、無扨去冬御願奉申上候、養生仕保養可仕旨蒙 仰、平兵衛儀誠ニ難有仕合奉存候、被 仰下候御意之趣、私共仲間一同難有仕合ニ奉存候得共、併右平兵衛奉願上候通、養生種々差加へ候得共、快無御座候ニ付、何卒願之通被 仰付被下置候様、猶亦奉願上候、此段御執成奉願上候段、口上ニ而御願申上候、御聞届ケニ而罷歸り候

未正月廿九日

山手御役所江御呼出

御蔵札差

八日町

行司平兵衛煩代

此り四匁七分九厘三毛

一、金貳分

此り七分五厘

一、金壹匁

此り壹匁五分

一、金貳分 当冬分

一、金拾壹匁三分

壹匁貳分八厘五毛

此利金壹分・貳匁六分五厘七毛

一、金三匁 当冬分

御同人様

元金御預り

△金三拾壹匁貳分・拾壹匁五分壹厘

利足 △金三分・貳匁五分三厘四毛

当冬分

△金三匁貳分

元利合 金三拾五匁三分・拾四匁四厘四毛

右之通別紙証文を以て奉預り候、以上

午十二月

御蔵札差月番

若松屋

平八

湊屋

八郎右衛門

伊勢主馬助様

疋田吉十郎様

御用人中様

奉預り候金子之事

合三拾五匁三分・拾四匁四厘四毛 但文字金也

右之金子此度髓ニ奉預り候処実正ニ御座候、返上之儀者金壹匁ニ付壹ヶ月銀三

分宛之利足を加、御入用次第可奉返上候、為後日証文差上申候所仍而如件

寛政十年午十二月

伊勢主馬助様

疋田吉十郎様

御用人中様

御蔵札差月番

若松屋

平八

ミなどや

八郎右衛門

覚

一、金壹匁ト銀七匁貳分六厘九毛

平井五郎左衛門様御分

午十二月未正月迄貳ヶ月

此利銀六分七厘三毛

元利

合金壹匁貳分・銀四分四厘貳毛

右者平井五郎左衛門様御分御預り金、此度奉返上候、以上

未正月廿四日

御蔵札差月番

二文字屋

幸兵衛

伊勢主馬助様

同

木曾屋

疋田吉十郎様

七郎兵衛

御用人中様

覚

一、森川新兵衛様、江戸表元御蔵宿御借受金、当年御濟方被遣候ニ付、私方

御年賦金は迄之通、壹割貳分ノ利足御渡し被遊候而者、御暮方御差支ニ相成

候由ニ付、私方御年賦金以来六分^{歩ニ}利下ケ仕候様被仰聞候得共、去ル戌年被

仰渡候御仕法通之儀ニ御座候得者、利下ケ仕候儀者何分御請難仕奉存候、右

之段書付を以申上候様被仰聞候ニ付、如斯ニ御座候、以上

同断

一、金拾貳両

御不幸御入用

一、金八両

△金九拾三両也

右御方様方御臨時金拝借御願奉申上候、以上

午十一月十八日

御蔵札差月番

八日町

平右衛門

同

御下金

西青沼町

御会所

清左衛門

午十二月十九日、山手御役所江行事兩人御呼出、則八郎兵衛・平左衛門罷出候、金廿六兩貳分御用金有之、江戸表へ御注進候ニ付、為立替金差上申候様被仰付候、金子調達次第年寄迄可申出候
但御与力方御用人御立合

同月廿一日、八郎兵衛右金子持参、山手御役所へ上納仕候、尤御証文差上申候

覚

一、岡本八十郎様御暮し方御差支ニ付、御扶持方引当テ、四ヶ年之間金子御用立可申旨、此度御対談仕候、右四ヶ年過、亦々御差支之儀茂御座候ハ、私取斗此度之振合を以御相談可申上候、以上

寛政十年午十二月

きくや

太右衛門 印

杵浦金藏様

一、金壹兩貳分

八匁貳分貳毛

江原兵左衛門様

御預り金之分

此利貳匁九分四厘六毛 但午七月より同十二月迄六ヶ月分

元利△金壹兩貳分・拾匁匁分四厘八毛

午十二月廿六日返上

伊勢主馬助様

一、金壹兩・六匁貳分貳厘

水野甚左衛門様

午七月より同十一月迄五ヶ月分

此利壹匁六分五厘五毛

一、金壹兩・六匁貳分貳厘

能勢万藏様

同断

此利壹匁六分五厘五毛

一、金壹兩・六匁貳分貳厘

藤沢孫左衛門様

同断

此利壹匁六分五厘五毛

一、金壹兩・五匁六分五厘八毛

平井五郎左衛門様

同断

此利壹匁六分四厘壹毛

一、金壹兩・四匁九分貳厘貳毛

村上新三郎様

同断

此利壹匁六分貳厘三毛

一、金貳兩・拾匁分八厘三毛

曾谷乙吉様

此り三匁分五厘四毛

一、金貳兩・拾匁六分六厘三毛

山本仙庵様

此り三匁分六厘六毛

一、金貳兩・拾匁六分六厘三毛

水野藤九郎様

此り三匁分六厘六毛

一、金三兩・拾貳匁七分六厘三毛

坪内新藏様

此り四匁八分壹厘九毛

一、金三兩・拾匁七分六厘三毛

馬淵政藏様

寛政十年午十月

八日町

平兵衛 印

行事

元城屋町

八郎兵衛 印

同

山田町

吉右衛門 印

御下金

御会所

覚

御破損御入用

一、金拾両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾八両

同断

一、金拾五両

同断

一、金拾両

同断

一、金九両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾五両

同断

一、金九両

同断

一、金拾貳両

同断

一、金拾両

御不幸并御番入御入用

一、金拾八両

御婚札御入用

一、金拾五両

御不幸御入用

一、金六両

〆金百七拾七両也

右御方様方御臨時金拝借御願奉申上候、以上

午十一月十二日

御蔵札差月番

八日町

平右衛門

同

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

覚

御破損御入用

一、金拾五両

同断

一、金拾貳両

同断

一、金拾五両

同断

一、金拾三両

御軼宅御入用

一、金拾八両

杵浦長之助様

佐々井兵次郎様

伊谷茂右衛門様

浦野健之助様

近藤十次郎様

牛奥太郎右衛門様

石川五郎右衛門様

三宅惣左衛門様

鈴木鉄吉様

森市太郎様

大久保勝藏様

御破損入用

一、金拾両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾五両

〆金百六拾壹両

右御方様御臨時金拝借御願奉申上候、以上

午十月廿九日

御蔵札差月番

西青沼町

幸助

柳町

権八

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、私共仲間差加金之内八日町平兵衛分金百両、此度御下ケ被下置候様奉願上候、尤札旦那方御用立方差支之儀御座候節者、差加金為仕可申候、右願之通被仰付被下置候ハ、仲間共一同難有仕合奉存候、以上

寛政十年午十月

御蔵札差惣代

元城屋町

八郎兵衛

同

山田町

吉右衛門

月番

西青沼町

幸助

柳町

権八

御下金

御会所

乍恐書付を以奉窺候

一、御家人方臨時御入用為御手当、私共仲間拝借金之内を以金貳拾兩御用立候段、先達而御披露申上置、追手様御組江金八兩三分、山手様御組江金拾壹兩壹分御用立、右金子季毎ニ請取、又々貸替来り申候、然処、此度山手様御組御世話役杵浦金藏様・高田孫七様・岡本八十郎様被仰聞候者、右拾壹兩壹分ニ而者御手繰難被成候間、以来金五兩増金いたし、都合金拾六兩壹分御用立候様被仰聞候、右者^{ため}為御手繰之ニ御座候間、御用立候而も可然様奉存候、乍然金高相増し候御儀ニ御座候間、乍恐書付を以奉窺候、以上

寛政十年午十月廿八日

御蔵札差

月番柳町

権八

西青沼町

幸助

右窺之通金五兩借渡候様被仰付候

午十一月廿四日

御下金

御会所

差上申証文之事

一、金百兩也

右者先達而私共仲間差加金之内、私上納仕候分此度御下ケ被下置候様奉願上候処、御聞濟被成下、書面之通御下ケ被下置、難有慥ニ奉請取候、尤札旦那御差支之節者猶亦可奉上納候、仍而如件

御蔵札差

一、金巻両式分・四匁八分八厘六毛
同断 江原兵左衛門様 御分

此利三匁三分式りと巻毛
一、金式両・六匁式分四厘五毛 山本仙庵様 御分

此利式匁四分巻り八毛
一、金式両・六匁式分式り五毛 水野藤九郎様 御分

此利式匁式分六厘八毛
一、金三両・六匁式分式り五毛 坪内新蔵様 御分

此利六匁五分六厘八毛
一、金拾両巻分 富津登助様 御分

九匁式分三厘
此利金巻分・六匁八分五厘五毛 富津登助様 御分

一、金巻両 当夏分 富津登助様 御分

一、金式両式分 六匁式分四厘五毛 馬淵政蔵様 御分

此利五匁四分六厘八毛
一、金式分 当夏分 御同人様御分

一、金巻両 同断 漆原栄三郎様 御分

一、金式分 同断 野田左内様 御分

元金御預り
一、金三拾両巻分 七匁巻分六厘巻毛

利足
一、金巻両・三匁七分七厘巻毛

当夏分

御預り元金三両
元利

合金三拾四両巻分・拾匁九分三厘式毛
右之金子別紙証文を以慥ニ奉預り候、以上

寛政十年午七月八日
御蔵札差月番 永楽屋 久右衛門

同 和泉屋 庄三郎

伊勢主馬助様
正田吉十郎様

御用人中様

外ニ御預り証文巻通、文言前之通相認め、伊勢様へ差上申候事
乍恐書付を以奉申上候

一、花井吉蔵様、甲府御済方金之儀、御当人様御死去ニ付、御親類様被仰付候者、彼是物入多候間、当 御役所様江御上納可致甲州済方金之分、私方ニ季延御願申上具候様被仰付候ニ付、乍恐 御役所ニ而茂御取斗被成兼候儀、殊ニ私ニ御願、御取次可申上筋合ニも無之旨、御断申上候得共、達而被仰聞候間、則 御役所江右之段申上候処、此儀者其向々願出、御勘定所ニ御役所江被仰付候事■御取斗ニ者難被成旨被仰付候ニ付、猶亦右之趣御屋敷様江申上候処、左候得者其向々江可申出間、御済方金之儀、右否相分候内、暫ク私方江御預り置申候様被仰付候、乍恐書付を以奉申上候、以上

寛政十年午六月 小嶋屋 酉之助

御改正
御役所

一、金壹両・銀三匁^{九分八}八厘

福嶋此七郎様

御分

此利式匁貳分三厘九毛 但巳十二月^六午六月迄

元利^六金壹両・六匁貳分式り

午六月十三日返上

月番

藤兵衛

伊勢主馬助様

同

御用人中様

半六

一、米仲買共書上直段之儀者、三斗六升入百俵ニ付甲金何拾何兩と書上仕候

一、三季御藏渡り之節、入札直段之儀者日々御藏廻シ相立之上、百俵ニ付甲金何拾何兩と入札仕候

右左書付を以申上候様被仰聞候ニ付、如此御座候、以上

午六月廿四日

御藏札差月番

藤兵衛

半六

杵浦金藏様

覚

一、私方御殘金御仕法通御年賦奉請取、当午二月皆済ニ罷成申候、右之段書付

差上候様被仰聞候ニ付、如斯ニ御座候、以上

午七月朔日

藤井屋

八郎兵衛

山本仙庵様

御用人中様

一、金貳両・銀六匁貳分四厘五毛

三宅牛五郎様

御分

此利四匁四分六厘八毛 但巳十二月^六午六月迄七ヶ月分

元利合金貳両・拾匁六分六厘三毛

右之通午七月八日返上

月番

久右衛門

伊勢主馬助様

同

疋田吉十郎様

庄三郎

一、金壹両・三匁九分八厘壹毛

酒依富五郎様

巳十二月^六午六月迄七ヶ月分

御分

此利式匁貳分三厘九毛

一、金壹両・三匁九分八厘壹毛

水野甚左衛門様

同断

御分

此利式匁貳分三厘九毛

一、金壹両・三匁九分八厘壹毛

能勢万藏様

同断

御分

此利式匁貳分三厘九毛

一、金壹両・三匁九分八厘壹毛

藤沢孫左衛門様

同断

御分

此利式匁貳分三厘九毛

一、金壹両・三匁四分^二八三八厘八毛

平井五郎左衛門様

巳十二月^六午六月迄七ヶ月分

御分

此利式匁貳分式り

一、金壹両・貳匁七分式り七毛

村上新三郎様

同断

御分

此利式匁壹分九厘五毛

一、金貳両・五匁七分八厘壹毛

曾谷乙吉様

同断

御分

此利四匁四分式毛

御上覧御参府	一、金六両	加藤政之助様
		加藤留吉様
同	一、金六両	本間大之助様
		本間左源太様
同	一、金拾貳両	河村七郎右衛門様
同	一、金六両	野田左内様
若殿様御参府	一、金拾五両	本多作四郎様
御屋敷替	一、金拾貳両	松下十左衛門様
御不幸	一、金拾三両	小幡万五郎様
同	一、金六両	中村新兵衛様
同	一、金五両	山田安之助様
同	一、金拾貳両	飯室和三郎様
〆金九拾三両也		
右御方様方御臨時金拝借御願奉申上候、以上		
御蔵札差月番		
午五月晦日		
八日町		
幸兵衛		
同		
同町		
七郎兵衛		
御下金		

御会所	松田嘉次郎様分	元蔵宿
覚	一、金四拾九兩三分	永楽屋
	銀拾四匁八分四厘	久右衛門
	服部角左衛門様分	
	一、金四兩貳分	同町
	銀九匁九分九厘	藤井屋
	右御両所江御用立之分、不残御下金ニ御座候、以上	八郎兵衛
	午六月十七日	印
御蔵方		永楽屋
御役所		久右衛門
覚		印
	一、金貳両・銀六匁貳分四厘五毛	漆原栄三郎様御分
	此利三匁七分八厘七毛 但巳十二月〆午五月迄六ヶ月分	御預り金
	元利〆金貳両・拾匁三厘貳毛	
	右之通此度奉返上候、以上	月番
	午五月廿三日	幸兵衛
	伊勢主馬助様	同
	御用人中様	七郎兵衛

此濟方

兩名之証文者

誰武術

右者此度武術 上覽之御沙汰有之、江戸表江被召候ニ付、出立為入用書面之通御下金会所方其方借請用立給、慥ニ受取借用申所実正也、返金之儀者前書割合之通、何ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、元利共ニ急度皆済可申候、其節少茂違交申入間敷候、為後日証文仍而如件

年号月 御名

何や

誰江

御本文之金子何両、私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

御蔵札差

月 日

何町

拝借人 誰

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行事

何町

誰

月番

何町

誰

五月十七日

野田 左内様御屋鋪江喜右衛門被招呼、伏木五郎蔵様・平井五郎左衛門様御立会

ニ而被仰聞候趣

野田左内様御儀、此度江戸表江御用ニ付、被為召候所、金子御不足ニ付、御帰国御入用金五両、御当用取越御用立候様被仰聞候ニ付、喜右衛門申上候者、会所ニ而御用弁仕候儀ニ御座候得者、別段ニ私方方金子御用立候儀、御免被成下候様申上候所、左候ハ、其段書付差出候様被仰聞、御案書被下候ニ付、則御案書之通相認メ差上申候書付左之通

乍恐書付を以奉申上候、此度野田左内様御用ニ付御出府被遊候処、御帰国為御用立金御向高御借請被遊候迄、金五両私立替申上候様被 仰付候得共、御仕法故御立替奉申上候儀一切相成不申候、右之段以書付奉申上候様被 仰付候間、如斯ニ御座候、以上

井筒屋

午五月十七日

喜右衛門 印

伏木五郎蔵様

平井五郎左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当午十月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾両之見当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御蔵札差月番

寛政十年午五月廿九日

八日町

幸兵衛

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

覚

元利ノ金六兩壹分・銀四匁四分四厘
右之通此度奉返上候、以上

寛政十年午三月

御蔵札差月番
宅間屋

平右衛門

同

井筒屋

清左衛門

伊勢主馬助様

御用人中様

覚

杵浦新右衛門様御分

一、金貳兩ト銀六匁貳分四厘五毛

御預り金

已十二月お午四月迄

此利銀三匁壹分五厘六毛

元利

ノ金貳兩・銀九匁四分壹毛

右之通此度奉返上候、以上

寛政十年午四月廿二日

御蔵札差月番
湊屋

八郎右衛門

同

若松屋

平八

伊勢主馬之助様

御用人中様

覚

野田左内様御分

一、金貳兩ト銀六匁貳分四厘五毛

御預り金

已十二月お午四月迄

此利銀三匁壹分五厘六毛

一、金壹兩

同断

同断

此利銀壹匁五分

元利

ノ金三兩貳朱ト

銀三匁四分壹毛

右之通此度奉返上候、以上

寛政十年午四月廿三日

御蔵札差月番
湊屋

八郎右衛門

同

若松屋

平八

伊勢主馬之助様

疋田吉十郎様

御用人中様

覚

一、四月廿二日、河村七郎右衛門様・本間左源太様・野田左内様・加藤留吉様、
右御方様武術御上覧之御沙汰御座候ニ付、江戸表江被召為候、右御入用金御
用立方、八日町御会所江八郎兵衛参上、相窺候処、先達而江戸表江御引越之御
方様同様、御高百俵ニ付金三兩宛之積を以御用立候様被仰渡候

借用申金子之事

金何両者

但文字金也

同	一、金八両	平井歟五郎様
同	一、金拾両	三宅作左衛門様
同	一、金三両	三宅牛五郎様
同	一、金七両	野田左内様
御破損御入用	一、金九両	山崎弥太郎様
同	一、金拾壹両	佐久間祖七様
同	一、金七両	別所孫左衛門様
御婚礼御入用	一、金貳拾三両	柴内郷藏様
御破損御入用	一、金拾両	团吉太郎様
御屋敷替御入用	一、金拾三両	三間吉三郎様
御婚礼御入用	一、金貳拾両	杵浦新右衛門様
同	一、金拾三両	水野伝吉様
御破損御入用	一、金拾五両	磯部釜五郎様
御参府御入用	一、金七両貳分	同元右衛門様
同	一、金八両	沢梶五郎様
		花井吉藏様

御婚礼御入用	一、金貳拾五両	疋田吉十郎様
ノ	同	
一、金拾六両	ノ	松平金之丞様
ノ	金貳百拾貳両貳分也	
右御方様方御臨時金拝借御願奉申上候、以上		
午三月十二日		
御藏札差月番		
八日町		
平右衛門		
同		
西青沼町		
清左衛門		
御下金		
御会所		
覚		
一、金貳両ト銀六匁貳分四厘五毛	加藤政之助様御分	
巳十二月巳午三月迄	御預金	
此利銀貳匁五分貳厘五毛		
一、金壹両	去巳冬分同断	
巳十二月巳午三月迄		
此利銀壹匁貳分		
一、金貳両ト銀六匁貳分四厘五毛	加藤留吉様	
巳十二月巳午三月迄	御預金	
此利銀貳匁五分貳厘五毛		
一、金壹両	去巳冬分同断	
巳十二月巳午三月迄		
此利銀壹匁貳分		

御会所

覚

二月七日

一、金四兩壹分

拾匁八分

米拾貳俵

此度奉受取候分

一、金壹兩壹分

御臨時金

元濟

一、金貳分・三匁

右利足

右之通ニ御座候、且御臨時御入用之儀、何々を二重ニも御用立候哉之旨、御尋ニ御座候、右者御家内御不幸・御類焼ニケ条之外者、二重ニ御用立不申候、右之段、宜敷被仰上可被下候、以上

湊屋

三月朔日

八郎右衛門

満田市左衛門様

御用人中様

右半切紙ニ認メ差上申候

覚

一、金拾五兩壹分

御会所金

巳十一月御用立

一、金六拾六兩壹分

御当用金

銀壹匁九分

卯二月迄仕切御不足

巳十月引残

元御蔵宿丸屋伝十郎

一、金貳拾貳兩

御当用金

辰十二月御用立

一、金拾兩

巳十月引残り

臨時御入用金

御会所金

一、金七兩貳分

御本立御入用同断

右之通ニ御座候、以上

午三月二日

御蔵札差

大黒屋

権八

沢梶五郎様

御用人中様

右者半切紙ニ相認メ当御屋敷へ上ル

覚

一、御臨時金之儀、何々を貳重ニ御用立候哉之旨御尋に付申上候者、御家内御不幸・御焼失式ケ条之外、貳重ニ御用立不申候段申上候所、左候ハ、御用ニ付他国江御出立被成候儀有之候節之御入用ニ而も貳重ニ者御用立不申候哉之旨、是又御尋ニ付御答奉申上候者、御奉書到来江戸表江被為召候御方様江者、御高百俵ニ付金三兩ツ、之積を以御用立候様、先達而被 仰渡候ニ付、御臨時金貳重ニ相成候共御用立申候、其余之儀者御断奉申上候段申上候処、右之趣書付差上候様被仰付候ニ付、如斯ニ御座候、以上

湊屋

午三月七日

八郎右衛門

満田市左衛門様

御取次中様

覚

御不幸御入用

一、金七兩

芥川鉄之丞様

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、山本与次左衛門様、当二月御役料引当御会所金拝借仕、金^{貳拾八兩御}用立置申候、然ル処右御方様御願通り御役御免ニ付、右之金子当二月御返済之引当無御座候、依之右御済方之儀、如何御懸合申上可然哉、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政十年午二月十六日上ル

御蔵札差

西青沼町

幸助

同

柳町

権八

御下金

御会所

一、二月八日、満田市左衛門様江手代佐七被召呼、被仰聞候者、去冬御用ニ付罷出候節借用致候金子、右入用ニ遣ひ、相残り候分者、屋根破損入用ニ遣ひ候ニ付、一所ニ返金難致候間、年賦ニ請取呉候様被仰聞候、佐七申上者、右金子之儀者、中々左様ニ者難仕旨申上候処、何れ蔵宿共江も相談之上挨拶致呉候様被仰聞候ニ付、罷歸申候

一、同十三日、右御方様江佐七参上仕候処、御留主ニ付、若旦那様江御目ニ懸り申上候者、此間旦那様被仰聞候趣相談仕候所、右金子之儀者御会所被仰付候金子之儀ニ御座候得者、御屋敷様江何れとも御掛合難申上旨申聞候間、旦那様江右之段被仰上可被下旨申上罷歸ル

一、同十七日、右御方様江佐七参上仕候御留主

一、同十八日参上仕候処、亦々御留主ニ付、若旦那江御目ニ懸り申上候者、先日申上置候御返事之趣、旦那様江被仰上被下候哉、御近所江参り候間、為念亦々

申上候趣、若旦那江申上候処、親父江申聞候処、埒もなき事之様ニ申、大キニ立腹之体ニ候、左程念入候儀ニ候ハ、明日ハ在宿ニ候間、明日参り直談可申旨被仰聞候間^{ニ付}罷歸ル

一、同十九日参上仕候処、御在宿ニ者御座候得とも、御客来ニ付御逢不被下、御女中を以申上候処、先日之金子之儀ニ付参り候ハ、明日迄相待可申旨、御取次を以被仰聞候ニ付罷歸り、夕方亦々手紙を以御断申上候趣左之通

一、益御機嫌被遊御座、奉恐悦候、然者去冬御会所被仰付候而、御屋敷様江差上候金子、年賦ニ御返済之趣、先日被仰聞候ニ付、会所ニ而相談仕候処、右金子之儀者御会所被仰付候金子之儀ニ御座候間、御屋敷様江いつれとも御返事難申上候、先日度々参上仕候へとも、御目通不仕、若殿様江申上置候、尚又先刻為念参上仕候段、明日迄御延引之趣被仰下候得とも、逆も御屋敷様江御懸合難申上御儀ニ御座候間、此段宜被仰上可被下候、右之段私参上仕可奉申上候処、時分柄差懸り、無拠儀御座候而、外御屋敷江参上仕候間、乍恐手紙を以奉申上候、何分宜被仰上可被下候、以上

二月十九日

会所手代

佐七

満田市左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当午五月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾兩之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

寛政十年午二月廿八日

御蔵札差

青沼町

幸助

柳町

権八

御下金

此利三匁六分七厘七毛
一、金貳分 当冬分 御同人様

元金 金貳拾九匁壹分・九匁四分八厘六毛

利金 金壹匁九匁壹分貳厘六毛

当冬分

元金 金七匁貳分

元利合

金三拾八匁・三匁六分壹厘貳毛

別紙証文を以

右之通槌奉預り候、以上

巳十二月

伊勢主馬助様

疋田吉十郎様

御蔵札差
月番

忠右衛門

同

喜平次

奉預り候金子之事

合三拾八匁・銀三匁六分壹厘貳毛 但文字金也

右之金子此度槌ニ預り候処実正ニ御座候、返上之儀者、金壹匁ニ付壹ヶ月銀三分宛之利足を加、御入用次第可奉返上候、為後日証文差上申所仍如件

寛政九年巳十二月

御蔵札差

月番井筒屋

忠右衛門

同

藤屋

喜平次

伊勢主馬助様

疋田吉十郎様

御用人中様

巳十二月廿五日追手御役所江月番兩人
御呼出

八日町

忠右衛門

和田平町

喜平次煩代

豎町

弁助

一、黄金御勘定御不足ニ付、来春迄金三拾六匁取替御用立候様被仰付、尚又此上とも御不足之節者多少ニ限らず差出候様被仰付候、尤右金子追手御役所へ差上、御返金之儀も追手御役所へ御渡被遊候旨被仰渡、御請印形差上ル

一、翌廿六日、八日町忠右衛門・和田平町忠藏代利兵衛兩人にて右金子三拾六匁、追手御役所へ持参仕候処、御白洲江御呼出、前日被仰付候立替金三拾六匁、今日上納仕候旨、御証文差上、則金子上納仕候、尤御返金之儀ハ来春江戸表へ到来次第返済之積り相心得候様被仰渡候

乍恐書付を以奉願上候

一、酒依富五郎様・曾谷乙吉様江御用立、御改正御年賦金御滞ニ付、先月廿八日書付を以奉願上候処、右御両所様共ニ以来御仕法通御済方御渡し可被下旨、此度被仰聞候ニ付、御対談仕、相改、御証文奉受取候、依之先達而差上候願書、御下ケ被下置候様、奉願上候、誠ニ御威光を以内済仕、御仕法相立、難有仕合奉存候、以上

寛政九年巳十二月晦日

御蔵札差

元城屋町

願人 八郎兵衛 印

同月番

八日町

忠右衛門 印

同断

和田平町

喜平次 印

間宮十左衛門様御分

一、金壹両・式匁分壹厘八毛

御預り金

此利式匁分七厘四毛、但巳七月ろ同十二月迄、壬月共二

七ヶ月分

当夏分同断

一、金壹両

此利式匁分、右同断

元利ろ金貳両・六匁三分九厘貳毛 巳十二月廿三日 返上

伊勢主馬助様江上ル

覚

一、此節殿様御病氣二付、御当用取越金五両御用立候様被仰付候二付、御断奉
申上候处、先達而右体御入用御用立、此度二限り御断申上候段、御察斗被仰
聞候得共、当八月頃迄、其外々様江茂御用立候处、其後者御一統御断奉申上候
二付、此度御屋敷様へ茂御断奉申上候、右之段書付差上候様被 仰聞候二付
如此二御座候、以上

巳十二月

御蔵宿会所

手代

喜兵衛

桜井幸助様

御用人中様

巳七月ろ同十一月迄、壬月共二

一、金壹両・式匁分壹厘八毛

此利壹匁八分六厘三毛

酒依富五郎様

一、金壹両・式匁分三厘八毛

此利壹匁八分六厘三毛

水野甚左衛門様

一、金壹両・式匁分壹厘八毛

此利壹匁八分六厘三毛

能勢万藏様

一、金壹両・式匁分壹厘八毛

此利壹匁八分六厘三毛

福嶋此七郎様

此利壹匁八分六厘三毛

一、金壹両・式匁分壹厘八毛

此利壹匁八分六厘三毛

藤沢孫左衛門様

一、金壹両・壹匁五分九厘

此利壹匁八分四厘八毛

平井五郎左衛門様

一、金壹両・銀九分

此利壹匁八分貳り七毛

村上新三郎様

一、金貳両・式匁分壹厘八毛

此利三匁六分六厘三毛

曾谷乙吉様

一、金壹両ろ貳分・式匁分六厘八毛

此利式匁七分六厘三毛

江原兵左衛門様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

漆原栄三郎様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

山本仙庵様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

水野藤九郎様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

三宅牛五郎様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

杵浦新右衛門様

一、金七両・拾匁四分九厘

此利拾式匁九分四厘

富津登助様

一、金三両 当冬分

此利三匁六分七厘七毛

御同人様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

加藤政之助様

一、金壹両 当冬分

此利三匁六分七厘七毛

御同人様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

野田左内様

一、金壹両 当冬分

此利三匁六分七厘七毛

御同人様

一、金貳両・式匁五分六厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

坪内新藏様

一、金壹両 当冬分

此利三匁六分七厘七毛

御同人様

一、金貳両・式匁五分七厘八毛

此利三匁六分七厘七毛

馬淵政藏様

伊勢主馬助様

乍恐書付を以奉願上候

一、酒依富五郎様御藏宿、拾貳年以前未^午年二月迄私相勤罷在候処、御相對を以御藏宿御離れ被遊、其節迄御用立金七百六拾三兩余御座候所、御除米之御定被下、午五月^〆申十月迄三ヶ年ニ米五拾九俵御渡し被下、酉二月^〆右御除米一切御渡し不被下難儀至極仕候、然ル所、去ル戌四月御改正御仕法被仰渡候ニ付、御仕法通棄捐引分勘定仕候処、金三拾壹兩貳分余御年賦ニ相成申候、其節右富五郎様江巨細書差上置、其後右御年賦金数度御催促申上候得共、彼是被仰聞、今以一切御渡し不被下、難儀至極仕候

一、曾谷乙吉様御藏宿、拾壹年以前未五月迄私相勤罷在候処、御相對を以御藏宿御離レ被遊、其節迄御用立金四百四拾兩余御座候、右金子一切御返金不被下、難儀至極仕候、然ル処去ル戌四月御改正御仕法被仰渡候ニ付、棄捐引分勘定仕候処、金六拾五兩三分余御年賦金ニ相成申候、其節右御屋敷様江勘定書差上置、其後御年賦金数度御催促申上候処、去辰冬ニ相成被仰聞候者、暮方差支之儀有之、段々延引ニおよひ候処、是迄相待給候段、過分ニ候、逆茂儀ニ、来二月迄相待具候ハ、其節^〆無相違相渡可申与被仰聞候ニ付、無拠差扣罷在候処、又々彼是被仰聞、此節迄御延引被遊、其上以之外之御挨拶ニ而、一切御渡し不被下、何共難儀至極奉存候

右御両所様共、前書奉申上候通、大金棄捐ニ罷成、纔相殘候御年賦金、右体御滞被下候而ハ渡世難相立、殊ニ私共御下ケ金奉拝借罷在候得者、右御返納差支ニ罷成、難渋至極奉存候、乍恐右之趣被為 聞召分ケ、御両所様御年賦金御仕法通御渡し被下置候様奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政九年巳十一月

御藏札差

元城屋町

八郎兵衛

右八郎兵衛奉願上候通被仰付被下置候ハ、御仕法相立、仲間共一同難有仕

合奉存候、以上

御藏札差月番

八日町

久右衛門

同

山田町

庄三郎

御下金

御会所

請取申御藏米前金之事

合拾五兩者

但文字金也

右是者無拠要用ニ付、三季御切米書入為前金、慥ニ請取借用申處実正也、返済之儀者、三季御切米手形御張紙書次第、早速其方江可相渡間、書替所両印被調、御藏江被致差札、玉落米金相渡次第米者御藏庭、時之相場ニ売払、書面之金子壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛利足加、元利引取勘定可被申候、此外別手形通帳ヲ以借用米金有之者、是又引取勘定可被申候、万一三季御切米手形、壹季ニ而茂不相渡、直差等致候ハ、書替所御藏庭者不及申、何方ニ而も見合次第手形成共米金ニ而茂直ニ其方江請取勘定可被申候、若又勝手ニ付御藏宿外江引替候ハ、借用米金元利皆済之上、宿引替可申候、右約速^東ニ候得者、其節少茂相違申間敷候、為後日仍如件

寛政四子年十月

加印

篠田平吉 印

嶋田旗之助 印

大口屋

平左衛門殿

右御証文御藏役所^〆請取、御屋敷様江差上申候

巳十二月十二日

夷々

半六

御番入并御破損御入用

一、金拾八両

馬淵政藏様

御婚禮御入用

一、金拾両

石野太郎兵衛様

〆金三百壹両貳分

右御方様方御臨時金拝借御願奉申上候、以上

巳閏十一月十二日

御藏札差月番

八日町

久右衛門

山田町

庄三郎

御下金

御会所

御参府御出立入用証文扣

借用申金子之事

合

但文字金也

此濟方

(貼紙)

「右者此度武術上覽之御沙汰有^之、江戸表江被召候ニ付、出立為入用」

右者此度江戸表へ被召候ニ付、出立為入用、書面之通御下金会所^〆其方借請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、返金之儀者前書割合之通五ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍而如件

年号月

御名前

何屋

誰江

御本文之金子何両、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

月日

御藏札差

何町

拝借人 誰

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行事

何町

誰

月番

何町

誰

巳七月改

太田与十郎様御分

一、金壹両貳分

御預り金

貳匁五分七厘八毛

此利貳匁七分七厘七毛、但巳七月^〆同十二月迄、壬月共ニ

六ヶ月分

一、金貳分

当夏分

同断

此利九分、但巳七月^〆右同断

元利^〆金貳両六匁貳分四厘五毛

巳十一月十七日 返上

儀ニ御座候、左様被為思召可被下候、右之段御前宜敷被仰上可被下候、以上
十月廿八日

夷屋
平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋左次馬様

八田久作様

一、十一月二日柳町御会所江行事八郎兵衛・月番久右衛門被召呼被仰渡候者、中
村平吉様江御用立金四両三分・銀拾匁六厘、此度棄捐被仰付候事

覚

御不幸御入用

一、金八両

同断

一、金七両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾貳両

御破損御入用

一、金拾五両

同断

一、金拾両

同断

一、金拾貳両

同断

一、金拾五両

同断

一、金拾両

御番入并御破損御入用

一、金拾両

田中善次郎様

植村鉄藏様

疋田弁藏様

間宮十左衛門様

嶋田猪十郎様

佐々木利兵衛様

曾谷乙吉様

川村弥兵衛様

比留正太郎様

後藤永藏様

御病氣御入用

一、金拾両

御破損御入用

一、金拾両

御婚礼御入用

一、金拾両

御破損御入用

一、金拾両

同断

一、金拾両

御婚礼御入用

一、金拾両

右同断御入用

一、金拾五両

御破損御入用

一、金拾貳両

御病氣并御破損御入用

一、金拾貳両

御屋敷替并御破損御入用

一、金拾五両

御破損御入用

一、金九両

同断

一、金九両

同断

一、金拾貳両

同断

一、金拾両

同断

一、金七両

同断

一、金三両貳分

武田斧之助様

水野藤九郎様

江守伝左衛門様

漆原栄三郎様

小幡次郎藏様

寛太郎左衛門様

川辺小三郎様

桜井幸助様

土橋八右衛門様

飯室勝五郎様

布施金之助様

牛奥太郎右衛門様

中川鉄吉様

矢部金次郎様

真方五平次様

嶋田旗之助様

同

木曾屋

七郎兵衛

近藤十次郎様

御用人中様

口上書

一、去々卯年書付を以申上置候者、風破・御類焼・御不幸、右三ヶ条者御臨時金御用立可申趣ニ書付差上申候、此度風破御入用之儀被仰付候処、風破御入用之儀、式重ニ御用立かたく奉存候、依之御断奉申上候、右之趣猶亦書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

巳九月廿二日

御蔵宿

藤屋

喜平次

月番

二文字屋

幸兵衛

同

木曾屋

七郎兵衛

近藤十次郎様

御用人中様

右之通半切紙江相認メ差出ス

乍恐書付を以御届奉申上候

一、八年以前戌年、御直差之御屋鋪様方、蔵宿附御願被成候ニ付、御引請仕候様被 仰付候ニ付、御請仕、仲間共割合真次郎様札差、是迄私相勤罷在候処、御勝手ニ付、此度御離れ被成度段、被仰聞候、然ル処、御会所金・手金共ニ御用立一切無御座候ニ付御請仕候、尤是迄御離レ被成候御方様茂御同様、一旦御離レ被成候得者、以来御蔵宿被仰付候而茂御請不仕候段、右真次郎様江申

上候所、御聞濟御座候、依之右之段御届奉申上候、以上

寛政九年巳九月

御蔵札差

八日町

平兵衛

同惣代事

元城屋町

八郎兵衛

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、来午二月、御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾壹両之見当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

寛政九年巳十月廿四日

御蔵札差月番

緑町

藤兵衛

同

立近習町

半六

御下金

御会所

榊原太郎右衛門様江御返書扣

御書被成下、難有奉拜見候、如仰寒冷相募候得共、上々様益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、然者私方御年賦金之儀、当冬方已後者御地飛脚屋を以御送可被下旨、被仰下候得共、右御濟方之儀、如仰去辰年方御手続を以御送被下候儀者御屋敷様ニ不限、甲府方御番替被遊候御方様方御同様御仕法を以被仰渡候御儀ニ御座候得者、以来御逢対を以奉請取候儀者、何分御請難仕奉存候、且亦去辰四月迄之利足八元金江書登セ、五月方者無利足之積を以請取可申旨、御下知御座候ニ付、則御下知之通甲府御下金御会所江書上仕候御

(表紙)
「寛政九年巳九月

会所日記

(半書)
「八」

乍恐書付を以奉申上候

一、御屋鋪御家作之内此度風破致し候場所御座候ニ付、右御繕御入用御臨時金御用立候様、手代佐七江被仰聞候処、御類焼・御不幸式ヶ条之外、御臨時金式重ニ御会所御貸出し無之旨、先達而被仰渡候ニ付、右風破御入用之儀、御断申上候所、私共被召呼被仰聞候者、御類焼・御不幸・風破、右三ヶ条者御臨時金御用立候段、去々卯年四月月番方書付差上置所、此節御断申上候段、御察斗被仰聞候得共、佐七申上候通、御類焼・御不幸式ヶ条之外、式重ニ御臨時金御貸出し無之旨、去々卯十二月被仰付候御儀ニ御座候得者、風破御入用者式ヶ条之外ニ御座候間、御臨時金式重ニ御用立かたく候ニ付、御断奉申上候、右之趣書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政九年巳九月十六日

御蔵宿

藤屋

喜平次

月番

二文字屋

幸兵衛

同

木曾屋

七郎兵衛

近藤十次郎様

御用人中様

口上書

不用

一、去々卯年書付を以申上置候者、風破・御類焼・御不幸、右三ヶ条者御臨時金御用立可申趣ニ書付差上置申候、此度風破御入用被仰付候所、先日別紙を以奉申上候通、風破御入用之儀式重ニ御用立かたく奉存候、依之御断奉申上候、右之趣猶亦書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

巳九月十九日

御蔵宿

藤屋

喜平次

月番

二文字屋

幸兵衛

同

木曾屋

七郎兵衛

近藤十次郎様

御用人中様

口上書

不用

一、去々卯年書付を以申上置候者、風破・御類焼・御不幸、右三ヶ条者御臨時金御用立可申趣ニ書付差上置申候ニ付、右三ヶ条者同様ニ式重ニ茂御用立候様被思召、此度風破御入用之儀被仰付候処、先日別紙を以奉申上候通、風破御入用之儀、式重ニ御用立かたく奉存候、依之御断奉申上候、右之趣猶亦書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

巳九月廿日

御蔵宿

藤屋

喜平次

月番

二文字屋

幸兵衛

此書付茂御取不被成帰ル

(1) 「資料紹介」〔寛政六年十一月 惣会所発端日記〕（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）「山梨県立博物館研究紀要第二集」（二〇一八年三月）から「資料紹介」〔寛政八年辰十月 会所日記〕（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）「山梨県立博物館研究紀要第一八集」（二〇二四年三月）まで、毎年の研究紀要に資料紹介を掲載してきた。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。

(2) これまでの資料紹介のなかでは、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二月に一度程度、研究会を実施するのを基本形としており、二〇二四年度（二〇二五年度二月まで）の活動状況は以下の通りである。

第一回 二〇二四年六月二三日（日）於…山梨県立博物館

輪読（堀内、金子（誠）、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子（裕）、半澤、茶園、渡邊、高野）

第二回 二〇二四年九月一日（日）於…山梨県立博物館

輪読（堀内、金子（誠）、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子（裕）、半澤、茶園、渡邊、高野）

第三回 二〇二四年一〇月五日（土）於…山梨県立博物館

輪読（堀内、金子（誠）、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子（裕）、半澤、茶園、渡邊、高野）

第四回 二〇二四年二月二日（土）於…山梨県立博物館

輪読（堀内、金子（誠）、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原、金子（裕）、半澤、茶園、渡邊、高野）

※「会所日記八」翻刻終了

第五回 二〇二四年三月 メールにて研究紀要原稿校正

(3) 「山梨県立博物館研究紀要第一三集」（二〇一九年三月）、四四ページ上段。

(4) 「山梨県立博物館研究紀要第一六集」（二〇二二年三月）、四八ページ下段。

(5) 後に見る満田市左衛門の事例でも、満田は「何々を式重ニも御用立候哉」と札差に尋ねているところから、臨時貸与の基準を知らなかったものとみられる。

(6) 前掲註(3) 研究紀要。なお「会所日記二」の解題では、森川新兵衛の一件について解説を加えている。

（甲府市教育委員会、甲州市教育委員会、韮崎市教育委員会、山梨県立博物館、山梨県立富士山世界遺産センター、山梨県埋蔵文化財センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館）

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

(一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。

(二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江（え）、而（て）、与（と）、者（は）、茂（も）など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。また右（より）、左（しめ）など、記号的に用いられる文字についても、原本のままとした。

(三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「」で示し、傍注でその旨を示した。

(四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこゝで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所広範囲にわたる場合は、その文言に「」を付し、右肩に傍注で（抹消）と示した。

さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■、不明な場合は■■■■で示した。

(五) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。

(六) 史料には、適宜読点（・）や並列点（・）を付した。

(七) 改行については、原則として追い込みとした。

(八) 尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を（平出）、（空白ママ）等と注記した。

田左内・加藤留吉の四名が、武術上覧のため江戸に召喚された。このとき札差では、借用証文のひな形を用意し、借用の便を図っている。五月一七日、このうち野田左内の屋敷に札差の井筒屋喜右衛門が呼び出された。そこにいた伏木五郎蔵・平井五郎左衛門から喜右衛門に対し、野田左内の帰国費用として五兩を用立てるように依頼があった。こうした経緯から、このとき野田左内本人は同席していなかったものと考えられる。喜右衛門は、江戸への出張費用は会所から用立てたものであるで、それとは別に喜右衛門から貸付をすることはできないと断り、その旨を書面で伝えている。

ところが、その相手先は野田ではなく伏木・平井の両名であった。この三名の關係はよくわからないが、普通に考えれば野田から伏木らに依頼があり、両名は江戸から戻る費用に困窮した野田の代わりに札差との交渉を行ったと考えられる。しかしもう少しがった考え方をすると、野田のあずかり知らぬところで伏木・平井らが、野田の帰国を理由として五兩を調達しようとしていた可能性も捨てきれない。結局借用は断られているので確かめようがないが、もしこの交渉が成立し、金五兩が貸し付けられた場合、証文はどのように、誰が作成するのであろうか。また伏木らは、その五兩をそのまま野田に届けるのであろうか。札差側の日記からはうかがえない、勤番士同士の關係が透けて見える事例である。

(四) 宅間屋平兵衛の隠居

寛政一〇年一二月、八日町の札差宅間屋平兵衛は隠居を願い出た。隠居願いの案文によれば、もともとは「病身罷成」という理由だったものが、「痛所御座候」と修正されていることがわかる。平兵衛は息子の文蔵に名跡を継がせ、自身は隠居したいと申し出て、札差仲間もこれを承諾していた。

翌寛政一一年正月一二日、行司一人の呼出があったため、七郎右衛門が八日町の会所に参上した。平兵衛の隠居願いにつき、「痔疾」とのことなので、養生・保養して引き続き札差を務めるよう命じられている。同一八日、今度は山田町の吉右衛門が会所に行き、口上で平兵衛の隠居を認めてくれるようお願い出た。曰く、「種々養生」したものの「全快不仕」というので、やむなく隠居を願い出

たのだという。養生し保養せよという仰せは大変ありがたいと平兵衛も札差仲間も思っているが、それでも平兵衛の隠居を認めてほしいというのである。

同二九日、平兵衛代理の吉右衛門と平兵衛の子の文蔵、それに月番藤兵衛の代理七郎兵衛と行司の八郎兵衛が山手役所に呼び出された。ここでおそらく勤番支配は、平兵衛に「札差差免」、すなわち札差業務の免除を認め、これまでの札差業務への出精を褒めたうえで、以降もなにかと世話をするように命じた。また文蔵には、平兵衛を襲名し、念を入れて勤めるよう命じている。文蔵改め平兵衛らは、御礼として玄関に向かい、そこで出役の武士たちに名刺代わりの手札を配っている。

隠居と関わりがあるかはわからないが、これに先立つ寛政一〇年一〇月、札差惣代の八郎兵衛・吉右衛門、月番幸助・権八らは、平兵衛が下金会所に供出していた金一〇〇兩を戻してくれるように願い出ている。正式な願い出より前に、平兵衛が隠居を検討し、その隠居料として返納を求めたものであろうか。これ以上の事情はわからない。

おわりに

平兵衛の隠居記事に前後して、森川新兵衛の動向が語られている。かつて自身の言い分が通らないからと会所に乗り込み、札差たちに火鉢を投げつけた森川新兵衛も、寛政一一年正月ころには江戸に移り、おとなしく返済に応じていた様子がうかがえる。新兵衛自身の心境の変化もあるが、江戸と甲府とでは、武家と札差との關係そのものが大きく異なっていた可能性もある。札差が金融を梃子に武家に対して尊大な態度をとっていた江戸に比べ、甲府ではまだ武家の権威が幅をきかせていたのかもしれない。

二〇二五年、NHKの大河ドラマは、江戸時代の庶民文化を素材とするもので、庶民の生活への関心も高まっているように思われる。いっぽうで札差などの庶民層と、支配階層である武家との間には厳然とした身分差があったことも事実であり、おそらくその実態はドラマだけでは知ることができないだろう。こうした基礎資料の翻刻と紹介により、少しでも江戸時代に対する理解を深めていくことができればと考えている。

るかどうかが問題となっていた。札差たちは、これが先例となつて際限なく貸与が拡大することを恐れ、下金会所に融資の可否を問い合わせた。それに対し、おそらく甲府勤番支配から、町年寄山本・坂田を介して札差たちに伝達されたのは、「類焼、又者家内病死等者格別、右等之外、臨時二タ口貸し増等、不相成事」というものであり、これが類焼・不幸以外の臨時貸与を認めない根拠となつていたことがわかる。

このことから、寛政七年四月時点では、臨時金貸与に関して札差たちの融資の基準が定まっていなかったこと、同年一二月にそれが決定され、札差たちに通知されたこと、いっぽうで勤番士たちには十分に通達されていなかったことがわかる⁵⁵。臨時金貸与は、会所日記に頻繁に登場する、ある意味では勤番士と札差の日常的な接点の一つであつた。

近藤はこれをうけ、その旨を書面で差し出すように命じ、喜平次らはこれに答えて書面を作成した。しかし九月一六日付けの書面は受け取つたものの、九月一九日・同二〇日・二三日付けの三通の「口上書」については受け取りを拒否したらしい。三通の文言はほとんど差がなく、「猶亦」とあるところから、一六日付けの書面を受け取つてからさらにもう一通の提出を要求したとみられる。すなわち自分で要求しておいて、その書面を受け取らないという行動をとっている。何が気に入らなかったのか、あるいは自分の理不尽な怒りを札差たちに伝える「嫌がらせ」のためであろうか。なお、このち一月一二日には、近藤は「御婚礼御入用」として一五兩の臨時金の借用に成功している。

(二) 満田市左衛門の報復

もう一例、勤番士と札差の関係を考える事例をみておきたい。寛政一〇年二月八日、満田市左衛門は下金会所の手代佐七を呼び出した。昨年の冬、幕命で他出する際に借用した金子について、残りを屋根の破損の修復に使いたいが、ひとまとめにして返済するのが難しいので、年賦にしてほしいという。佐七は、難しいが、札差たちと相談すると答えてその場を去つた。同二三日、その返答を持つて佐七が満田の屋敷を訪ねたところ、市左衛門は留守であつたが、満田の子息とおぼしき若旦那と会うことができた。佐七はこの若旦那に、市左衛門

が借りた金子は会所から札差が借り受けたものであるので、どこに相談しても市左衛門が言うような返済の仕方は難しいと市左衛門に伝えてくれるようにいった。さらに同一七日にも佐七は満田の屋敷を訪ねたが、またも留守であつた。翌一八日も佐七は満田の屋敷を訪ねたが、市左衛門は留守であつた。若旦那に会うことのできた佐七は、「御近所江参り候間」と言い訳をしながら、市左衛門の反応を尋ねた。すると若旦那は市左衛門が「埒もなき事之様ニ申、大キニ立腹之体」であつたといい、そんなに念を入れることならば、明日は在宅しているので、来て直接話すように、という市左衛門の言葉を佐七に伝えている。

同一九日、佐七は満田の屋敷を訪ねたが、折悪しく来客中であつた。女中に来訪を伝えると、「先日之金子之儀ニ付参り候ハ、明日迄相待可申」という返事があつた。仕方なくこの日も満田の屋敷を去つた佐七であつたが、このときは市左衛門に宛てた手紙を残している。結局佐七は、市左衛門に会うことはできなかったらしい。

三月一日、札差湊屋八郎右衛門は、満田市左衛門に対し、二月七日時点での貸付金額を確認している。ここで臨時金について質問された八郎右衛門が、不幸・類焼以外の臨時金貸与はしないと確認している。三月七日の八郎右衛門の書状によれば、八郎右衛門はこれに対し、幕命で他国へ出張した際の経費も臨時貸与の対象にならないのかと重ねて尋ねたらしい。八郎右衛門は、幕府から奉書によつて江戸に呼び出された場合は、持高一〇〇俵につき三兩の割合で貸与するようにと命じられたので、臨時金と二重になつても貸付をするが、それ以上は貸し付けられないと返答している。「先達而」がいつのことかはわからないが、幕命による出張の経費は臨時貸与の対象とされていたことがわかる。八郎右衛門が市左衛門の依頼を断つた理由が判然としないが、江戸への出張ではなかったためか、あるいは余りを他に流用しようとしたためであろうか。

(三) 野田左内の帰国費用

さきの満田市左衛門の例でみたように、公務による江戸出張の経費は、臨時金として借りることができた。四月二三日、河村七郎右衛門・本間左源太・野

《資料紹介》

「寛政九年巳九月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・金子裕太郎・亀井 大輔
 小林 可奈・高野 愛・千原 鴻志・茶園 紘己・半澤 直史・堀内 亨
 宮澤富美恵・村松 菖蒲・渡邊みずか

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、会所日記と題された、寛政九(一七九七)年九月から寛政一一年二月頃までの内容を含む冊子を紹介する。当該資料は、当館紀要において、二〇一七年度以降紹介を続けている会所日記の八冊目である。^①以下、本稿で紹介する「寛政九年巳九月 会所日記」は、これまでの慣例に従い、「会所日記八」と略記する。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照したい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した。^②その成果の一端として、本解題では、「会所日記八」の内容を中心に、これまで紹介してきた史料から明らかにすることや、特記すべき事項などについて紹介し、当該史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記八」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとし、典拠は省略する。

(一)「二重貸し」の実態

「会所日記八」の記述は、近藤十次郎に対する一連の書状の写しから始まる。まず九月一六日、近藤十次郎からの問い合わせに対し、藤屋喜平次らが出した返書である。このとき近藤は、屋敷の風破の修復費用の借用を申し入れた。これに対し、類焼と不幸以外には臨時の貸与はできないと喜平次らは断った。すると近藤は喜平次らを出し、類焼と不幸と風破は臨時貸与の対象であると主張している。その根拠となったのが、「会所日記二」に収められた寛政七年四月二日「乍恐書付を以奉申上候」である。^③これは近藤が臨時入用として認められる出費の種類を尋ねたのに対し、時の月番高原田屋藤兵衛と永楽屋久右衛門が答えたものである。ここでは、「風破・御類焼・御不幸者勿論之御儀、其余之儀者其時二臨時御要用之儀者御相談申上度、此節何々相定候儀者難申上」と答えており、風破も臨時貸与の対象として認めていたのであった。これを根拠に近藤は借用を申し入れたのであろう。

ところが札差は、同年一二月に仰せつけられたこととして、類焼・不幸以外の臨時貸与はできないと答えている。これに相当するのが「会所日記五」にある卯一二月山本金左衛門ら宛ての一通の書状である。^④このときは類焼からの再建にあたり、かなりの金額の貸与が行われ、通常の借金との通算・合算をす

No.	資料名	員数	年代	形態	法量	所蔵者	花押・朱印等法量 (特に注記の無いものは縦×横、cm)	刊本 ※1
68	徳川家奉行連署状(卯12月日、中村新三郎宛て)	1通	天正19年(1591)	縦紙	30.3×42.0	山梨県立博物館	大久保長安花押:3.6×5.3 [道]黒印:外径2.5、内径2.3	※4
69	豊臣秀吉御内書(2月8日、真田源三郎宛て)	1通	戦国時代(16世紀)	折紙	46.0×66.1 懸紙41.0×26.0	真田宝物館	秀吉朱印:径3.9	真田家文書(2)
70	豊臣秀頼御内書(極月25日、真田伊豆守宛て)	1通	江戸時代(17世紀)か	折紙	46.8×66.6	真田宝物館	秀頼朱印:径3.8	真田家文書(2)
71	羽柴秀勝黒印状(天正18 9月日、右左口百姓中宛て)	1通	天正18年(1590)	折紙	31.9×50.1	甲府市宿区	印文未詳黒印:外径4.1、内径3.3	◎山4八九一
72	加藤光泰黒印状(天正19年霜月日、広済寺宛て)	1通	天正19年(1591)	縦紙	35.6×52.1	広済寺	「萬福蔵」黒印:外径5.3、内径4.6	(無)山8七七
73	浅野長継黒印状(文禄4年正月28日、光厳院宛て)	1通	文禄4年(1595)	縦紙	35.6×51.4	廣嚴院	「浅野長継」黒印:外郭4.4×4.4、内郭3.7×3.7	(無)山8二六三
74	浅野忠吉黒印状(文禄3年2月5日、三輪神主宛て)	1通	文禄3年(1594)	折紙、卷子装	19.0×51.4	山梨県立博物館	「忠吉」黒印:外郭3.9×5.1、内郭3.1×4.3	(写)山8二〇三
96	徳川家宣御内書(9月7日、本多隠岐守宛て)	1通	江戸時代(18世紀)	折紙	本紙46.0×65.4 懸紙40.8×56.3	早稲田大学図書館	「家宣」黒印:外径4.5、内径4.1	※5
100	徳川家宣領知判物(正徳2年4月11日、真田伊豆守宛て)	1通	正徳2年(1712)	縦紙	本紙46.5×65.5 懸紙67.6×45.8	真田宝物館	家宣花押:4.5×9.1	真田家文書(3)
101	徳川家宣書写(正徳元年辛卯11月日、朝鮮国王宛て)	1通	正徳元年(1711)	縦紙	50.7×101.6	九州国立博物館	「文命之寶」朱印影:9.1×8.9	※6
102	徳川家宣別幅写(正徳元年辛卯11月日)	1通	正徳元年(1711)	縦紙	48.3×64.7	九州国立博物館	「文命之寶」朱印影:9.2×8.7	※6
104	真田信之朱印状(辛丑8月7日、矢澤忠兵衛宛て)	1通	慶長6年(1601)	折紙	31.6×47.2	真田宝物館	「精福萬」朱印:外郭4.4×4.4、中郭3.9×3.9、内郭3.5×3.5	戦真四八三 真田家文書(4)
105	真田信之朱印状(3月7日、出浦対馬守宛て)	1通	江戸時代(17世紀)	折紙	31.9×47.0	真田宝物館	「精福萬」朱印:外郭4.4×4.4、中郭3.9×3.9、内郭3.5×3.5	真田家文書(4)
115	真田信之書状(2月2日、出浦半平宛て)	1通	江戸時代(17世紀)	折紙	35.4×50.2	真田宝物館	信之花押:2.9×4.7	真田家文書(4)
116	真田信之書状(9月23日、出浦織部宛て)	1通	江戸時代(17世紀)	折紙	37.4×53.0	真田宝物館	信之花押:3.0×4.8	真田家文書(4)
118	真田信弘判紙	1通	江戸時代(18世紀)	縦紙	30.8×44.4	真田宝物館	「信弘」朱印:径1.7	真田家文書(3)

※1 主要な刊本については以下のとおり略記している。
「戦国建文・武田氏編」所収文書…「戦武+文書番号」、「戦国建文後北条氏編」所収文書…「戦北+文書番号」、「戦国建文今川氏編」所収文書…「戦今+文書番号」、「戦国建文真田氏編」所収文書…「戦真+文書番号」、「山梨県史」資料編4・5所収文書…「山+巻号+文書番号」、「山梨県史」文化財編所収資料…「山文+種別+番号」、「静岡県史」資料編8所収文書…「静+巻号+文書番号」、「真田宝物館所蔵品目録 長野県宝 真田家文書」(3)・(4)…「真田家文書+ (巻号)」
※2 国立歴史民俗博物館「日本の中世文書—機能と形と国際比較—」展示図録(2018年10月)
※3 新鶴県立歴史博物館「ハシコ今昔」展示図録(2008年10月)
※4 拙稿「新収集資料紹介「武田勝頼書状」(徳川家奉行入連署状)」、「山梨県立博物館研究紀要」第9集、2015年(3月)
※5 山梨県立博物館「甲府徳川家一六代将軍家宣を生んだ知られざる名門—」展示図録(2017年10月)
※6 九州国立博物館 収蔵品データベース (https://collection.kyuhaku.jp/advanced/)

No.	資料名	員数	年代	形態	法量	所蔵者	花押・朱印等法量 (特に注記の無いものは縦×横、cm)	刊本 ※1
50	武田勝頼祖母書状(つちのへとら10月吉、せいさへも□宛て)	1通	天正6年(1578)	折紙	30.0×41.0	個人	未詳朱印:外郭2.9×2.8、内郭2.5×1.9	◎山5―四三四 (無)戦武三〇五一
51	今川義元朱印状(天文18 12月2日、森彦左衛門尉宛て)	1通	天文18年(1549)	折紙	29.7×45.8	個人	[知律令]朱印:外徑5.2、内徑4.8	◎山4―二四四 (無)戦今九二―
52	北条家朱印状(甲戌6月23日、植松右京亮宛て)	1通	天正2年(1574)	堅紙	34.3×52.4	個人(沼津市明治史料館寄託)	[後寿応種]虎朱印:外郭7.5×7.5、内郭7.1×7.0、総高9.3	(無)戦8七七三 (無)戦北一七〇八
53	上杉景勝朱印状(天正10年6月16日、市川治部少輔宛て)	1通	天正10年(1582)	堅紙	28.9×45.3	山梨県立博物館	景勝朱印:外徑4.3、内徑3.8、総長4.9	上越二四〇四 ★
54	上杉景勝朱印状(天正13年11月3日、矢澤薩摩守宛て)	1通	天正13年(1585)	折紙	35.8×49.6	真田宝物館	朱印:外徑6.1、内徑5.7、総高8.0	上越三〇六七 真田家文書(4)
55	織田信長禁制(天正10年4月日、巨摩郡山上郷宛て)	1通	天正10年(1582)	堅紙	本紙:31.4×46.1 懸紙:31.0×45.5	個人	[天下布武]朱印:全高5.4×全幅4.6	◎山4―三二二
56	穴山信君朱印状(辰8月25日、彦左衛門・右近助・与兵衛宛て)	1通	天正8年(1580)	折紙	28.6×42.6	個人	[江尻]朱印:外郭5.3×4.3、内郭4.4×3.5	◎山4―二四九 ◎戦武三四―
57	天輪寺寺領書立(天正9年2月9日)	1通	天正9年(1581)	綿紙、卷子装	31.9×113.0	南松院	[治斎図書]朱印:2.5×2.4	◎山4―一七四 ◎戦武三四九四
58	穴山信君判物(天正8年庚辰10月12日、大崩之孫右衛門尉宛て)	1通	天正8年(1580)	元折紙	14.5×42.6	個人	[治斎図書]朱印:2.5×2.4 信君花押:5.1×4.9	◎山4―一四五 ◎戦武三四四〇
59	西年寺寺領仕置日記(元龜元年10月13日)	1通	元龜元年(1570)	横帳	13.6×43.0	西念寺	[月定]朱印:3.4×3.5	◎山4―一五三九 ◎戦武一六〇七
60	葛山氏元朱印状(壬3月20日、はしかみ船役所中宛て)	1通	永禄13年(1570)	折紙	30.8×44.2	個人	[万歳]六角形朱印:外郭8.3×7.1、内郭7.9×6.8	◎山4―二四七 (無)戦武一五二六
61	真田昌幸朱印状(天正10年12月16日、丸山士佐守宛て)	1通	天正10年(1582)	元折紙か、卷子装	14.0×38.4	真田宝物館	[道]朱印:外郭2.9×2.9、中郭2.5×2.5、内郭2.1×2.1	戦真一二三 真田家文書(4)
62	真田昌幸朱印状(天正12年3月11日、右近助後家宛て)	1通	天正12年(1584)	元折紙か、卷子装	13.5×40.7	真田宝物館	印文未詳朱印:外郭4.4×4.6、中郭4.1×4.1、内郭3.8×3.7	戦真一五八 真田家文書(4)
63	真田昌幸朱印状(卯5月13日、日置五右衛門・原半兵衛宛て)	1通	天正19年(1591)	折紙	32.3×47.9	裾野市教育委員会	[道]朱印:外郭2.8×2.8、中郭2.5×2.5、内郭2.1×計測不能	戦真二八一
64	河尻秀隆黒印状(天正10年卯月21日、あさかはの六郎右衛門宛て)	1通	天正10年(1582)	折紙	29.0×45.7	山梨県立博物館	印文未詳黒印:外徑2.8、内徑2.2	◎山4―一五四
65	徳川家朱印状(天正10年11月27日、武蔵喜左衛門宛て)	1通	天正10年(1582)	堅紙	31.6×45.4	甲府市教育委員会	[福徳]朱印:外徑5.6、内徑4.8	(写)山4 四五九 (写)静8 一五九二
66	徳川家奉行連署状(丙10月17日、小嶋飛騨守宛て)	1通	天正13年(1585)	折紙、軸装	29.5×21.8	個人	桜井□宝]黒印:外徑2.6、内徑2.2 以清斎[龍]黒印:外郭2.5×2.2、内郭2.0×1.7 石原[船]黒印:外郭1.9×1.8、内郭1.5×1.5 玄隨斎[随]黒印:外徑2.5、内徑2.0	◎山4 四一三
67	伊奈家次仕頼証文(丑11月23日、黒駒神取山別当宛て)	1通	天正17年(1589)	堅紙	33.3×42.0	山梨県立博物館	印文未詳黒印:外徑4.1、内徑3.3 版刻花押:1.6×4.1	◎山4 七六八

「印章展」展示古文書 法量等詳細一覧表

No.	資料名	頁数	年代	形態	法量	所蔵者	花押・朱印等法量 (特に注記の無いものは縦×横、cm)	刊本 ※1
26	民首田次麻呂解(延暦15年11月2日)	1通	延暦15年(796)	縦紙、軸装	28.9×40.8	国立歴史民俗博物館	「愛智郡印」朱印:4.5×4.3	※2
31	獺狗経	1巻	保安4年(1123)	縦紙、卷子装	26.3×100.8	個人	「法隆寺一切経」黒印:4.7×4.8	山文書跡4
32	太政官牒(大治3年7月11日)	1通	大治3年(1128)	縦紙、卷子装	30.7×55.0	早稲田大学図書館	「太政官印」朱印:7.3×7.3	※3
33	太政官牒(長承2年12月30日)	1通	長承2年(1133)	縦紙、卷子装	29.8×52.2	早稲田大学図書館	「太政官印」朱印:7.3×7.4	※3
34	穴山信友夫人(天桂玄長實)	1通	永禄3年(1567)	絹本着色、軸装	81.1×38.7	南松院	「天桂」朱印:総高3.0、総幅2.7 「玄長」朱印:2.4×2.5	山文絵画42 (無)山6上-〇七一
35	桃隠正寿像(春国光新賛)	1通	元亀元年(1570)	絹本着色、軸装	81.7×37.1	南松院	「春国」朱印:総高3.0、総幅2.4 「光新」朱印:外郭2.3×2.3、内郭1.9×2.0	山文絵画47 (無)山6上-〇七二
36	葵庵法号記(寛珍周良筆)	1通	永禄3年(1562)	紙本着書、軸装	101.0×50.3	南松院	印文未詳朱印:外郭3.5×1.8、内郭3.1×1.0 「周良」朱印:外郭2.2×2.0、内郭1.8×1.4	山文絵画42 (無)山6上-〇三
37	蘭溪法号記(快山紹喜筆)	1通	天正8年(1580)	紙本着書、軸装	56.0×31.2	南松院	「紹喜」朱印:径2.5 「快山」朱印:総高3.0、総幅2.6	山文書跡32 (無)山6上-〇五
38	武田信虎禁制(天文2年8月7日、広済寺宛て)	1通	天文2年(1533)	縦紙	計測不能	広済寺	「信虎」黒印:外郭4.9×3.7、内郭4.3×3.2 虎朱印:外径5.6、内径5.0	◎山4八四二 ◎戦武七一
39	武田信虎朱印状(命禄元年7月10日)	1通	命禄元年(1540)	切紙	16.7×50.2	富士河口湖町西湖区	「信」虎朱印:外径6.7、内径5.7	◎山4一六三五 ◎戦武九〇
41	武田家朱印状(天文11年3月7日、渋谷右近丞宛)	1通	天文11年(1542)	折紙、卷子装	28.9×41.7	山梨県立博物館	龍朱印:単郭、径5.7	◎山4一五〇 ◎戦武一三八 ★
42	武田家朱印状(永禄3庚申卯月16日、田辺清右衛門尉宛て)	1通	永禄3年(1560)	折紙	31.3×45.2	山梨県立博物館	龍朱印:外径6.1、内径5.6	◎山5三一三八 ◎戦武四一八二
43	武田家朱印状(元亀2年3月6日、朝比奈駿河守宛て)	1通	元亀2年(1571)	縦紙	30.5×44.2	山梨県立博物館	龍朱印:外径6.1、内径5.5	◎山4二六七 ◎戦武一六六六
44	武田信玄書状(3月14日、宛所欠)	1巻	戦国時代(16世紀)	縦紙、軸装	24.3×38.5	個人	龍朱印:外径6.1、内径5.5	◎山5三〇五二 (無)戦武八八五
45	武田家朱印状(乙亥12月23日、寺尾之郷宛て)	1通	天正3年(1575)	折紙	32.0×46.1	個人	獅子朱印:外郭5.5×4.9、内郭5.1×4.5	◎山4八七八 ◎戦武二五六〇
46	武田家朱印状(6月29日、龍王川除水郷宛て)	1通	戦国時代	折紙	32.6×45.3	個人	獅子朱印:外郭5.6×4.7、内郭5.2×4.3	◎山4一二七六 ◎戦武三七一四 ★
47	北条家朱印状(甲戌7月10日、四郎・口野五ヶ村宛て)	1通	天正2年(1574)	折紙	31.7×42.4	個人(沼津市明治史料館寄託)	「禄寿応鑑」虎朱印:外郭7.5×7.5、内郭7.0×7.0、総高9.2 「船」朱印:外郭3.5×3.5、内郭2.8×2.8	(無)山5二〇二〇 (無)静8七八五 (無)戦北一七一三
48	武田晴信感状(天文24年乙卯7月19日、橋爪七郎右衛門尉宛て)	1通	天文24年(1555)	切紙	18.3×46.0	個人	「晴信」朱印:2.7×2.7	◎山4四三七 ◎戦武四三九
49	武田勝頼書状(正月17日、一宮新太郎宛て)	1通	天正9または10年(1581または82)	切紙、額装	18.2×43.1	山梨県立博物館	「勝頼」朱印:外郭3.3×3.4、中郭2.9×2.9、内郭2.5×2.6	◎山5二六六一 (写)戦武三六八二

も法量の詳細は公開されていなかった。さらに、快川紹喜をはじめとする戦国期の禅僧にかかわる印章についても、文書のものではないが、今後の参考としていただくため、法量を掲載した。これらにより、『山梨県史』編さん時からさらに文書・印判法量の公開を増やすことができたと考える。

次に、新たに原本が確認された古文書について、68はすでに資料紹介をしているので(表末※4)、それ以外の二点の文書の、これまで確認されていた伝来等の経緯をみておこう。

49は『山梨県史』資料編5、『戦国遺文武田氏編』ともに、群馬県尾崎家文書として写収録されているが、原本の所在は確認されていなかった。二〇二一年に長野県内の旧家に所蔵されていることが明らかとなり、その後縁あって当館の所蔵に帰した。ただし、旧蔵者のもとに伝来した経緯については未詳である。

65は甲州市塩山小屋敷の武藤家文書として『山梨県史』資料編4、『静岡県史』資料編8に収録されているが、この段階では原本の所在は確認されず、両書ともに東京大学史料編纂所の影写本によっている。^②現在は甲府市教育委員会が所蔵する「星野家文書」に含まれていることが確認された。星野家のもと甲州市塩山に居住していたとの情報は得ているが、詳しい伝来の経緯については明らかではない。

以上の二点については、いずれも当初の所蔵者から離れ、ある時期に現在の所蔵者のもとにもたらされたとみられる。このことは、『山梨県史』編さん段階で原本が確認できなかった文書についても、別の資料群に含まれている可能性を示唆するものといえよう。今後も注意深く資料調査を継続していく必要がある。

おわりに

「印章展」の中世・近世初頭の展示では、特に『山梨県史』の成果を中心に印判状態を紹介した。資料編4(県内文書)、同5(県外文書)については、原本調査が行われた文書について料紙と印判の法量を注記し、別冊写真集として文書と花押・印判の写真を掲載しており、研究の便を大いに高めたものと評価されている。博物館では県史の成果をさらに充実化させるべく、今後も資料調査を続けていくことが重要な課題と改めて感じられた。

「印章展」展示図録では、一部の資料について白黒ページであるが「展示資料印影集」を設けて印影部分の拡大写真を掲載した。本稿の法量詳細とともに、今後の研究にご活用いただければ幸いである。

最後に、本展にご協力くださった皆様に改めまして御礼申し上げます。

注

(1) 拙稿「武田二十四将展」展示資料の法量詳細(『山梨県立博物館研究紀要』第一集、二〇一七年三月)、同「武田信玄の生涯展」出品資料の法量詳細(『山梨県立博物館研究紀要』第一六集、二〇二二年三月)以下、前二稿とする。

(2) 武藤家文書の伝来等の情報については、『山梨県史』資料編4の解説編(七三〜七四頁)参照。

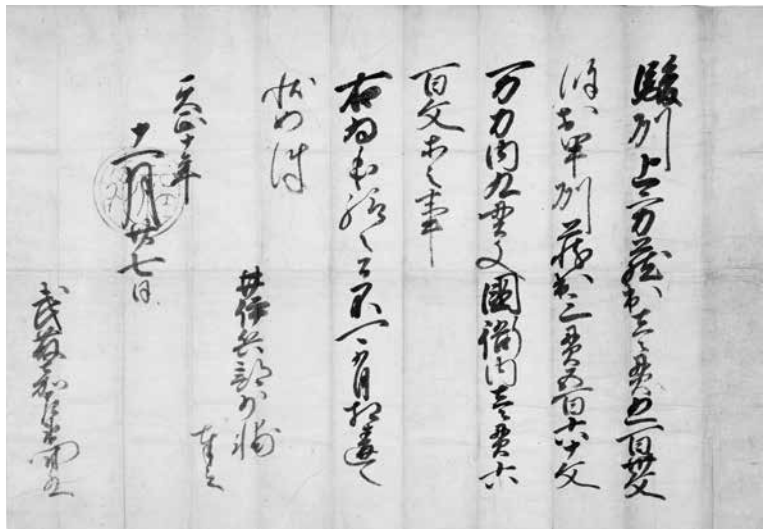
(山梨県立博物館)



49武田勝頼書状

二 あらたに原本確認、法量を公開した文書

「印章展」で紹介した文書は、すでに『山梨県史』等の刊本で紹介されているものが中心となった。『山梨県史』資料編4・5では、原本調査を実施した文書については本紙に加え印判の法量も記載しており、同書に掲載されたものについては原則として同じ数値である。したがって、すでに法量の詳細が公開されているものも少なくない。ただし、県史編さんの段階では原本未確認で、後に原本が確認されたものとして以下の三点があり、これらは別に史料紹介され



65徳川家朱印状

ているものを除き、法量等の情報は初めての公開となる。

49 武田勝頼書状（正月十七日、一宮晋太郎宛）

65 徳川家朱印状（天正十年十一月二十七日、武藤喜左衛門宛）

68 徳川家奉行連署状（卯十二月日、中村新三郎宛）

また、天正十八年の徳川家康関東移封以後を扱う『山梨県史』資料編8においては、原則として文書法量を示していないため、その収録対象文書について

《資料紹介》

「印章展」出品資料の法量詳細

海老沼 真 治

はじめに

二〇二三年に開催した企画展「印章―刻まれてきた歴史と文化」(会期・令和五年三月十一日～五月八日、以下「印章展」)では、県内外の多くの所蔵者の皆様にご協力いただき、国宝「金印 漢委奴国王」(福岡市博物館蔵)をはじめとする計二一四件の展示資料から、日本における印章の歴史や山梨の印章産業を紹介する展覧会を開催することができた。展示資料では中世から近世初頭の印判状を中心の一つに据え、展示準備段階や資料借用時などに、多くの文書を実見調査する機会を得た。

筆者は二〇一六年に「武田二十四将展」、二〇二一年に「武田信玄の生涯展」の開催を担当した後に、それぞれ出品された古文書の料紙・印判・花押等法量の詳細を提示し、今後の研究における基礎的な情報の共有を図ってきた。¹⁾

本稿では、前二稿と同様に「印章展」出品文書の料紙・懸紙・印判・花押等の法量を一覧に示し、今後の研究の基礎データとして広く共有・活用していただくことを目的とする。あわせて、新たに原本が確認された文書や、新たな知見が得られた文書について、その概略を紹介することとしたい。

一 「法量等詳細一覧表」について

「印章展」展示資料のうち、古文書の詳細な法量を示したのが、34～36頁に掲載する「法量等詳細一覧表」である。表の作成にあたっては前二稿と同様に、以下の記載方針に基づいている。

表に記した文書の番号は、印章展出品リストの番号である。資料名も同様だが、文書名の後に日付と宛所を括弧書きで加え、判別をしやすいとした。刊本記載欄には、文書翻刻文が掲載される主な刊本と文書番号を記し、刊本に印判等の詳細な法量が記されている場合には冒頭に◎印を、写・影写本等から転録している場合には、冒頭に(写)と記し、編纂時の状況がわかるようにした。また原本はあるが料紙法量の記載が無いものには冒頭に(無)と記し、原本からの転録で料紙法量のみ記載のあるものは、無印(刊本名と文書番号のみ)とした。主な刊本以外に詳細な計測値を記載した文献(史料紹介等)がある場合には、刊本欄に※で番号を記し、欄外に典拠を示す。これらに加え、今回展示した文書の中で、前二稿のいずれかで取り上げた文書については、刊本欄の最後に★印を付した。

のうちもつとも過料が多いのは問屋の九郎右衛門の三貫文であった。鯀沢村では、玉之丞に一〇貫文もの過料が課されている。さらに関係者四名に五貫文ずつ、船頭惣代に三貫文と、青柳村に比べてかなり重い。処罰の内容が異なるとはいえ、三日以内に納入しうる額として設定されているものと考えられるため、ここにも三河岸における鯀沢村の優位性、繁栄ぶりが表れているように思われる。

おわりに

以上、『富士川水運に関する基礎的研究』に掲載した四点の史料のうち三点について、その解釈と位置づけを試みた。報告書に掲載した「松本御米仕切帳」とあわせ、一八世紀中ごろの富士川水運の状況を探る貴重な史料といえるだろう。富士川水運は、その開削の一七世紀初頭と、明治以降昭和初頭に至る廃絶の過程に注目が集まりがちであるが、その実像に迫るためには、江戸時代を通じてどのように機能していたかが踏まえられなければならない。また甲斐国・駿河国だけでなく、年貢米や商い荷物を介して関係を持つ江戸・上方、あるいは信濃国など内陸地域の状況も富士川水運と密接な関係にある。すなわち甲斐国における最初と最後の時期を見るだけでなく、水運に関係する様々な地域で、どのような組織で、どのように展開し、どのような問題が発生していたかが検討されねばならないが、それにはもっと多くの事例の集積が必要だと筆者は考えている。それは富士川水運の関係地域を、これまでとは別の観点から照射し、新しい近世史像を示すことになるはずである。本稿はそうした問題関心から、史料の丁寧な解釈を行ったつもりである。

これまで富士川水運の研究が進まなかったのは、その史料の不在が大きな理由として挙げられてきた。しかし、報告書でも私見を述べた通り、それは誤りであって、足りないのは史料ではなく、研究者であった。そうした状況にあって、

青山靖『富士川水運史』(地方書院、一九五九年七月)以降、他地域での水運研究の隆盛に比べて、富士川水運史の研究は極めて低調であったといわざるをえない。もちろん筆者にも責任がある。今後も継続的な調査・研究を進め、少しでもその責をふさいでいきたいと考えている。

本稿で扱った三点の史料の相互関係については、十分に考察することができなかった。報告書に掲載したもう一点の「松本御米仕切帳」とあわせ、一八世紀中ごろの富士川水運の事例を集め、幅広い状況を考察していくなかで、本稿での分析を活用していきたい。

註

- (1) 『山梨県立博物館 調査・研究報告一六 富士川水運に関する基礎的研究』(山梨県立博物館、二〇一三年三月)。本書については以下「報告書」と略記し、註記を省略する。
- (2) 拙稿「鯀沢における米取引―「松本御米仕切帳」の分析を通じて―」(山梨県立博物館研究紀要 第一七集、二〇一三年三月)。
- (3) 前掲註(2) 拙稿。
- (4) 報告書では「鵜飼佐十郎」と翻刻したが、「鵜飼佐十郎」に訂正する。
- (5) 本稿で(二)として扱った、「新河岸故障出入御裁許写」の争論である。
- (6) 企画展図録『富士川水運の三〇〇年―物流と文化の大動脈―』(山梨県立博物館、二〇二四年三月)。
- (7) 「青柳河岸出入返答書」(山梨県立博物館所蔵)。なお当該史料は『富士川水運の三〇〇年』展にも出展した(Na.67)。

(山梨県立博物館)

類惣代仲右衛門は急度お叱りの処罰とする。

このうち、原告・被告双方の奥書・請印がある。過料銭は、三日以内に関東郡代の伊奈忠宥のもとに納入することとされた。

甲州三河岸のうち、青柳河岸が主に鯀沢河岸を相手取り、三河岸として同様の取り扱いを求めた争論である。さきに見たように、甲州三河岸は必ずしも一枚岩ではなかった。以前に指摘したことがあるが、鯀沢・黒沢の両河岸は、慶長八年の大久保長安の書状、いわゆる「通船定書」の宛先に青柳河岸がみられないことを根拠として、同じ三河岸であっても、青柳河岸を一段低くみて、様々な負担を課すことがあったらしい。実際に本史料に先立つ明和二年には、身延山の会式に参詣する客を乗せた青柳河岸の船の通行を、鯀沢河岸が妨害するという事件があった^⑦。

さらにここでも、鯀沢村は宿駅であるが、青柳村・黒沢村はそうではないというように、宿駅であるかどうかが大きな問題とされている点も目を引く。岩淵村をめぐる二つの争論のなかでも、宿駅かどうか、という点が問題になっていたように、富士川水運の拠点となる河岸にとって、宿駅として荷物・旅客輸送を公的に認められているかどうか大きな問題であったのであろう。また河岸として荷物輸送の拠点となることは、宿駅の権益を侵さない限りにおいて認められていたらしいこともうかがえ、甲斐国の三河岸のうち鯀沢河岸が大きく成長する条件として、口留番所が置かれる宿駅であったことがあったと考えられる。河岸としての権益を認められることと、宿駅として、旅客を止宿させられるかどうかは別問題であり、この両者を兼ねていた鯀沢村と岩淵村だけが、富士川水運の最大の拠点として成長することができたのである。鯀沢村にとってみれば、青柳村が三河岸として「同様」に扱われては困るのであって、ことさらに青柳村を低くみる姿勢も、その権益を守るためであったといつてよいだろう。いっぽうの青柳村にとってみれば、宿駅でないというハンディキャップ

を克服する鍵が河岸としての位置づけであったため、こちらもやはり三河岸として「同様」に扱われることを強く求めたのである。黒沢村が青柳村をどのようにみていたかはわからないが、宿駅でない点は青柳村と同様であるので、この点については鯀沢村を支持していなかったのではなからうか。

この訴訟を戦うにあたり、青柳村が寛文一二年以来の古文書を複数提示して論拠としている点も興味深い。寛文の検地帳と宝暦四年の「新河岸故障出入御裁許写」以外は、ほとんど現存が確認できていない。さらに慶長八年の大久保長安の書状が、当初は黒沢村の勘左衛門が所持しているといわれ、実は大坪村の惣左衛門が所持していたが、出奔してしまったため行方がわからなくなったといい、鯀沢村の郷右衛門が八〇両で青柳村に売り払い、さらに青柳村の十次郎が一八〇両もの大金で借用を申し出た、というように、両者にとって極めて重要な証拠資料として争奪の対象となつていることもわかる。当該史料は現存が確認されておらず、大正年間に作成された写しによつてその内容が知られるのみであるが、明和年間にはすでに代官の調査をもつてしても、その所在が追えなくなりつたのであろう。また当該史料を所持するとされた惣左衛門が住む大坪村は、黒沢村から笛吹川をさかのぼった先、笛吹川の支流の境川沿いに所在する。おそらく大坪村にも米の積み出しのための施設が存在したであろう。黒沢河岸は笛吹川沿い、石和代官所管内の年貢米を取りまとめていたとされることから、大坪村と接点があつても不思議ではない。想像をたくましくすれば、富士川水運の開削にかかわる大久保長安の書状は、何度かこうした争論の種となり、その継承が危ぶまれたことから、黒沢村が大坪村に移し、隠そうとしたのではないかと考えられる。そうでなければ、内容に関係のない大坪村の惣左衛門が当該史料を所持する理由がない。しかし結局は、その措置が裏目に出たものか、当該史料は行方がわからなくなったままである。

もう一点、本史料で関係者に下された処分について述べておきたい。青柳村

戸の宿について申し立てた内容はとりとめなかった。前に記した大久保長安の判物の内容通りに差し出したものについて、糾明をうけたところ、甲斐国の富士川通船の川筋見分として、慶長七年四月、船八艘を仕立て、鯉沢河岸への着船を試みたところ、問題がなかったと日向半兵衛・嶋田清左衛門の両奉行から京都嵯峨の角倉与市郎方へ書状で通知している。このとき抱えてあった遠江国天竜川の船頭や水主たちのうち、鯉沢河岸には茂兵衛、権八、五郎兵衛、藤助の四名、鯉沢河岸へは治右衛門、孫三郎、清蔵、又七の四名、都合八名の者たちとともに鯉沢・鯉沢両河岸問屋に四艘づつ船を引き渡した。もともとそれぞれが屋敷を与えられて通船をしたので、それから通船を勤めてきている。慶長八年の日付をもつ大久保長安の書状では、宛所に鯉沢御城米問屋青柳金之丞・鯉沢御城米問屋村松勘次郎とある。このことについて京都の角倉与市郎に確認したところ、先年古い書状を失ってしまい、そのようなことは確認できなかったという。もちろん下書きがあったとしても、三河岸が同様でないという証拠にはならない。享保年間、柳沢吉里から与えられた書付について、代官らが調査を行ったところ、三河岸に渡し置くという内容で与えられているので、双方から差し上げた書面と突き合わせたところ、全く相違がなかったため、疑う余地はない。このように青柳河岸は鯉沢・鯉沢と並ぶ三河岸として同様であることは紛れなく、青柳河岸は別であるという鯉沢村の主張は成り立たないと仰せ渡された。

次に青柳村の者たちが商いの荷物を引き受け、旅客輸送を行っていることについて、鯉沢村が妨害してはならない。もちろん青柳村は人馬継合いを行うことのできる村ではなく、鯉沢村は人馬継合いのできる村であるので、宿駅としての機能は鯉沢村だけが持っているもので、商人・旅人とも青柳村で引き受けてはならない。また鯉沢村のうち清水と青柳村が主張してきた場所から旅客を乗船させてはならない。もともと身延山の会式への参詣者たちは鯉沢村の口留番所

に上陸し、着船順に改めを受け、その最寄りからこれまた順番に青柳河岸の船に乗ること。鯉沢河岸・青柳河岸とも差し支えないように相談をし、そのほかのことは仕来りのとおりとすること。これ以降は和融すること。

ここから先は個人への処分が言い渡されている。青柳村の者たちは、青柳河岸に出入りする船のうち、荷主のいない船は通船させてはならないと支配の代官から命じられている。荷主のいない船を通船させるのは不埒であるので、問屋九郎右衛門へ過料として三貫文、名主たちには急度お叱り、組頭・船頭たちにはお叱りの処罰をくだす。鯉沢村の者たちについて、支配の代官からの命令に従わず、奉行所での訴訟になってからも、さまざまに自分たちの主張するのは不埒であるので、名主・問屋兼帯の玉之丞は過料として一〇貫文、組頭善左衛門・還右衛門・喜右衛門・郷右衛門は過料としてそれぞれ五貫文ずつ、船頭惣代には同じく過料三貫文を命じる。十郎右衛門は、支配の代官から利右衛門・与兵衛へ差紙を出したところ、他の訴訟について内済をしたいというて、当人たちと相談もせず、一存でその差紙を役所へ返したことは不埒であり、過料として三貫文を命じる。勘左衛門は、青柳村・鯉沢村の船稼ぎについて訴訟に及び、審議中に鯉沢・鯉沢両河岸の設置に関する書付に先祖の名前があるといつて、代々所持してきた。文通をしてくれるよう惣左衛門に頼み、身分のためになると思つてその書付を一覧したところ、八〇両を質物に取り、二口合わせて一八〇両であるなどとし、青柳村十次郎の望みに対して譲り渡したなどと事実と異なる記載をし、鯉沢村の郷右衛門と文通をしたことは不届きであるので、所払いとする。鯉沢村の市郎左衛門・元右衛門・仲右衛門らは、尋ねることがあつて惣左衛門を呼び出した際、市郎左衛門・元右衛門らが一緒に出て行くべきところ、惣左衛門が出奔してしまったので、一日搜索するように命じたところ、度々日延べをして搜索をしなかったのは不埒である。惣左衛門は永尋ね（無期限の搜索）とし、名主市郎左衛門には過料三貫文、組頭元右衛門・親

鰍沢村の口留番所に身延山から通行免許の高札が立てられることから、青柳村は三河岸同様ではないと鰍沢村は主張するが、右の高札を立てるのは鰍沢村に口留番所があるからであって、青柳河岸と鰍沢河岸の船稼が異なるという証拠にはならない。三河岸が納入している運上についても、すべての河岸場の運上ではなく、船稼をする者からの運上であると鰍沢村はいうが、この運上は船稼の助けとなるから上納してきたものであって、青柳河岸に限って商い荷物や旅客輸送ができなくなれば、運上の割合も変えなければならぬはずである。しかし、船一艘あたりの運上については三河岸が同様に納めているので、これこそ三河岸が同様に船稼をしてきた証拠であろう。甲府目付が富士川を通る際、船の分担について、鰍沢河岸で取り計らい、青柳河岸へ助け船を求めてきた。また幕府の役人たちや諸大名家の家中たちが、鰍沢河岸から乗船していることを、先触れなどを証拠に鰍沢村は申し立てているが、仕来りもあることであるので、これまた鰍沢河岸と青柳河岸の船稼が別物であることの証拠にはならない。享保年間、信濃国から買い上げた米について、鰍沢村のみから船に積むようにと命じられたと鰍沢村は主張しているが、前にも書いたとおり、鰍沢村・青柳村による連印での普請の願い出があり、青柳河岸も廻米を引き受けることについては鰍沢河岸と相違がない。右のように連印の書付があるということをかこれと鰍沢村では批判しているが、根拠のない言い分である。青柳村は古来より河岸場への支援によって渡世をしてきたわけではなく、鰍沢村は他村からの出作地もあり、河岸の米蔵についても鰍沢村・青柳村ともに村高の内に含まれている。年貢の減免は受けても免除にはなっておらず、最初は免除されていたと鰍沢村が主張するのはこれまた根拠のない言い分である。また青柳村の者たちは、鰍沢村のうち字清水という場所を青柳河岸の船着き場として、身延山の会式の際、参詣者たちを鰍沢村の口留番所近くに上陸させ、改めを請けたうえ、その清水から青柳河岸の船に乗せたというが、証拠がない。右の場所は字

大崩下で畑が三畝あり、大半は鰍沢村の清左衛門が受け継ぎ、同じ鰍沢村の兵助が所持していると鰍沢村は主張している。その土地を調査した上、船着き場のように見えても、他の村のなかを自由にできるはずもなく、青柳村の申し分は採用できない。口留番所前で身延山参詣の者たちを上陸させ、改めを受けるうえは、その近くに乗り場がなくては難渋することであるので、差し支えのないようにせよ。さて慶長八（一六〇三）年、大久保長安の判物・書付の宛所に鰍沢御城米問屋青柳金之丞・黒沢御城米問屋村松勘次郎とあり、鰍沢・黒沢両河岸の設置に関する史料であるので、もともと信頼できる証拠である。その書付の宛所に青柳村は書かれておらず、何度か黒沢村の勘左衛門に鰍沢村へ見せるようにと書状で通達したが、勘左衛門が持っている文書ではなく、大坪村惣左衛門が持っている文書であるなどと勘左衛門が申し立てた。そのとき惣左衛門は出奔しており、行方がわからなくなってしまった。勘左衛門の記録には青柳村十次郎へ譲るようにと書かれていた。昔からの付き合いのある両河岸の設立に関する書付であるので、青柳村が受け取り、隠しているのではないかと疑わしい。享保年間、柳沢由里から渡された書付には三河岸とも宛名として書かれていなかった。黒沢河岸でもこの書状を持っているはずであったが、所持していないということは疑わしい。そのほかに惣左衛門が江戸に着いた際に江戸の宿についても鰍沢村がかれこれ申し立て、勘左衛門から鰍沢村の郷右衛門に連絡があり、青柳村については鰍沢村が申し立てたとおり相違なく、大久保長安の判物を、金八〇両と引替に質物にとってしまった。さらに、一八〇両で十次郎が借用したいと伝えてきたという。疑わしいこととは思われるが、惣左衛門の言う通りであると、勘左衛門は認めて謝罪した。いっぽう十次郎を吟味したところ、証言を採用し、相応に吟味をしたところ、右のようなことについて惣左衛門・勘左衛門たちへ相談したこともこれまでなかったというのである。惣左衛門は出奔してしまったので、仰せ付けおかれたことについて、江

のできる人馬を抱え、往還の輸送を務める、宿場としての機能を持つ村であり、陸送の荷物は鰍沢村で引き受けることになっていることを認めたとえて、青柳村はそうした人馬役を務めず、したがって宿場としての機能を持たない村であるので、宿駅を輸送される荷物を取り扱い、旅人を止宿させるようなことはなとする。しかし、陸と河岸とは別のことであるので、すでに宿駅を輸送されてきた荷物について、下りは切石村・八日市場村（ともに現身延町）、登りは甲府・荊沢村（現南アルプス市）へ継ぎ送り、一カ所も宿駅を迂回することはしてこなかったという。陸送の荷物は次の宿駅に送り、水運を使う荷物は駿河国岩淵河岸まで船で送るといったように、陸送と水運は別物であると青柳村は主張している。さらに青柳村は、鰍沢村がいうように、陸と河岸を同じように考え、本来宿駅を経由しなければならない荷物について、宿駅を迂回して水運で運ぶようないわれはないというのである。もともと鰍沢村に所属する船が、青柳村にも出入りすることは認められていない。しかし同じ三河岸の黒沢河岸に所属する船が青柳河岸に出入りするのも認められていない。そうであるので、どこの河岸にその船が所属しているかどうか、すなわち鰍沢河岸に所属する船が多いということをもって裁許が下されるべきではない。青柳村は、鰍沢村・黒沢村と同様に、年貢米輸送はもちろん、そのほかの公用の任務を勤めてきているので、三河岸として鰍沢・黒沢の両河岸と同様の扱いをされるべきであるという。延宝二（一六七四）年、黒沢村の五郎左衛門・権兵衛らが運賃を競り下げようとした際、青柳河岸・鰍沢河岸の間屋・惣船頭らが中心となって発行した、河岸に出入りする極印付の船が所属する村々まで連印をした書付によれば、鰍沢・青柳両村とも同様に商い荷物を取り扱い、旅人を止宿させるなどと書いてあり、特に違いはみられない。享保八（一七二三）年、時の領主柳沢吉里からの書付も、鰍沢河岸が提出した書付と同じ紙・同じ文言・同じ筆跡であり、吉里が鰍沢河岸に与えた書付と同じものを青柳河岸に与えていることが明らか

である。そこには船賃の割合や、旅人が一つの船に乗り合わせる人数などまで書かれている。享保一八年に鰍沢村の名主・間屋・長百姓と青柳村・黒沢村の名主・間屋・長百姓らが連印で作成した書付は、信濃国で公用の米を買い上げ、江戸まで輸送するにあたり、鰍沢村・青柳村の両村の河岸から駿河国岩淵河岸まで運んだ際の水路の普請に関する願書である。元文三（一七三三）年、鰍沢村・青柳村・黒沢村の名主・間屋・長百姓らが連印した書付では、商い荷物の取り扱いについて、船賃の割合などについての申し合わせが書かれている。寛延二（一七四九）年、上飯田代官であった小川新右衛門が大坂へ転勤するにあたり、青柳河岸から乗船するという先触れが残っている。また同じく代官の大久保孫兵衛の手代が、岩淵河岸を経由して西山本門寺（現静岡県富士宮市）へ行く際にも、青柳河岸から乗船したという書付もある。宝暦四（一七五四）年、駿河国岩淵村・蒲原宿と岩本村が争論に及んだ際、勘定奉行曲淵英元の裁許状には、青柳・鰍沢村両村の者どもは、塩取引を岩淵河岸に限ってしまうと価格のつり上げがあるかもしれない、富士川東岸でも岩本村に限らず塩を取り扱うことのできる場所を設けてほしいという主張がみられる。もしも青柳村の者たちが船稼をしてこなかったとしたら、こうした記録が商い荷物を扱ってきた証拠として残ることもなかったはずである。さらに十島村（現南部町）の口留番所の留帳にも、青柳河岸からの乗客が確認できるうえ、青柳河岸へ出入りして商い荷物を取り扱っている村々の者たちの調査結果も、青柳村の主張に一致している。鰍沢河岸・黒沢河岸は慶長年間からその権益を認められてきたと鰍沢村は主張するが、青柳河岸にも正保・慶安年間の古い書状が残っている。寛文一二（一六七二）年、青柳村の検地帳に河岸御蔵とあるので、たとえ鰍沢・黒沢の両河岸より青柳河岸が遅く設置されたとしても、百年以上の歴史があると考えられるので、新河岸というにはあたらない。そもそもこの河岸場・宿場・町場であっても、一度にすべてが設置されたわけではない。身延山の会式の際、

く清水湊まで商い荷物を運んで売買することができるので、商人たちが扱う金子も増え、村々の産物を商人と売買し、その利益を年貢米輸送の経費にあてることもこれまで以上にできるだろうから、商人だけではなく百姓たちの年貢米納入のためにもなると主張している。

藤三郎らは、あくまで百姓たちの利益を主張し、岩淵村の河岸を経由しないルートの開拓を望んだ。相手先の宮村孫左衛門・鵜飼佐十郎^⑦・岩佐郷藏・町野惣右衛門らは、当時の甲斐国の四分代官である。さきにみた「新河岸故障出入御裁許写」と同様に、ここでも岩淵村・蒲原宿間の陸送ルートが物流のボトルネックであるという認識に立っており、藤三郎らは蒲原宿まで水運を延長することで、陸送ルートを回避するという提案をしているのである。ただし、ここから藤三郎らが三年前の岩本村の争論を知っていたかどうかはうかがえない。藤三郎らの目論見は、あくまで甲斐国からの年貢米や商い荷物の輸送にかかるものであつて、塩荷物の取り扱いはその関心の外にある。岩淵村の流通独占を打破するために、藤三郎らが岩本村と連携する可能性は極めて低いと考えられる。

気になるのは、藤三郎たちは「岩淵村之儀駅場ニも無御座候」と、岩淵村が宿駅ではないと主張している点である。「新河岸故障出入御裁許写」では、岩淵村は宿場で、岩本村はそうではないというのが争点の一つとなっていた。わずかに三年で岩淵村の位置づけが変わると思われないので、これは訴訟を有利に運ぶための藤三郎らの文飾であるとも考えられるが、宿駅であるかないかはすぐにはわかることであつて、そのような明白な嘘をわざわざ盛り込んだという理由がわからない。富士川水運の拠点としての岩淵河岸と、地域物流・旅客のターミナルとしての岩淵村の果たした役割を今後検討していく必要があるだろう。

本史料は訴訟の提起に際して提出された願書であり、この後の展開をうかがわせる史料は現在のところ確認できていない。しかしこれ以降も岩淵村・蒲原

宿間の陸送ルートが幕末まで維持されることを考えれば、藤三郎らの敗訴に終わったものとみてよいだろう。

(三) 鰍沢・黒沢両河岸と青柳河岸の由緒をめぐる争論

―「三河岸出入御裁許写」―

「三河岸出入御裁許写」は、報告書には(四)として掲載した、明和六(一七六九)年九月の史料である。青柳村の惣代問屋太郎左衛門らが、鰍沢村・黒沢村・大坪村(現笛吹市)の惣代らに対して提起した訴訟に関するものである。冒頭部分に欠損があり、意味のとりづらい箇所も多いが、おおそ以下のように整理できる。

青柳村の者たちは、鰍沢・黒沢両河岸と同様に船稼をしてきたが、鰍沢村の者はその扱いに不満があり、青柳村は鰍沢村・黒沢村とは位置づけが違う、歴史の浅い河岸であると主張していたらしい。すなわち鰍沢村には口留番所があり、信濃国などへの輸送にあたつて昼夜を分かたず人馬の手配を勤め、商い荷物の輸送を担ってきた。慶長年間に富士川水運が開かれると、鰍沢河岸・黒沢河岸が設置され、やや遅れて青柳河岸が設けられた。富士川水運で輸送にあたる船は、青柳河岸の設置時点ですでに多くが鰍沢河岸に所属しており、宿駅に所属する人馬のように、他の河岸への帰属は認められなかったのだという。鰍沢村の者たちは、青柳河岸で商い荷物を引き受け、旅客輸送をすることになると、宿駅ではない村で商い荷物を扱い、旅人を泊まらせる道理になつてしまうので、鰍沢村の助けを得ることができなくなり、青柳村も困るであろうという。そこで宿駅で輸送されている商い荷物を引き受けず、旅客輸送も行わず、鰍沢河岸の權益を侵さないようにして、陸上の宿駅と水上の河岸とを同様に考える観点から、これまで青柳村のものたちは船稼をしてこなかったのだと鰍沢村の者たちは主張していたらしい。これに対し青柳村は、鰍沢村は昼夜動かすこと

しまう。そのようにして江戸へ向かう廻船に積むのも大きく遅れ、五・六月になつてようやく船を出すことができ、江戸に着くのが七・八月になつてしまうため、当然米は傷み、「沢手」と呼ばれる濡れ米も多数発生してしまうので、「廻し切」、すなわち規定量に足らない俵が多く出てきてしまう。さらに右のおり長い間雨に濡れ、日にさらされた米であるので、幕府御蔵へ納めようにも傷みが激しく、買い納めにする経費もかさんでしまう。

ここ数年の右のような状況を踏まえ、本資料の作成者である古市場村（現南アルプス市）の藤三郎、下石田村（現甲府市）の弥七郎、上飯田村（現甲府市）の久右衛門らは、富士川を下る廻米輸送船について、岩淵村から一里ほど川下の蒲原河原まで船に積んだまま輸送し、そこから蒲原宿へ米を揚げられたならば、二月中には米をすべて蒲原宿に運ぶことができ、天気次第ではあるものの、三月中にも江戸浅草の幕府御蔵への納入を済ませることができるといふ。そうすれば一里の間の陸送費用も減らすことができ、甲州三郡の百姓たちも助かるのだとしている。なぜならば、これまで甲斐国の四分代官（甲府、上飯田、川田、石和）の支配地から、村々の代表として四人の百姓が岩淵村へ出張していたが、藤三郎らの提案通りになれば、岩淵村を経由しなくて済むようになるので、四人分の滞在費などの経費を蒲原宿・清水湊・江戸浅草に百姓一六名が滞在する費用に宛てることのできるという。さらにこれまで六・七月までかかっていた年貢米の納入が、三月に終わると見込まれるので、米の保管の費用などを含め、総額で五・六〇両もの経費を節約することができると見積もっている。加えて、現状では雨や日にさらされて傷んだことで米が「廻し切」になつてしまい、無益の費えとなつているが、藤三郎らの目論見通りになれば、そのようなこともなくなり、「廻し切」の米も少なくなるので、これも国中の百姓のためになるのだという。さらに状態のよい米を幕府御蔵へ納めることができるので、買い納めの出費も防げるだろうともいふのである。藤三郎らの願いのとおり、蒲原河

原まで船で運ぶことを認めてくれるならば、三月中には甲斐国からの廻米を蒲原宿にすべて運ぶことを請け負つてもよいといい、そのようになれば、蒲原宿から清水湊へは小廻し船で輸送をすることができるといふので、この近辺は春の間は特に順風であるので、二・三月中に江戸まですべての米を運ぶことができるだろうとする。そうすれば廻米ははかどり、無駄な出費はなくなり、陸送の駄賃も節約できる。こうすることで甲斐国中の百姓の御救いになるのだから、ぜひ藤三郎らに請け負わせてほしいといふのである。

ここに付紙があり、次のような内容が記されている。岩淵村・蒲原宿間の陸送については、これまで岩淵村の者たちが請け負つており、その冥加として年に二〇両を上納している。しかし駿河国松岡村（現静岡県富士市）のものたちが、甲斐国へ塩荷物を送りたいと願い出てきたとき、岩淵村の者たちが反対した。吟味のうえ、江戸へ送られる年貢米を取り扱う場所、すなわち岩淵村から富士川を上る商い荷物を積み出すようにと裁定が下り、結局松岡村の主張は認められなかった。このこともあつて岩淵村では、この三・四年は年貢米輸送にあたつて一七四二駄の輸送を無賃で請け負い、代わりに二〇両の冥加金を免除してもらつていたのである。

米穀や煙草など、年貢米以外に甲斐国から清水湊へ送って売買する商人荷物（商い荷物）についても、岩淵村から蒲原宿までは陸送をしている。江戸まで送る年貢米でさえ遅れが問題になつており、こうした商い荷物の輸送は輪をかけて遅くなつていく。その時々相場で、有利な時を見込んで甲斐国から荷物を送つても、目論見通りには到着せず、延着までの間に蒸れや腐れが発生することもある。また相場のよいときに売ることができず、損失を被ることもよくあるので、商人たちも困つていく。だからといって年貢米を輸送する百姓たちに商い荷物の輸送を行わせては、年貢米上納の差し支えになつてしまう。蒲原河原で荷物を陸揚げすることができれば、経費も節約でき、目論見通り遅滞な

物の取り扱いをめぐる特権を用いて固定化が図られたものとみられ、冥加金の上納やその増額を条件として、幕府もその扱いを認めてきたものと考えられる。しかし物流ルートが固定化されてしばらくすると、河岸の設置や商い荷物の取り扱いをめぐるいくつもの訴訟が提起され、岩本村のように、主に塩など利潤の大きい商い荷物の取り扱いの権利を求め、既存の流通構造を変えようとする動きがみられるようになっていた。

また意見を求められた甲斐国の三河岸のうち、鰍沢・青柳の両河岸と黒沢河岸とで意見が別れている点も興味深い。報告書で扱った河原部新河岸設置問題でも、三河岸は一丸となって河岸設置に反対したわけではなく、黒沢河岸が早々に訴訟から離脱していたことを指摘した。その理由は今のところ確定できていないが、ここで黒沢河岸が清水湊と連携している点がポイントになるかもしれない。右にみたとおり、青柳・鰍沢の両河岸は新規ルートの開拓に賛成し、黒沢河岸・清水湊は反対の立場をとっている。おそらくそれぞれにとって、両者の利益を最大化する判断をしたためであろう。すなわち、青柳・鰍沢河岸は岩渕村・蒲原宿間の陸送を避けたい、あるいは沼津湊からの塩輸送を拡大したいという思惑があり、黒沢河岸・清水湊は従前の塩取引ルートを守ることで権益を守ろうとしたのではない。清水湊がそうした判断をするのは当然であるが、黒沢河岸にとっても、清水湊から蒲原宿・岩渕河岸を経由する輸送ルートが有利であるとみた理由は判然としない。ともすれば、清水湊からの働きかけがあった、黒沢河岸のみがそれに応じたという可能性もあろう。そこには、青柳・鰍沢河岸とのなんらかの相違点があったはずである。決して一枚岩ではない、三河岸のそれぞれの立場の違いについても、本史料は極めて示唆的である。

(二) 新規ルート開拓の動きとその挫折

―「蒲原舟場につき乍恐別紙書付を以奉願上候」―

「蒲原舟場につき乍恐別紙書付を以奉願上候」は、報告書には(三)として掲載した、宝暦七(一七五七)年八月の史料である。(一)「新河岸故障出入御裁許写」でみたのと同様、やはり岩淵河岸・蒲原宿間の陸送が問題となっている。

まず甲州三郡(山梨・八代・巨摩)の廻米を、甲斐国の三河岸から船で川下げをすることについて、これまでは岩淵村で陸揚げをし、そこから蒲原宿まで陸送してきた。しかし岩淵村は宿駅ではなく、牛馬も少ないので、岩淵村の近辺の村々から牛馬を集めて輸送を行ってきた。ただ輸送する米があまりに多いとそれでも運ぶことが難しく、年貢が納入された秋から冬を越え、翌年の五・六月ころまで輸送に時間がかかってしまうのだという。このように岩淵村で手間取るため、米の保管などにかかる費用が大きくなってしまった。年貢の輸送は公用として村入用での負担になるため、岩淵村がボトルネックとなって流通が阻害されていることにより、甲斐国のほぼ全域の百姓たちの難儀につながっているという。またその陸送にあたっても、駄賃が安いいため、牛馬で輸送にあたる人足も集まらない。大量の米を輸送するためには近郷の村民を動員して輸送する必要があるが、九月から十一月までは彼らが麦作にかかり、輸送ができない。一二月・一月の二ヶ月間には牛馬での廻米輸送が行われるものの、二月には公用の伝馬の任務や参勤する大名への協力を求められ、牛馬も人足も集められない。そのため米の輸送は先延ばしとなり、数ヶ月河原に積まれたままとなつて、風雨や日に晒されて劣化してしまう。また「土産付」として、おそらく他の荷物を運ぶこともあって米の輸送のみに関われないときもあるという。さらに米を牛や馬に積み下ろしする際に荷が崩れるほか、清水湊へ延着することから予定していた船に積むことができず、しばらく湊で足止めをされるなどして

川渡船の御用と、甲斐国からの廻米輸送を担う河岸場の設置については、「御割符」にも書いてあることであるが、塩や諸荷物の取り扱いについては記録がなく、しきたりによるしかない。誰から命じられたのか証拠もないが、廻米輸送を命じられていることから、その代わりとして商い荷物の取り扱いも認められてきた。岩本村の者たちは、塩荷物の取り扱いができなくなると、渡世が難儀に及ぶとして、これを中断させることなく少しずつでも取り扱いたいと申し出てきたが、これまでの決算書類もなく、岩本村の主張には証拠がない。沼津湊から買い受けて甲斐国まで村々を継ぎ送っているという塩についても、富士川西岸の村々の障りにはならないとして、以前からこのようにして塩を売りさばいているという。清水湊と甲州三河岸の者たちを呼び出して吟味をしたところ、青柳河岸・鯀沢河岸の者たちは、塩取引を岩淵河岸に限ってしまうと価格のつり上げがあるかもしれない、富士川東岸でも岩本村に限らず塩を取り扱うことのできる場所を設けてほしいという。それに対して黒沢河岸・清水湊の者たちは、これまで岩淵村の河岸だけでやってきたのだから、富士川東岸に新しく塩を取り扱うことのできる河岸を設置してしまうと、富士川水運にかかわる駿河・甲斐両国の村々の経営の差支えになってしまうといっている。いずれにしても岩本村がこれまで塩荷物を扱ってきたという証拠にはならず、岩本村の主張は成り立たないと述べる。また岩淵村で止宿してきた鯀沢の船頭たちが、岩淵村に泊まるよう村から頼まれた場合でも、相談もなく岩本村に止宿したことは不埒であるとした。次に訴訟を提起した岩淵村が、岩本村から茶荷物をはじめとする諸々の産物を甲斐国へ送ったり、甲斐国から戻ってきた船の船頭たちに宿を提供することについては、止宿する船頭が運ぶ荷物については問題ないという。

以前からこのように荷物を取り扱ってきたと岩本村が主張するので、清水湊及び甲斐国の三河岸の者たちを呼んで審議をしたところ、青柳・鯀沢両河岸の者たちは、塩荷物の取り扱いを岩淵河岸に限っては、締め売りによる価格のつり上げがあるかもしれないとして、富士川東岸にも岩本村に限らず塩を船から降ろす塩揚場を設置してほしいという。いっぽう黒沢河岸と清水湊の者たちは、これまで岩淵村の河岸で問題がなかったところに、富士川東岸に塩揚場を設置してしまつては、駿河国・甲斐国の村々の渡世に差し障るのではないかという。このようにして下された裁決は、岩本村から茶などの荷物を甲斐国に送る分については認めるが、塩荷物は決して扱ってはならない、また往還する船頭たちについて、止宿はよいが船宿をしてはならない、というものであった。岩淵村は塩の締め売りをしてはならず、甲斐国の村々の船頭たちに疎略の儀があつてはならないとしている。あわせて岩本村の者たちが、最初は大屋奎之助の役所に訴え、裁許を受ける段にあたって請印を拒んだことをとがめ、そのことへの処罰として名主・組頭らを手鎖のうえ宿への預け処分とした。百姓代たちには叱りの処分がくだされ、これ以降同じことをしてはならないとした。岩淵村・蒲原宿と岩本村はこれに請印を据え、鯀沢・青柳・黒沢の三河岸と清水湊の名主たちが奥印を加えている。

富士川水運において、甲斐国の三河岸から船に積み込まれた荷物は、富士川を下り、岩淵河岸で水揚げされた。そのうち蒲原宿までの間を陸送され、蒲原から再び船に積まれて清水湊へと向かつていった。富士川水運における廻米輸送は河岸やその近隣の村々にとって大きな負担であったが、それに伴う商い荷物の取り扱いと、それが莫大な利益をもたらすことが広く共有されるようになると、流通ルート上の村々のなかには河岸場の設置を求めて動き出すものもあると、流通ルート上の村々のなかには河岸場の設置を求めていた河岸を再興する名目で、弘化年間に新河岸の設置が計画されたが、ここではそれに数十年前先立って、新たな物流ルートの開拓が目指され、挫折していたのであった。河原部の事例もそうであったが、富士川水運が開かれた当初は、三河岸や岩淵河岸以外にも多くの河岸が設定されていたのであろう。それが次第に、おそらく商い荷

(一) 駿河国内における塩荷物ルートの争い

―「新河岸故障出入御裁許写」―

「新河岸故障出入御裁許写」は、報告書には(二)として掲載した、宝暦四(一七五四)年一二月の史料である。以下、その内容をみていこう。

富士川水運の駿河国側の拠点である、岩淵村(現静岡県富士市)と蒲原宿(現静岡県静岡市)が岩本村(現静岡県富士市)を訴えた裁判の裁許状である。岩淵村の主張では、岩淵村は古くから富士川の渡船役を務め、役料として二〇石を与えられていた。慶長年間に富士川水運が開かれると、甲斐国からの廻米を扱う河岸場として認められ、米などの御用荷物の継送りを役儀として勤めてきた。その代わりに甲斐国へ送られる塩などの商品の独占を認められるとともに、甲州三河岸(黒沢・鯀沢・青柳)の船頭が止宿する宿場町としても認められていた。こうした特権により、岩淵村は富士川の渡船と廻米御用を勤めてきたと主張している。本資料が作成された宝暦年間に先立って、かつて富士川水運を用いた甲斐国からの廻米につき、岩淵村の対岸に位置する岩本村に新たな河岸を立てたいという願いが代官大屋空之助に対して提出されていたらしい。その際、新河岸の設置によって支障が発生するかどうか、代官大屋から岩淵村に照会があった。それに対して岩淵村は、河岸場が岩淵村から岩本村に代わってしまえば「渡世之障」になると難色を示した。岩本村が提示した「御益筋」、すなわち冥加金の上納については、岩淵村からの冥加金の納入を条件に却下するように求め、それが認められた。これにより岩本村への河岸設置は沙汰止みとなり、岩淵村は毎年冥加金を上納してきたという。

そうした経緯があるところに、今回再び岩本村の者たちが新河岸の設置を求め、さらに以前には認められていなかった塩荷物の取り扱いを求めてきた。またこれまで岩淵村に止宿してきた鯀沢など甲斐国の船頭たちを岩本村に宿泊さ

せ、岩淵村の宿場としての経営を困難にしまった。それに加えて蒲原宿の者たちは、駿河国清水湊で塩荷物を受け取り、岩淵村へ送ってその運賃・駄賃や庭銭・口銭などの手数料を宿役の補助としてきた。岩淵村に近い岩本村に新たに河岸が設立されてしまうと、岩淵村からの収入が減ってしまう、宿場としての務めが果たせなくなってしまうため、蒲原宿も岩淵村と連携して岩本村の新河岸設置の停止を求めている。

これに対し岩本村は、富士川渡船については岩本村も三分の一を務めて扶持も下されており、甲斐国からの廻米についても、慶長年間に始まって以降、岩本村にも河岸場が置かれ、塩をはじめとする様々な荷物について甲斐国への輸送を取りさばいてきたのだという。ある時期から岩淵村に河岸場が設置されると、岩本村を経由する荷物が減少し、塩の取り扱いにも支障が出るようになった。これにより以前のような取りさばき方はできなくなったため、村の経営上も大きな問題となっていた。また船頭たちの宿について、これまで岩本村で止宿する船頭がいても、岩淵村は特に問題としてこなかったもので、岩本村では宿の提供を続けていた。また鯀沢村の船頭については、岩淵村の者が不埒の取り扱いをしたため、岩本村で止宿させてほしいと鯀沢村から願い出があつて止宿させているという経緯があり、岩本村から鯀沢村に働きかけて止宿させているわけではないという。塩荷物についても、駿河国沼津湊から買い受け、富士川東側の村々を継ぎ送って甲斐国へ送っているのであって、富士川西岸の流通の拠点である岩淵村の障りにはなっていないと主張している。このようなことから、富士川を挟んで郡も異なる岩淵村から、その渡世に差し支えがあるといわれても承服しがたいのだと主張している。

吟味のうえ代官所から裁許が出された。岩淵村・蒲原宿は請け証文を提出したものの、岩本村は請け証文の提出を渋った。そこで大屋はより上位の奉行所に訴訟を送り、双方が呼び出されて吟味を受けた。双方が申し立てている富士

富士川水運における駿河・甲斐両国の河岸とその争論

—『富士川水運に関する基礎的研究』掲載史料の紹介と考察—

中野 賢 治

はじめに

令和二年度から同四年度まで、山梨県立博物館では共同研究「富士川舟運に関する基礎的研究」を実施し、その研究期間が満了する令和五年三月に報告書『富士川水運に関する基礎的研究』を刊行した^①。同書には、論考二本のほか、資料編として四点の史料の翻刻を掲載している。それらのうち、(一)の「松本御米仕切帳」については、別稿^②で検討を行ったが、残る三点の史料については、紙幅の都合もあり、解題や考察などを報告書に収めることができなかった。そこで、本稿ではこれらの史料について解説と若干の考察を加え、報告書の欠を補いたい。

ここで、報告書にこの四点の史料を掲載した理由を説明しておきたい。「松本御米仕切帳」については、その史料的价值については別稿で述べたため、省略する。「新河岸故障出入御裁許写」・「蒲原舟揚につき乍恐別紙書付を以奉願上候」の二点は、駿河国内における富士川水運の位置づけおよび三河岸の動きがうかがえるものとして掲載したものである。報告書本文では全く言及できなかったが、甲斐国内の状況ばかりがクローズアップされがちな富士川水運において、その視点の相対化のために、駿河国内の状況を踏まえ、物流の全体をみる必要があると筆者は考えている。もちろん静岡県内の自治体史などで、富士

川水運に触れるものも少なくはないが、媒体の性格もあり、甲斐国や他地域の状況を十分に踏まえたものとはいえない。しかし富士川水運は、甲斐・駿河両国、あるいは江戸や信濃国、上方などの広範な地域にまたがって、多くの人・モノを巻き込んで行われた一大物流事業であり、そのいずれかに偏った考察では、現在の研究水準からみれば不十分といわざるを得ない。先の報告書も、単に史料を掲載したのみでその位置づけを行うことができず、残念ながら十分なものとすることはできなかった。本稿はいわばその補足であり、筆者の富士川水運に関する研究視角をより明確にするものである。

「三河岸出入御裁許写」は、同報告書で河原部新河岸設置問題を論じた部分で言及することを想定して掲載した。しかし報告書に掲載した論考では、筆者の力量不足もあって、一九世紀中頃以降の河原部村と三河岸の動向を追うだけで手一杯となり、その前史となる当該史料にまで言及することができなかった。そこで本稿でその内容と位置づけを示すことにより、三河岸内部の格差の存在を明確にする。三河岸が必ずしも一枚岩でないことは、前稿でも指摘したところである^③が、その対立の背景についても考察を加えていきたい。

本稿で分析する三点の史料は、相互の関係が必ずしも明らかではないが、それぞれに現れる村や河岸の動向に注視することで、一八世紀後半、宝暦・明和年間の富士川水運をめぐる状況と様々な思惑を考えてみたい。

fukuoka.jp/exhibition/596/)を参照した。

(44) 前掲 倉石忠彦「都市と道祖神」二五八頁より抜粋。

(45) 「屏風祭」は、一説には江戸時代後期に始まり、明治時代に定着したとされる。また、須留多八幡宮神祭の芝居絵屏風は、奉納された屏風を祭りの日に氏子の店先に並べたもので、江戸時代末期頃に行われたものであるとされる。

参考文献

倉石忠彦「都市と道祖神」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三集 二〇〇三 所収

倉石忠彦「道祖神信仰の形成」『どうそじん・ワンダーワールド やまなしの道祖神祭り AGAIN』山梨県立博物館 二〇一三 所収

野口二郎『峡中浮世絵考』山梨郷土研究会一九六三年

平川南「古代における道の祭祀―道祖神信仰の源流を求めて―」『どうそじん・ワンダーワールド やまなしの道祖神祭り AGAIN』山梨県立博物館 二〇一三 所収

丸尾依子「柳町二丁目の祭礼用具」『山梨県立博物館研究紀要第十一集』二〇一七 所収

丸尾依子「祭りの存続と技術伝承―笛吹市八代町米倉のオコヤ作り―」『山梨県立博物館研究紀要 第十三集』二〇一九 所収

柳田国男『石神問答』聚精堂 一九一〇『柳田國男全集』一 筑摩書房 一九九九

『酒田の生活行事』展示資料目録 酒田市立資料館 一九八二

『酒田の正月行事展―塞道―』展示資料目録 酒田市立資料館 一九八七『甲府道祖神祭り―江戸時代の甲府城下活性化プロジェクト』山梨県立博物館 二〇一〇

『どうそじん・ワンダーワールド やまなしの道祖神祭り AGAIN』山梨県立博物館二〇一三

『よみがえる！甲府道祖神祭り』山梨県立博物館 二〇一九

山梨県立博物館調査・研究報告三『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭』調査研究報告 二〇〇八

鹿児島県教育委員会ホームページ

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ba08/reiwa3sinstei.html>)

北信州netより「泉亭の幕絵 市文化財に登録申請（二〇二〇年十二月六日）」(<https://local-news.jp/?p=13651>)

千代田区立日比谷図書文化館（文化財事務局）収蔵品データベース

(https://jmaps.ne.jp/chiyoda/det.html?data_id=35994)

中野市ホームページ

(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014021200132/>)

内閣府「令和二年度 年次経済財政報告」

(<https://www5.cao.go.jp/j/wp/wp-jc20/h01-00.html>)

福岡市博物館ホームページ内「博多祇園山笠展二二〇〇―幕幕三」

(<https://museum.city.fukuoka.jp/exhibition/596/>)

(山梨県立博物館)

(11) 『裏見寒話』では次のように記している。「近年甲府の祭禮殊の外華麗にして、辻く
に大なる屋臺を飾り、十貳三歳の子供、綺羅を盡して歌舞伎をなす。之を囃す者は皆
大人なり。何れの小町にて近江八景・大坂四ツ橋の体裁、或は勢州内外の宮、大金を
費して美飾をなして遊興す。見物の男女、市巷に充満して其賑かなる事甚し。又、寺
院を借りて芝居狂言等の催もあり。」

(12) 『裏見寒話』を参照した。

(13) 『甲斐の落葉』を参照した。

(14) 『裏見寒話』には、お山飾りは十三日に独身者が集まってつくること、三四間くらいの
柱の上に山車を飾ること、枝垂柳・桜杯を色紙で作り切り下げることが書かれている。

(15) 『裏見寒話』および『甲斐の落葉』を参照した。

(16) 『裏見寒話』を参照した。

(17) 『甲斐の落葉』を参照した。

(18) 『甲州年中行事』を参照した。

(19) 慶應元年（一八六五）に造られた。

(20) 丸尾依子「柳町二丁目の道祖神祭礼用具」『山梨県立博物館研究紀要第十一集』二〇一
七 一九—三二頁

(21) 『裏見寒話』や『甲州道中記』では辻に立てたと記録する。

(22) 『甲州年中行事』より抜粋した。

(23) 『借地証文書下書』十一屋野口家資料（嘉永六年、一八五三）山梨県立博物館蔵
「入置申一札之事」十一屋野口家資料（安政六年、一八五九）山梨県立博物館蔵

(24) 『道祖神祝儀並に諸入用永代帳』甲州文庫（安永九年、一七八〇）山梨県立博物館蔵

(25) 詳細は、前掲「柳町二丁目の祭礼用具」に報告した。

(26) 緑町一丁目の「幕絵」は、天保十二年（一八四一）に初代歌川広重が制作した。初代
広重による「東都名所 目黒不動之滝」と、その後二代広重が元治元年（一八六四）
頃に補って描いたという「東都名所 洲崎汐干狩」の二枚を山梨県立博物館が所蔵し
ている。いずれも山梨県指定文化財である。

(27) 『甲府道祖神祭り―江戸時代の甲府城下活性化プロジェクト―展 リーフレット 山
梨県立博物館 二〇一〇』を参照した。

(28) 『甲州年中行事』参照した。

(29) 前掲『甲府道祖神祭り―江戸時代の甲府城下活性化プロジェクト―展 リーフレッ
トおよび山梨県立博物館 調査・研究報告三『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭』

調査研究報告書 二〇〇八を参照した。

(30) 例えば、福岡市博物館が所蔵する博多祇園山笠の幔幕にも、上下五枚の布を継ぎ、物
見穴が設けられているものがある。

(31) 丸尾依子「祭りの存続と技術伝承―笛吹市八代町米倉のオコヤ作り―」『山梨県立博物
館研究紀要 第十三集』二〇一九 七—二十頁

(32) 富士川やその支流域でみられる四角柱形の小屋は、かつては子どもがつくり、祭りま
でそのなかに籠ったとの伝承がある。小屋の製作は、現在では組の行事として行われ
るため、特定の年齢集団関わったり、強調して伝承されたりすることはなくなった。
新婿が神木の穴を掘るというのは、富士河口湖町河口の神木立てに関する伝承である。

(33) 二〇〇五年に実施した山中湖平野のダシンボク（道祖神祭りの神木）立ての調査の際
の聞きによる。

(34) 例えば、山梨市牧丘町鳥谷原と牧平は隣り合う集落であるが、道祖神祭りにおいて若
者が獅子舞の村回りを行う際に村境をあえて越境し合い、両者が行き会った場所で喧
嘩を行うのが通例であったという。越境することやそれによる喧嘩自体が目的であり、
喧嘩の勝敗による村境の移動などはなかった。

(35) 前掲『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭』調査研究報告書 二〇〇八を参照した。

(36) 保福寺（上野原市宇上野原）の山門と鐘楼は、慶應元年（一八六五）に再建された。
山門の棟札から、小山正作が手掛けたことがわかっている。いずれも上野原市指定文
化財である。

(37) 児玉果亭（一八四一から一九一三）は、松代藩領沓野村渋温泉（現山ノ内町）生まれ
の文人画家である。

(38) 「中野市ホームページ」(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014021200132/>)
および「北信州net『果亭の幕絵 市文化財に登録申請（二〇二〇年十二月六日）』」
(<https://local-news.jp/?p=13651>)を参照した。

(39) 「千代田区立日比谷図書文化館（文化財事務室）収蔵品データベース」(https://jmaps.ne.jp/cityoda/detail?data_id=35594)を参照した。

(40) 「鹿児島県教育委員会ホームページ」(<https://www.pref.kagoshima.jp/ba08/reiwa3sinstei.html>)を参照した。

(41) 一九八二年十一月四日から翌八三年一月三十日まで開催。

(42) 一九八七年十二月二日から翌八八年二月十四日まで開催。

(43) 福岡市博物館ホームページ内「博多祇園山笠展二／幔幕三」(<https://museum.city.fukuoka.jp/exhibition/2019/02/01/03/>)

のみならず、他町との境界までを張りつなぐこと、つまり町境を開き一体化することを求めたからではなからうか。また、往來の自由を保ちつつ、同時に「志めきり」を行っていたことも興味深い。町を開いて繁栄祈願を行いつつも、災厄を防ごうとする意識が併存しているのである。

甲府城下の「幕絵」は、城下の外に向かって町境を開き、人と物資、情報の交流を活性化させるとともに、城下の内側に向かっては、町と町の境界も融合させて開き一体化させる機能を期待されていた。甲府城下の道祖神祭りは町を単位とし、お互いに競い合う性質を持ちながらも、「幕絵」が導入されたことによって、町々が一体となることを期待するものに変わっていったのである。甲州街道沿いとその隣接する町々をひとつの商圈として認識し、一町のみが他を出し抜いてするのではなく、協同による繁栄が願われているのである。街道を開き、町と町の境を融合させる「幕絵」と、それらの幕を一気に張り巡らすという祭りの方法論は、町々の協同や精神的統合の証でもあっただろう。「幕絵」に期待されたこの機能は、町の表通りを覆い尽くす数十枚が一枚欠けたとしても一体感に綻びが生じてしまう。ゆえに、「幕絵」の維持には責任が伴う。例えば、緑町一丁目が行った二代広重による「幕絵」の補作も、単に祭礼用具の修繕や町の経済力の再表現というだけでなく、祭礼用具を欠けさせることは町と町の信用問題に関わるとして、必然性のもとに行われたのではなかっただろうか。

おわりに

今後の課題として、各町の「幕絵」がいつ作られたのか、できるかぎり具体的な時期を明らかにすることが望ましい。また、参考とした他の絵幕資料の実見も必要である。さらに、祭りにおいて商家などが屏風絵などの絵画や工芸品を飾り、それを祭り見物の人々にも公開するという慣わしが、例えば祇園祭（京都府）の期間中に行われるいわゆる「屏風祭」や、須留田八幡宮神祭（高知県）

における芝居絵屏風の展示などにみられる⁴⁶⁾。こうした風習と絵幕を単純に同一視することはできないが、酒田のように絵幕が観賞にも用いられる例がある以上、今後の検討においてはそれらの「絵を見せる祭り」も参考にしつつ、絵幕や「幕絵」との関連性の調査を進めていきたい。

註

- (1) 「甲府道祖神祭幕絵」は文化財指定名称であり、使用されていた当時に用いられていた呼称ではない。「甲州年中行事」によれば、祭礼用具としては、「町内幕」などと呼ばれていたという。
- (2) 郷土史における論考を中心として、近世期、小正月に甲府城下で行われた道祖神祭りのことを指し「甲府道祖神祭り」あるいは「甲府道祖神祭礼」と表記されてきたが、これらは当時固有名詞として存在した祭りの名称ではない。文字記録では「道祖神祭」（裏見寒話）「道祖神祭礼」（日本九峰・修行日記）と記される。本稿で「甲府道祖神祭り」と表記する場合は、「近世期に甲府城下で行われた小正月の道祖神祭り」の意味で用いる。
- (3) 山梨県立博物館調査・研究報告三『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭』調査研究報告書 二〇〇八 を参照した。
- (4) 柳田国男『石神問答』聚精堂 一九一〇『柳田國男全集』一 筑摩書房 一九九九
- (5) 倉石忠彦『道祖神信仰の形成』『どうそじん・ワンダーワールド やまなしの道祖神祭り AGAIN』山梨県立博物館 二〇一三 八四―八七頁
- (6) 平川南『古代における道の祭祀―道祖神信仰の源流を求めて―』『どうそじん・ワンダーワールド やまなしの道祖神祭り AGAIN』山梨県立博物館 二〇一三 八八―九九頁
- (7) 松本の城下町では石像の道祖神の碑や神体ではなく、木像の道祖神を祀る祭りが行われてきた。松本地方は石造の道祖神碑や神体を祀ることが多いが、城下町から伸びる主要な街道沿いの町や村でも木像の道祖神を祀ることから、木像道祖神は城下町を中心とした習俗と考えられる。
- (8) 倉石忠彦『都市と道祖神信仰』『国立歴史民俗博物館研究報告』第三集 二〇〇三
- (9) 前掲同書 二五七―二五八頁
- (10) 内閣府「令和二年度 年次経済財政報告」(<https://www5.cao.go.jp/j/wp/wp-je20/101-00.html>)を参照した。

て製作（出資）され、山笠の当番町を務める際に新調された例が多いという。

使用方法は、第一に山笠で各町の詰所や山小屋に張り巡らして空間を仕切るために用いられる。詰所は、寺社の境内や建物の一面につくられる関係者の臨時集会所であり、連絡だけでなく直会にも行われる。山小屋は、明治十七年（一八八四）以降につくられるようになった風雨を避けるためのもので、両壁に幔幕を張ったという。第二には、山笠の台に撒く「台幕」としての使用である。台幕としては明治二年（一八九二）頃から使用されていたようで、大正九年（一九二〇）刊行の『博多物語』には、山を曳き終わると毎日山笠の前後に幕を張ったことが記されているという。第三には、前年に亡くなった山笠功労者の自宅に山笠を引き入れ感謝を表す「追善山」でも使用される。この際には、遺族が設ける祭壇が幔幕で囲まれるという⁴³。

博多祇園山笠の幔幕は、幕の機能には祭りに関わる場を仕切ることやその標示であることを求めている。奉納は祭りの当番を務める時であることから、記念の意味も持つ。山笠功労者の追善山で使用される場合などにはその意味が強く現れ、祭りに関わる責任や名誉を象徴するものとなっている。

以上のように、現存する絵幕資料の多くは、甲府城下町の「幕絵」と同様に絵画資料として価値付けされていることが多く、祭礼用具としての調査情報は限定的である。その現状において、祭りにおける絵幕の意味を比較検討することは難しいと言わざるを得ない。ただし、現存する絵幕を俯瞰する限り、祭りにおける絵幕は、製作・使用された当時においては第一義的には奉納物や記念物として製作され、用途は「場を仕切る」という用具として使用することであったことは共通している。絵画や文様としての鑑賞という用途は二義的である。そして一回に詠える絵幕の枚数や一つの町が所有する絵幕の枚数は、基本的に一枚ずつであるという傾向がある。そうした行為の積み重ねにより、結果とし

て複数の絵幕を所有することはあっただろう。その点においては、一町がシリーズものとして一度に数十枚を詠えるという甲府城下の「幕絵」は特異と言えるのではないか。

四．境を開く「幕絵」

道祖神信仰の研究において、事例の中心となってきた農村部の道祖神祭りでは、集落の入口で道切をして厄神からの防御を行ったり、村境でドンドンヤキを行ったり、喧嘩によって境界争いをしたりして境界が意識され、守りを強固にした。他方、人・物資・情報の流通によって成り立つ町（都市）では、同じ境界の信仰においても「遮り止める境界は障害となる。現実的には様々な形で存在する境界を、開かなければならない⁴⁴」という特徴がみられる。

道祖神が様々に存在する境界を「開く」というという性格は、甲府城下の道祖神祭りにおいては、先に述べた祝儀の強要や「おきあがり」という町対抗の儀礼的喧嘩にみることができた。「おきあがり」は、各町の軍勢が辻で入り乱れることによって町の物理的境界を曖昧にし、各町に帰属する社会集団を融合させ、年少者と年長者の年齢的境界も融合させる行為でもあった。

同様に「幕絵」も、境を開き、町と町の境界を融合（一体化）させるために効果的である。「幕絵」は、道の両側に掛け吊るすことで表通りを祭場として仕切ることができるが、町々の境界を遮ったり閉ざしたりはしない。往来を外部に向かって開いたまま、自由な通行を保つことが可能である。また、複数の町が同時に「幕絵」を張り巡らすことにより、異なる題材の幕によって町の範囲や経済力・嗜好・人脈・個性を視覚化して示しつつも、同時に甲州街道沿いの町を融合させるように一体化を図ることもできるのである。神域を示したり、町の象徴にしたりする目的であれば、幕は一枚でも事足りる。数十枚もの幕を必要としたのは、道を閉ざさぬように各町が表通りに限なく張り巡らすという

祀の際に使用されたものであると考えられるという。⁽⁴⁰⁾

④・酒田市指定文化財「塞道絵幕（大壽和里大祭事）——酒井侯御安堵祝宴——」（江戸時代天保年間）ほか

酒田市内には小正月行事として「塞道の幕見」という行事があり、使用された絵幕が十三点現存する。いずれも酒田市の有形民俗文化財に指定されている。画題は「塞道絵幕（大壽和里大祭事）——酒井侯御安堵祝宴——」、「四十七士吉良邸討入」、「源義家千羽鶴」、「石橋山合戦」、「大江山鬼退治」、「大江山鬼退治首実検」、「一谷の戦」がある。「酒井侯御安堵祝宴」は、縦一・九七メートル、横九・七メートルで、藩主・酒井忠器領地替えの幕府の命を農民らが中止させたことを祝う様子が描かれている。加えて、同市山寺地区は、山寺塞道幕六点を所蔵する。それらの画題は川先地区が「富士の裾野の巻狩り」、仲町が「生田盛源平合戦」、下荒町が「花見の宴」である。

行事における絵幕の使用方法は、山寺地区では小正月行事のときに少年が集まり、鳴り物を鳴らしながら地域を回って厄や災いを祓ったといい、塞道幕はその拠点となる「神宿」に飾ったという。また、酒田市立資料館が開催した展覧会「酒田の生活行事」⁽⁴¹⁾および「酒田の正月行事展——塞道——」⁽⁴²⁾の展示資料目録には、塞道（道祖神祭り）の様子が次のように記されている。

塞道と幕見

（前略）塞道の幕見は酒田独特の行事で、昔小正月行事として大きな布に絵を染め抜いて各町内の板塀などに張って見せた。娯楽の少なかった頃の子どもたちの楽しみであった。

酒田の塞道

酒田では、昔から塞道（サイドウ）をセンドとよんでいる。塞道は庄内各地で盛んに行われた正月行事で当酒田でも特色ある伝統行事の一つであった。

（中略）

〈特色〉

幕見 塞道の当日、市街地各町内で戸外に長大な絵幕を張り見物するしきたりで、昔は四十張りあったが今は少なくなり、幕見もわすれられようとしている。

（後略）

旧酒田市立資料館が行った「酒田の生活行事」展の資料目録の表紙には、昭和三五年（一九六〇）の塞道渡しの写真が使用されている。写真では、木製の小祠や三宝を持ちたり、笛を吹いたりする大人たちが行列をなして道を行くその背後に一枚の絵幕が飾られている。飾り方は、軒下に紐を張って吊っているように見える。しかし、道の脇に絵幕を張り巡らしている様子は見受けられない。また、左記のような祭りの説明からは、酒田の絵幕は、道の脇に飾ることにより幕に祭場を仕切る結果の効果を期待するよりも、絵画的に飾って見せることに主眼があったようにも見受けられる。一方で、山寺地区では道祖神の神宿に絵幕を飾っており、幕によって神域を示そうとする意識が見出される。

⑤・博多祇園山笠の幔幕（天保年間から明治時代）

幔幕は、博多祇園山笠や放生会、松囃子で用いられ、町ごとに作られる共有具である。長さは十メートルに及ぶものもあり、意匠は、「雀踊り」（下鯛町）、「角力取り」（下呉服町）、「金魚」（奈良町）、「七福神」（上桶屋町）、「あやめ」（大浜町一丁目）など町ごとに異なり、図柄が町の印ともみなされた。幔幕は若者組によっ

ある甲府城下における繁栄の象徴となるのが「幕絵」である。巨大な飾りものを作って見せ、社会集団の繁栄を誇示しようとする点で両者は共通している。

「幕絵」は町ごとに作られ、その製作にあたっては広重のような有名絵師を甲府に招き、高額の制作費だけでなく逗留中の遊興費も負担してあたせた。³⁵⁾農村における繁栄とは、豊かな稔りをもたらす生産技術や人的資源に裏付けられるものであるのに対し、都市における繁栄とは経済力に集約される。高額の金銭を注ぎ込んで有名絵師に描かせたり、連雀町の「幕絵」のように舶来の生地をふんだんに用いたりした「幕絵」は、町の繁栄を象徴する視覚的装置にふさわしい。

また、幕末には、先に紹介した柳町二丁目の幟枠が評判を呼んでいたとされる。さらに『峡中浮世絵考』には、柳町四丁目の「幕絵」が維新の祝いを兼ねた道祖神祭を機に新調されたことや、新しく「一番綺麗だった」ことが回想されている。既存の「幕絵」が飾られていた当時においても、それ以上に人々が関心を抱く新しい飾りを町々は求め、作り続けていたことをうかがわせる。柳町二丁目の幟枠に使用された木彫群の作者は、信州佐久郡小諸の木工、小山正作であった。小山正作は、幟枠の制作と同時期に上野原の保福寺において山門と鐘楼再建の棟梁を務めていた。³⁶⁾甲斐国内に名が知れた大工であったと推測される。甲府城下町の道祖神祭りでは、飾りの大きさもさることながら、いかに珍しく目新しいものを作らせて飾るかに関心が寄せられていたと考えることもできる。「幕絵」が登場する以前の道祖神祭りにおいて、仮装や見世物、芝居に注目が集まっていたのも、目新しさや派手さを求めていることだったのだろう。町々が行ったその工夫は、単に華やかさを求めて行うのみに留まらない。「目新しさ」や「人目を惹く」とは、時流を捉え情報を先取りして表現することでもある。人や物資とともに情報が集散する都市では、その才能もまた、繁栄の源泉のひとつなのである。

(三) 現存する他県の絵幕

甲府城下の「幕絵」と類似する、大型の絵幕（祭礼幕）の事例を挙げる。使用される祭りは道祖神祭りに限定しない。

① 長野県中野市指定文化財 児玉果亭筆「王日神社幕絵」（明治二年、一八六九）
王日神社（長野県中野市諏訪町）に伝来し、二点が現存する。縦二・四メートル、横七・五メートルで、紙を貼り合わせて作られている。画題は竹林と雀翁が描かれた「舌切り雀」と、画面いっぱいの大根に鼠が乗る「鼠大根」である。作者は児玉果亭である。³⁷⁾第十七代宮司である伝田丈親との関連が確認されている。資料画像から判断する限りでは、上部に吊り下げのための乳などは見あたらない。形状は絵幕であるが、どのように使用したものかは不明である。³⁸⁾

② 千代田区指定文化財 杉山鶏児筆「大日本帝国憲法発布奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」 一 張（明治二年、一八八九）

絵幕は麴町が所有していたもので、山王祭の際に神酒所に飾ったものである。杉山鶏児による大日本帝国憲法発布に対する奉祝文と、河鍋暁斎による舞楽の蘭陵王の図とが裏表に縫い合わされており、舞楽の蘭陵王を題材とする。制作は、大日本帝国憲法発布を祝うために当時の麴町四丁目町会が依頼したという。大日本帝国憲法発布の際には東京の各地で山車や旗、造り物を飾り立てて、その祝典を大いに盛り上げたという。³⁹⁾

③ 鹿児島県指定文化財「門之浦伝来絵幕」（中世）

幅三・七四メートル、全長九・一一メートルで、犬追物や流鏑馬など中世の武士の様子のほか、義経記や曽我物語などを題材にした十五の場面に分けられた内容の物語が描かれている。描かれた時代は戦国時代と特定されており、祭

① 農村部の巨大な飾りもの

『甲州年中行事』には、「維新前は国中到的処此祭を行ひ、如何なる山間の僻地と雖も『どんど』を見ざるはなき有様なりき。」と記される。現在でも、小正月の道祖神祭りは農村部を中心に盛んに行われ、神木や小屋、オヤマカザリなどの大型の飾りものが集落ごとに作られている。二〇二〇年以降、感染症の流行をきっかけとして縮小化は進んだものの、大型の飾りものの製作が山梨の道祖神祭りの特徴のひとつであることに変わりはない。

製作は、保存会が行う場合、各家から一名が出役して行う場合、組ごとに一年交代で行う場合など集落によって異なる。そして、飾りものが完成した時には昨年や近年のものと比較して品評が行われることが多い。特に、組ごとに年番で行う場合はこれが顕著である。品評は製作した当人たちが行うこともあるが、長老格の老人たちが見に来て行うこともある。全体の形の良し悪しだけでなく、大きさ、屋根の葺き方、藁など素材の切り揃え方、縄の巻き方や縛り方など細かな製作技術まで評価される。

神木や小屋に用いられる技術は、農作業に用いられる技術でもあり、かつては日時的に用いられる手業でもあった。例えば、ヘイガシラと呼ばれる縛り方は、ブドウ栽培において蔓の誘引にも多用される⁽³¹⁾。その点において、飾りものに対する評価とは、生産や生活に関わる技術水準の評価にも通じる。

大型の飾りものを製作するためには、技術力だけでなく多くの人の力を合わせる必要もある。現在でこそ、小屋づくりや神木立てにはフォークリフトやクレーンが利用されるようになったが、それらの動力が導入される以前はすべて人力で行われていた(写真7、図1)。大型の飾りものを作るためには、それを可能にするだけの人員が集落に存在することが前提となる。また、飾りもの作りには、子どもや若者が関わったり、神木を立てるための穴掘りは新婚の婿が行ったりするなどの慣行があった。巨大な飾りものの製作は、集落内の生産に



写真7 甲斐吹市八代町米倉のオコヤ作り
現代ではフォークリフトを用いて屋根を持ち上げる

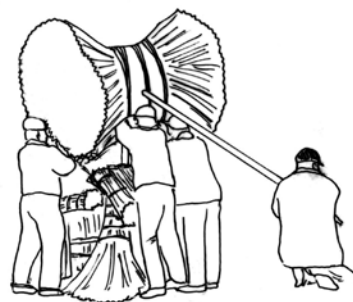


図1 甲斐吹市八代町米倉のオコヤ作り(『八代町誌』
下巻より作成)
以前は人力で屋根を持ち上げていた

直接的に関わりる人々や、あるいはいずれその役割を負う「未来の人材」とでも言うべき人々の人口が豊富であればこそ可能だったのである⁽³²⁾。

つまり、農村部における巨大な飾りものとは、生産人口の豊富さであり、生産・生活技術の高さを示す指標でもあった。山中湖村平野では、神木を「去年よりも一センチメートルでも高く立てろ」と言った⁽³³⁾。一昨年より去年、去年より今年と、わずかでもその能力が向上し、繁栄していくことを願い、表現したのである。飾りものに限らず、道祖神祭りでは隣り合う村と村の競い合いも行われ、互いの勢力を誇示し合うことも行われてきた⁽³⁴⁾。巨大な神木や小屋は、技術力や人口の豊富さがもたらす共同体の豊かさや繁栄力の象徴として、それを視覚的に他村に示すという意味があったと考えることができる。

② 甲府城下町の道祖神祭りにおける繁栄の象徴

農村では、共同体の繁栄を大型の飾りものが象徴した。これに対し、都市で



写真5 「四神の飾り」(十一屋野口家資料)

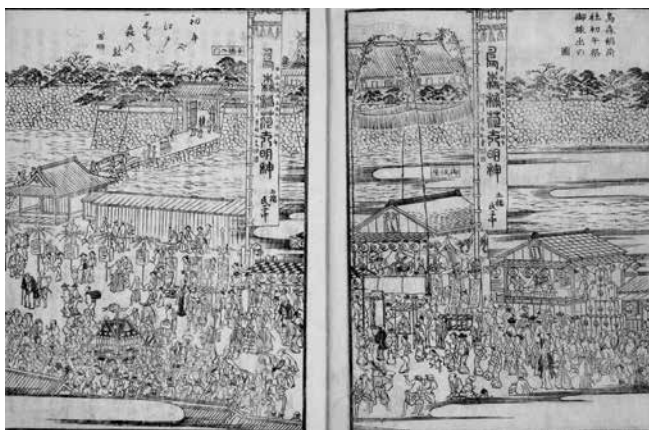


写真6 『東都歳時記』より「鳥森稻荷社初午祭御旅出の図」

左頁中央部に四神幟が据えられているのが確認できる

三. 都市の祭りと絵幕

(一). 甲府城下の「幕絵」

甲府城下の各町が所有した「幕絵」については、『甲斐廻手振』や『甲州年中行事』に画題が記されている。それによれば、緑町は二丁目に曾我物語（後に淵里「頼朝一代記」）、八日町一・二丁目は歌川国虎「和漢名将伝」、同三丁目は「甲州道中宿々」、柳町一丁目は二代広重「田舎源氏」、同二・三丁目は岸連山「京都名所」、同三丁目は初代広重「東海道五十三駅」、同四丁目は月岡芳年「太閤記」、魚町三丁目では淵里「忠臣蔵」、連雀町は「千羽雀」、青沼町では「諸国名所」であった。このほか、緑町一丁目の幕絵は「東都名所」であり、各町

の「幕絵」は数十枚をセットにした連作であったと考えられる。緑町一丁目の二代広重による「幕絵」の乳の部分には、「東三」岩彦前」などの文字が記されており、緑町一丁目の通りの東側、北から三番目の岩崎屋彦左衛門の店の前に飾られたものであることが判明している。²⁷⁾「幕絵」を持つこれらの町は、いずれも甲州街道沿いと、それに隣接する町々であった。

素材は、『甲斐廻手振』ではいずれも木綿製とするが、『甲州年中行事』では連雀町以外を麻布製とする。現存する緑町一丁目および柳町四丁目の三枚の幕は、いずれも麻布を用いている。これに対し、連雀町は呉呂服を用いたとい²⁸⁾う。呉呂服（呉絹、呉絹服連）とは江戸時代初期にオランダから輸入された毛織物で、オランダ語のグロフ・グレイン (grof grein) に由来する。ラクダ、山羊、羊の梳毛糸を用いて織られ、武家男性の火事装束や合羽、帯地に用いられた。なお、毛織物の祭礼幕は、主に刺繍幕に見ることができ、羅紗の赤地が用いられていることが多い。

「幕絵」の制作方法については、五枚の布を上下に継ぎ合わせていることや物見穴があることから陣幕の作法に基づいて作られたことが指摘されている。²⁹⁾ 場を区切ったり結界的に用いたりする祭礼幕を、神聖な用具とみなしていたことがうかがえる。一方で、このような作法は「幕絵」に限らず、他の祭礼幕や芝居小屋の幕にも見られる。³⁰⁾ よって、このことをもって「幕絵」が甲府城下の道祖神祭りの特異な祭礼用具であると結論づけることはできない。

(二). 山梨における道祖神祭りの飾りもの

「幕絵」は甲府城下の特別な祭礼用具として語られ続けてきたが、同じ道祖神祭りの飾りである農村部の飾りものとの比較検討は行われてこなかった。両者を比較すると「大型である」という共通点がある。飾りの大型化は、どちらの場合も、その社会集団の繁栄を象徴していると考えられる。



写真3-1 幟枠の彫刻のうち「登り龍」(十一屋野口家資料)



写真3-2 幟枠の彫刻のうち「降り龍」(十一屋野口家資料)

査により発見され、十一屋野口家資料として寄贈を受けた(写真3-1、3-2)⁽²⁰⁾

甲府城下町の道祖神祭りでは、道路の中央に竹竿を芯に正月の松を積み上げた「お山」を造った⁽²¹⁾。「お山」の上部には柳状の飾りが付けられ、地面に向けて綱が張られ、綱には白紙や書初めが飾られたという。これは、現在も甲府市街地の北部や県内農村部で行われている道祖神祭りの飾りと類似した形状と考えられる(写真4)。

祭りには道祖神を祀る神殿も必要である。神殿については次のように記されている。

道祖神の祠を祀る可き家は町内適當の明家を當て其大戸を開き、格子戸を取り放ち内に安置し奉る、神前に神酒鏡餅又塩を山形に積みたるを供ふ、祠



写真4 甲府市街地北部のオヤマカザリ(2005年以前、保坂登志雄撮影)

を安置したる所を「御ちよう屋」と云ふ⁽²²⁾

神殿の場所や大きさは、十一屋野口家資料の文字記録⁽²³⁾によって知ることができる。拝殿は、祠を安置した空家に接する形で往来(表通り)に建てられた。設営には大工が呼ばれ、仮設とはいえ簡素な建築物ではなかったこともうかがえる。神殿の大きさは、片羽町の記録によれば二間×三間(幅約五、四メートル×奥行約三、六メートル)であった。祭りの期間、町の中に拝殿を有した風格漂う道祖神の神殿が出現していたことがうかがえる。『道祖神祝儀並に諸人用永代帳』⁽²⁴⁾に記された祭礼用具にも、神殿に該当する「御拝」(御拝殿の意か)が記されている。柱や梁、棟木、屋根、破風板などの部材は、主要な商家が分割管理されていた。同じく永代帳からは「四神幟」があったこともわかる。十一屋野口家資料には、彩色を施した四神の彫刻も存在し(写真5)、これらは四神幟の上部に取り付けられた飾りと推測される⁽²⁵⁾。江戸の祭礼図を参考にすれば、四神幟は拝殿の前に立てられたと推測される(写真6)。



写真2 甲府市天神町(2005年以前、桂田新造氏撮影)

(二) 神体と神格

神体は丸石であった。社は小さな祠を一町に一社祀り、平時は底の上に上げられていたという。また、祭りには神職や修験が関わることはなかったようである。また、道祖神は祭りの期間中の十三日から十五日の間、「無妻の者」に乗り移り騒動を起こすとされ、それを制すると神罰がくだるとも書かれている⁽¹⁶⁾。

この記述からは、甲府城下の道祖神が単神の男神なのか女神なのかは不明である。ただ、荒ぶる神の側面を持っている。甲府城下の道祖神が荒ぶる神であったことは、祭りにおいて行われていた祝儀の強要からもうかがえる。『裏見寒話』では、先の事例に続き、年老いていても独身の者は道路に立ち、前年に吉事があった家から祝儀を出させたことが記されている。前年に結婚した者の家を訪れて祝儀を出させる行為では祝儀の多寡をめぐって争い事が起こり、少ない場合は聲の家財や商品を壊したとされる。先述の獅子舞も、家々を舞いまわる時に、口論になれば獅子舞を舞わさないと

言って困らせることがあったと記録されている⁽¹⁷⁾。

このほかに、祭りに付随して町と町が対抗して行う「おきあがり」と称する遊戯的な喧嘩もあり、荒ぶる道祖神の神格をうかがうことができる。「おきあがり」は十四日の夜に辻で行われた。竹竿によってなぐり合うという激しいもの

で、最初に辻を挟んで隣町の軍同士が向かい合い、年少者が先手となり後ろに年長の青年が備えた。まず年少同士が戦い、そこに年長者が加わったという。勝敗は相手を追い込んで相手の竹竿を取り上げ、抵抗力が無くなったところで決まる。しかし、勝敗にこだわったり、起こったことを後日に引きずったりすることは決してなく、翌日には町ごとの作戦を批評しあったりすることもあったという。

「おきあがり」には、先の「境を開く」という道祖神の性格を見ることができ。祭りに付随する「遊戯」として、後日に禍根を残すことなく一定の型のなかで行われており、町と町の力の対抗でありつつも、祭りに乗じて起こす「抗争」ではないのである。双方の町の若者が入り乱れることを通じて両町を入り乱れさせ、町の境や町や年齢による社会集団を一時的に融合させる(「開く」)ための儀礼と見なすことができる。同様に、祝儀の強要やそれに関わる争いや乱暴も一種の秩序の攪乱であり、社会的境界を「開く」行為とみなすことができる。

(三) 祭場

祭りの場の設え方について、『甲州年中行事』は詳細に記録している。主要な祭場となるのは町の表通りである。道祖神は町ごとに祀られることから、町の境界を区切って祭場が設けられていた。町の境界の標示として、道の入口の道の両脇に青竹を立てて注連縄を張る「志めきり」を設置した。さらに大幟、吹流、万燈が立てられた。大幟は二本一対、吹流は一本で「道祖大明神」と記されており、万燈には「天下泰平」「國家安寧」「五穀豊饒」「家内安全」などと書かれていた。これらは幟竿に立てて用いられたと推測される。『甲州年中行事』では、柳町二丁目の幟竿を挿絵を用いて詳細に報告している。幕末の道祖神祭りで評判を呼んだというこの幟竿を飾った木彫は、二〇一五年に山梨県立博物館の調

りが日常における秩序を変換する機会であれば、社会的な秩序を形成する要素の一つである居住空間の境を、一時的であつても開く役割を道祖神には期待されていたということもできる。⁹⁾

都市の繁栄が「開かれる」ことでもたらされるのは、都市が周辺地域に支えられ、多くの人が訪れ、物資や情報が集散する機能を持ち、その消費により成り立っているからである。境を閉じて外来者の来訪を拒んでは、都市は機能を失いかねない。このことは、現代を生きる私たちも近年の感染症の流行を通じて経験したことである。感染症という災厄からの防御を目的として人の往来を最小限に留めたことは、経済活動の人為的抑制となり、急激かつ大幅な景気後退をもたらした。¹⁰⁾ 境を開き、人や物や情報が交流することは、都市が機能するための必須条件なのである。

それでは、このような都市の道祖神信仰における「開く」機能や、祭りにおける周辺地域との関係性は、甲府城下の道祖神祭りにも確認することができるだろうか。次に、江戸時代の「甲府道祖神祭り」で行われた内容について、文字記録をもとに確認していく。

二．甲府城下の道祖神祭り

甲府城下の道祖神祭りの様子は、『裏見寒話』(宝暦二年、一七五二)、『日本九峰修行日記』(文化十三年、一八一六)、『甲州日記』(天保十二年、一八四一)、『甲斐廻手振』(嘉永三年、一八五〇)、『甲州道中記』(慶応二年、一八六六)、『甲斐の落葉』(明治二十年頃の聞き書き)、『甲州年中行事』(大正時代初期の聞き書き)などの史料から知ることができる。これらのうち「幕絵」についての記述があるのは、『甲州道中記』『甲州日記』『甲斐廻手振』『甲州年中行事』である。その他の記録では、祭りを盛り上げたものとして町ごとに趣向を凝らした見世物や、

子どもが行う歌舞伎などが記されている。¹¹⁾「幕絵」は、それらの「出し物」から次第に関心が移り、江戸時代後期に登場したと考えられる。「幕絵」を飾ること以外に知ることができる祭りの民俗的要素として、信仰のあり方、家々の祝儀の様子、祭場の整え方などについて確認することができる。それらの内容を次に記す。なお、「幕絵」については後述する。

(一)．祭日

祭りは、十一日から十五日までとされ、¹²⁾ 神殿や神木立てなどもこの期間に行われた。¹³⁾ 正月の松を積み上げ、書初めなどを飾ったお山飾りは、十三日に立てられる。¹⁴⁾ 祭りの中心は十四日である。夕方から獅子舞が行われたと記録する。¹⁵⁾ この獅子舞は小さな社を長持ちの上に載せたとされる。現行の農村部の道祖神祭りでも、例えば甲斐市下福沢や甲府市塚原では獅子頭を小祠に納めてムラのなかを巡行することが行われている。甲府城下の獅子頭の安置状況も、これに近いものであつたと推測される(写真1、2)。

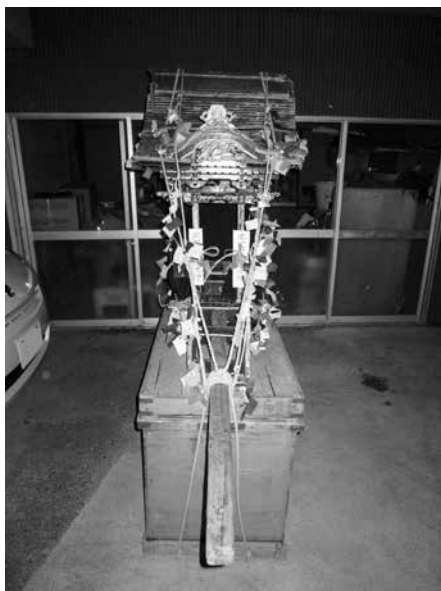


写真1 甲斐市下福沢 (2015年撮影)

紹介し、甲府道祖神祭りの「幕絵」との類似点や相違点について述べる。最後に、都市の道祖神祭りにおける祭礼用具としての「幕絵」の機能や甲府城下における道祖神祭りのあり方についても考察する。

一・都市の道祖神信仰

民俗学では、草創期から道祖神を研究の対象とし、村境などにあつて、その内側に悪いものが入らないよう遮り塞ぐ神であると述べてきた。しかし、実際の民間信仰のなかの道祖神は、単に境界の神として村内の安全を守護するだけでなく、五穀豊穡・果樹豊作・養蚕満足といった生産に関わるものから夫婦和合・子孫繁栄あるいは疫神退散・交通安全など、時代によって移り変わりながらも生活に関わるあらゆる願いを受け止める存在として信仰されてきた。神体は、石や人形など多様である。そして、こうした研究は基本的に農村部の民間伝承の道祖神を事例として進められてきた。

一方で、道祖神は古典などに見られる文字の世界にも記述された。古典の世界の道祖神は神話的世界との関わりから道の神や旅の神として説かれたが、その後、男女一対の性的な機能を持つ神とも習合していった。そして、こうした文字に記録された道祖神の姿は、基本的には都を中心とした、文字文化を享受する人々の知識である^⑤。また、古代史の視点からは、日本の都城祭祀や道の祭祀と、百済陵山里寺跡出土の陽物形木簡の比較研究により、ムラの道祖神信仰の源流を古代の都城祭祀に求める研究も行われた^⑥。道祖神信仰の研究では農村の道祖神と都市の道祖神の双方を対象としてはきたが、民俗学や古代史における都市の道祖神信仰の事例は、基本的に道祖神信仰の成立を解き明かす過程に用いられてきた。事例研究としては、松本の道祖神木像などの研究や調査報告もあるが、都市の道祖神の信仰やその祭りの報告自体は豊富とは言えない^⑦。

倉石忠彦は、近世城下町の道祖神祭りの状況を『諸国風俗問答』により考

察している^⑧。このなかでは、境界の信仰には、旅する者の立場からは「境界を開き無事に越えさせてくれる存在」であり、境の内側の者にとっては「境を犯し去来するものから防御してくれる存在」であるという二面性があることを述べている。また、秋田領、長岡藩、松代藩、松本領の各城下の道祖神祭りでは、城下の内部や近在の村々が関わり合いながら多重構造的に祭りが行われていたことも示されている。例えば、松代の道祖神祭りでは、町や近郷によって城下が祝福され、町によって城内に道祖神の神体が担ぎ込まれて祝福されるという祭りのあり方があった。支配者層が町方の方によって祝福され、家の繁栄を期待されるという構造である。地域の中心に町（都市）があり、その背景に農村の道祖神祭りがあり、双方の影響のなかで安定や繁栄がもたらされるという関係性が表れている。さらに、この構造においては、社会集団の間に存在する物理的・精神的な境界を「開く」ことで祭りが成立している。町の道祖神信仰においては、境界を閉じて塞ぎ止めるだけでなく境を開く機能を持っていたことが次のように指摘されている。

地表における特定空間において、特定の人々によって形成される社会集団の内部だけで生活する世界、つまりある意味では閉じられた生活世界ではなく、特定空間を越えて人や物や情報が交流する世界が「都市」である。そうしたところでは遮り止める境界は障害となる。現実的には様々な形で存在する境界を、開かなければならない。しかし、開くということはそこに開くべき境が存在することでもある。そしてその境は単に空間的境界だけではなく社会的境界をも発生させる。城下の繁栄にかかわるのは城主であり家中であり町人であり農民である。農村における農民という単一的な社会的存在からすれば、多様な社会的状況の発生である。道祖神はそれぞれの幸せにに応じて祭られ、祭りの時にはその境界を開く。新しい境界の元での祭りである。祭

境を開く「幕絵」

— 祭礼用具としての理解を試みる —

丸尾 依子

はじめに

山梨県立博物館（以下、当館）では、三枚の「甲府道祖神祭幕絵」^①（以下、「幕絵」と表記）を所蔵している。当館が所蔵する「甲府道祖神祭り」^②に関連する実物資料は美術工芸と民俗の二分野にまたがり、緑町一丁目が所有した二枚と柳町四丁目が所有した一枚の計三枚の「幕絵」、柳町二・三丁目が所有した「幕絵」の画稿と画巻、魚町一丁目自治会が管理していた道祖神木祠と丸石神体および祭礼用具一式、さらに柳町二丁目所有の幟枠の木彫一式と四神像がある。そのうち、木彫は二〇一七年に新たに収集されたもので、若尾謹之助による大正時代の聞き書きにより、『甲州年中行事』に記録された幟枠そのものであることが判明している（二―（三）に後述）。明治維新によって廃絶した甲府城下の道祖神祭りの様は、既存の文字資料に加え、収集された実物資料によって、少しずつではあるが立体的に描き出されつつある。

一方で、「甲府道祖神祭り」に関する郷土史的な関心は、基本的に「幕絵」を中心に注がれてきたといっても過言ではない。祭りが廃絶した後、山梨県内に残存した「幕絵」は昭和二十八年（一九五三）に県立図書館で開かれた第二回「峡中浮世絵展」において展示公開された。また、同年に著された『峡中浮世絵考』^③には、「幕絵」の制作や祭り廃絶後の処分について記されている。その後の「甲

府道祖神祭り」に関する研究も、主として美術史（絵画）の視点から行われてきた。近世史の視点からの論考も存在するが、これらも「幕」という形態や制作に至る社会的背景を中心に考察したものであり、著名な絵師による作品としての「幕絵」や、莫大な費用を費す祭りの盛大さに対する関心の域を出るものではなかった。^④

「甲府道祖神祭り」において、「幕絵」は祭りの華のひとつであったことは確かである。著名な画家を招き逗留させて描かせた巨大な絵は、甲府の隆盛とその願いの証であり、町人文化と芸術文化の蜜月の象徴でもあるだろう。だが、「幕絵」は祭りの用具のひとつであり、道祖神信仰や祭りそのものを示す資料ではないことを忘れてはならない。甲府城下の道祖神祭り自体の研究が進展しない限り、「幕絵」は絵画作品の枠に押し込められ、祭礼用具としての真価を問うことは難しいと言わざるを得ない。

本稿はこうした課題に立脚し、特に祭礼用具としての「幕絵」の機能に注目しながら、甲府城下の道祖神信仰と、その祭りについて再考するものである。はじめに、都市の道祖神信仰に関する研究と、甲府城下の道祖神祭りの内容について概観する。続いて、山梨の道祖神祭りの飾りものの特徴に触れ、農村部（神木・小屋）と都市（「幕絵」）の比較を試みることで、道祖神祭りにおける飾りものの象徴性についても述べる。また、祭りにおいて絵幕を用いる事例を

おわりに

当館で新しく収集することになった年章の手による三点の扇面絵について、その画題及び落款等から制作年について考察をしたが、現時点ではいつの制作であったと断定することが難しいという結論に達した。年章は数少ない、山梨出身の浮絵師のひとりであるが、まだ明らかになっていない点も多く、研究の余地も多いにある。基準作が決して多くはないこと、また年章の研究論者についても現状少ないことから、今後さらに当館でも年章作品の収集をおこない、調査・研究を進めたいと思っている。

【註】

- (1) 布施村戸籍に「明治十八年（一八八五）十二月廿一日東京府浅草区須賀町二番戸へき留」とあるが、この住所が芳年の自宅であることから、内弟子として芳年宅に住み込んでいたことがわかる（中山嘉明「甲州浮世絵師中沢年章」（『甲斐路』第十三号、山梨郷土研究会、一九六七年）。
- (2) 山中古洞「芳年傳備考」（第三稿）（『浮世絵志』十八号、浮世絵志会、一九三〇年）。
- (3) 明治三十二年（一八九九）三月十八日発行の『警世』という新聞に「特別広告、爾今愛宕町小山方に居住し汎く揮毫の需に応じ候中沢年章」と広告を出していることから、明治三十二年には愛宕町に住んでいたことがわかる（中山嘉明「甲州浮世絵師中沢年章とその作品」（『甲斐路』第五十八号、山梨郷土研究会、一九八六年）。
- (4) 『中巨摩郡誌』には、「最も人物画に長ず。」とある（山梨県中巨摩郡聯合教育会『精粹中巨摩郡誌』名著出版、一九七七年）。
- (5) 守屋正彦「中澤年章について」（『山梨県立美術館研究紀要』第四号、山梨県立美術館、一九八二年）。
- (6) 大木コレクション。甲府の豪商、大木家由来の資料のひとつ。
- (7) 前掲註（5）の作品一覧で紹介されている三点に、前掲註（6）の「扇面富岳図」を加えた計四点となる。
- (8) 当館で所蔵している「扇面富岳図」の他、紙本着色の「富士」の絵、「人物戯画図」という絹本作例の背後に富士が描かれているもの、そして明治天皇御幸記念に板絵とし

て描かれ、韮崎市船山姫宮神社に献上された額の背景の一部として富士が描かれているのが確認できる（前掲（5）参照）。

- (9) 前掲註（5）参照。
- (10) 前掲註（5）参照。
- (11) 前掲註（5）参照。
- (12) 前掲註（5）参照。

【図版】

- 図版 6～8 山梨県立博物館蔵 執筆者撮影
図 1～8 山梨県立博物館蔵 執筆者撮影

（山梨県立博物館）

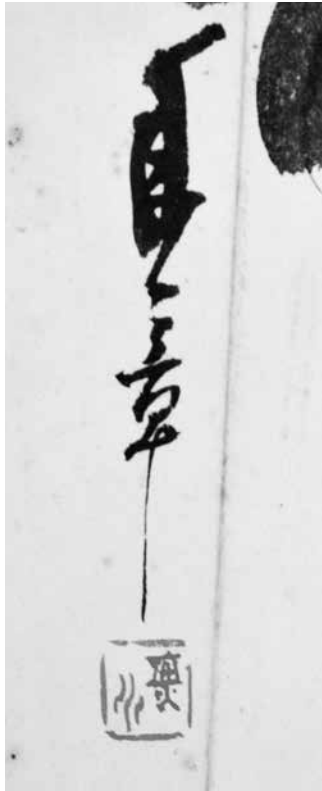


図8 ③「扇面花卉図」署名部分



図7 ②「扇面富士図」署名部分



図6 ①「扇面富士図」署名部分

次に「章」についてだが、①のように全体的に崩れているものについては、明治三十年代前半から大正時代にかけて時折見られる。なお、②③のあまり崩れていない「章」の字についても、明治三十年代前半から大正時代にかけて同じように見られており、ここから年代を絞ることは難しい。

この三点がそれぞれ別々に作成されたと仮定すると、②については明治三十年代前中期に、①③については明治三十年代後半から大正時代までの間、と推定することができる。なお、三点が同時期に制作されたとすると、①③の「年」の崩し方と②の崩し方を併用して使用しているのは明治三十四〜三十六年ほどの間となる。しかし、現状基準作となる作例の年代に偏りがあり、例えば明治三十七〜四十年代にかけての基準作例がほぼ見られないことから、この二つの仮説をそのまま採用することは難しいだろう。よって、本稿では明治三十年代以降の制作、とやや対象年代が広くなるが、この三点の扇面絵の制作年代についてはそのように仮定しておきたい。

最後に捺されている印章についてだが、①「年章」(白文方印)、②「希康庵」(朱文方印)、③「無水」(朱文方印)となっている。②「希康庵」については関防印として守屋氏の論考に示されているが、他のふたつの印章については他に捺されている作例が見つからないため、今回初めて確認されたことになる。ただし、「年章」「無水」ともに他の形状ではあるものの、この語を用いた印章を、他の作例で確認することができる¹²⁾。

本資料が、署名や画風などから見ても年章の作例として取り上げて申し分ないことから鑑みて、①と③の印章については、年章の新出印章として、考えてよいのではないだろうか。

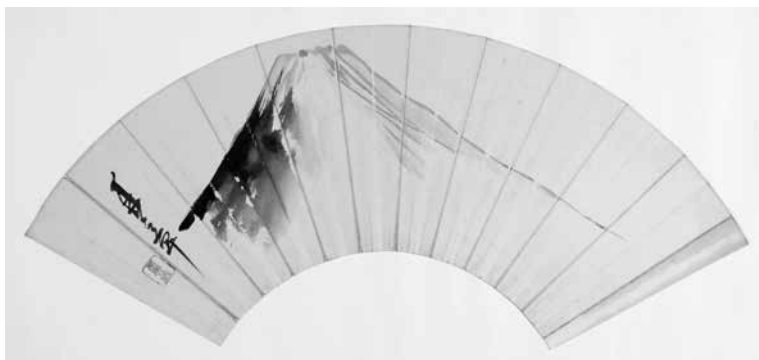


図5 「扇面富岳図」



図4 ①「扇面富士図」(部分)

三点の内二点は富士図であるが、現存が確認されているものの中では、富士を取り上げたものはあまり多くはない。⁽⁸⁾

次に、山水花鳥図についてだが、こちらについては南画的要素が強いものをいくつか残している。なお、年章は人物を描く際は細かな箇所まで描き込むことが多いが、その背景にあたる山水や花卉の類のものについては、荒々しい筆遣いで描く傾向にある。今回の三点についても、丹念に描き込んだというよりも、伸びやかで流れるようなタッチで描かれている。扇面絵の依頼を受け、席画に近い形で作成したのではないだろうか。画料については、年章は絵の具道具を買う以外はほとんど酒代につき込んでいたとの証言が残されているが⁽⁹⁾、こうした扇面絵についても、酒代欲しさに依頼を受け、制作したことが推測される。

なお、歴史画についてはいつ頃から、また山水花鳥画などについても何年頃より描かれる傾向にある、と一概にいうことは難しく、よって今回画題からその制作年を推定することはできない。守屋氏の作成した年表をみる限り、どちらかというと、晩年にかけて花鳥画が多く描かれたように思われるが、基準作となる作例も少ないことから、断言することは難しいだろう。⁽¹⁰⁾

それでは次に、本扇面絵に記された署名(図6～8)から、制作年代を絞っていきたい。なお、今回取り上げる三点には、制作年を直接的に示す款記等は残されていない。

制作年の記されている年章の基準作を参考に三点の署名をみると、②「扇面富士図」(以下②)のように、「年」の横線が縦に四本並ぶような形が見られる傾向にあるのは、明治三十年代前半から半ば過ぎ頃までである。なお、①「扇面富士図」(以下①)と③「扇面花卉図」(以下③)に見られる、縦線のはねが上まで続いて繋がっているような形の「年」については、どちらかというと明治三十年代後半から大正時代の初期にかけて確認できる。

が加わり、合計七点となった。年章の肉筆画については、全体として掛軸装のものが多いことから、扇面絵のような実用的な作品は珍しく、貴重なものであるといえる。



図2 ②「扇面富士図」



図3 ③「扇面花卉図」

二、画題及び落款、制作年について

年章はさまざまな画題で肉筆画を制作しており、得意とした歴史的な人物や逸話を描いたもののほか、山水画なども手掛けている。なお、今回とりあげる

材質・技法…紙本着色

法量…一五・三×五三・二cm

署名…年章

印章…「年章」(白文方印)

②「扇面富士図」(図版7・図2)

材質・技法…紙本着色

法量…一五・〇×四九・一cm

署名…年章

印章…「希康庵」(朱文方印)

③「扇面花卉図」(図版8・図3)

材質・技法…紙本着色

法量…一五・一×四八・九cm

署名…年章

印章…「無水」(朱文方印)

いずれもほぼ同サイズの扇面である。来歴などは不明であり、どのような経緯で描かれたのか等、詳細はわからない。すべて扇の骨から外され、扇面部分のみとなっているが、山谷の折れ線や同箇所使用痕らしき擦れが見られるほか、親骨が付けられていたと思しき跡も見られることから、扇として実際に使用されていたことがうかがえる(図4)。なお、三点とも裏打ちがなされている。

三点の内二点は富士図であり、一方は着色、もう一方は墨一色で、それぞれ富士の姿が表されている。なお、当館では既に年章の「扇面富士図」(図5)を所蔵しているが、こちらは富士のみが表されたシンプルなものである。⁽⁶⁾最後の



図1 ①「扇面富士図」

一点は花卉図であり、伸びやかな筆遣いで白い花が描かれている。

三点ともに端部分などに折れなどが見られ、また②の「扇面富士図」については、他の二点と比べて資料上部を中心にシミの跡なども見られるが、概して状態はよい。年章の扇面絵は四点が確認されていたので、今回新たにこの三点

《資料紹介》

中澤年章の扇面絵

松田 美沙子

はじめに

中澤年章（^①一八六四〜一九二一？）は、山梨出身の浮世絵師である。本名を延太郎といい、巨摩郡布施村（現中央市）の百姓である、惣甫・りうの長男として、元治元年（一八六四）に生まれた。明治十八年（一八八五）、二十二歳で上京し、浮世絵師の月岡芳年（一八三九〜九二）の門戸を叩いている。^②年章は芳年が亡くなる明治二十五年（一八九二）までの約六年半の間、芳年宅に内弟子として住み込み絵を学んだ。

年章の師である芳年は、幕末から明治にかけて活躍した浮世絵師であり、山梨とのゆかりも深い。少なくとも、二度山梨を訪れていることがわかっており、元治元年頃の来甲で甲府道祖神祭幕絵を手掛けたほか、明治四年（一八七一）にも画家の小林永濯とともに山梨を訪れ、肉筆画を描き残したという。^③なお、当時幼かった年章が、芳年が山梨に滞在していた時に直接会っていたとは考えにくい。記録には見られないが、その後山梨を訪れた芳年と年章が接点を持つ機会があった、もしくは年章が山梨で絵の手ほどきを受けていた他の絵師から芳年を紹介された可能性などが考えられるが、現状推測の域は出ない。両者が接点を持つきっかけについては、今後の検討事項としたい。

さて、東京に滞在していた頃の年章は、日清戦争などの戦場を描きだしたもののほか、歴史的な出来事、美人画などの錦絵を手掛けている。その後、明治三十一年（一八九八）頃には山梨に戻り、^④県内各所を転々としながら肉筆画を中心に作品を残した。残された肉筆画をみると、歴史画や人物画、美人画から山水画にいたるまで、多岐にわたるものがみられる点が特徴である。^⑤なお、年章が残した作品については、守屋正彦氏が年章の画業についてまとめる中で、当時の調査で判明したものも含め、作品一覧を制作している。^⑥

本稿では、守屋氏がまとめた一覧に未掲載であり、かつ当館の新収蔵資料である年章の扇面絵三点について紹介したい。本資料は、令和五年（二〇二三）の当館資料・情報委員会にて収集が認められたもので、おそらく年章が県内で作成した肉筆の扇面絵になる。今まで論考でも取り上げられたことがない資料であることから、その基本情報や特徴について述べていきたい。

一、資料の基本情報

最初に年章の扇面絵、三点の基本情報を記す。

①「扇面富士図」(図版6・図1)

山梨県立博物館研究紀要 第19集

発 行 日 2025（令和7）年3月28日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印 刷 株式会社 少 國 民 社
